

# 第一回 参議院内閣委員会議録第六号

(七六)

昭和五十八年十一月二十六日(土曜日)

午前十時一分開会

十一月二十六日

委員の異動

辞任

山本 富雄君  
本岡 昭次君  
鷹山 篤君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

高平 公友君  
坂野 重信君  
小野 明君

委員

亀長 友義君  
坂野 重信君  
小野 明君

理事

高平 公友君  
坂野 重信君  
小野 明君國務大臣  
(内閣官房長官)  
國務大臣  
(総理府総務長官)  
國務大臣  
(防衛庁長官)  
人事院総裁  
人事院事務総局  
給与局長  
総理府人事局長  
防衛府人事官  
防衛府参事官  
防衛府人材教育  
局長  
防衛府長官官房  
長官  
防衛府参事官  
防衛府人材教育  
局長  
防衛府衛生局長  
防衛府経済局長  
防衛府装備局長  
防衛施設府長官  
防衛施設府施設  
部長  
力安全局長  
科学技術府原子  
力安全局長  
外務大臣官房審  
議官  
大蔵大臣官房審  
議官  
運輸大臣官房總  
務審議官  
消防庁長官  
砂子田 順三君常任委員会専門  
員 林 利雄君

説明員

外務省北米局審  
議官  
外務省北米局安  
全保障課長後藤田正晴君  
丹羽 兵助君  
谷川 和穗君  
藤井 貞夫君  
斧 誠之助君山下新太郎君  
加藤 良三君後藤田正晴君  
丹羽 兵助君  
谷川 和穗君  
藤井 貞夫君  
斧 誠之助君

本日の会議に付した案件

○防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(第九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

○防衛府職員給与法の一部を改正する法律案(第九十八回国会内閣提出、第百回国会衆議院送付)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛府職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、本岡昭次君が委員を辞任され、その補欠として和田静夫君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 防衛府設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛府職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

國務大臣

事務局側

事務局側

質疑のある方は順次御発言願います。

○峯山昭範君 まず初めに、空中給油機の導入の問題について、昨日もお伺いをいたしましたが、もう少しお伺いしておきたいと思います。

大臣は、この問題については大臣の権限としてこういう空中給油機を導入する考えはないと明確にきのうおっしゃつておきました。防衛局長の御答弁の中でも、五九中業でこの問題は検討するといふことで、五九中業ということですからこれは来年度のあれである、したがっていまのところは全くそういうふうな検討を考えていないと、そういうような答弁があつたわけですが、これはずっと局長、五九中業は確かに来年度から始まるわけですね。来年度から検討して具体的になるわけですが、現在の時点ではこういう問題は考えていない、というのはこれはわかりますが、五九中業になればこういうふうな問題を検討し、導入をするということは考えていらっしゃるかどうか。そちら辺のところを一遍具体的にお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(矢崎新二君) 五九中業でどういったような装備の計画を立てるかという問題につきましては、先生も御承知のとおり、これは各自衛隊それぞれいろいろ問題があるわけでございまして、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊それぞれに改めてまた検討が行われることになるわけでございます。したがいまして、それは作業が始まつてからそういった個々の問題に徐々に入つてくというプロセスをたどるものであるというふうに考えておるわけでございます。したがいまして、個々具体的な問題につきまして、いまの時点です特に申し上げ得るような材料は私どももまだ持つてないというのが率直な状況でございます。

○峯山昭範君 それでは、ちょっと質問の方向を変えまして、空中給油機導入に対する基本的な考え方

え方は、現在のところ防衛当局としてはどういうふうにお考えですか。

○政事委員(矢崎新一君) 空中給油機の問題でござりますが、これは昨日も先生から御指摘がございましたが、これは五十三年の三月四日の衆議院の予算委員会におきまして、防衛庁の方でF-15の空中給油装置の問題について御答弁をしたことがあるわけでございます。

その中にも申し上げてござりますよう、  
軍事技術の進歩といふものは年々著しいものがあ  
りますとか、あるいは高高度の高速侵入といったよ  
うな、そらへ航留機の能力といふものが高まつ  
るわけでございまして、超低空侵入の方式であ  
ります

かくして、前回の前文といふものが正していく趨勢にあることは御承知のとおりでござります。こういったような趨勢から見まして、将来

實際に空中警戒待機の態勢をとるために空中給油装置が必要となることも予想されないわけはない。したがいまして、当面空中給油装置を使うこ

とは考えておりませんが、将来の運用のことも考えますと、現段階でこの装置を取り外すということは適当ではないだろう、したがつてこの装置よ

残しておこう、こういう判断をした次第でございまして、そのことを当時申し上げた経緯がござります。この点は、並来と考るに方針に変つてござります。

○峯山昭範君 将来のいわゆる運用の面でこれが  
何よりも大切で、この限りで、金利とボーナスが半分多くあつてし  
まることをうながすのでございません。

必要になることも考えられるという点がうたわれているわけですが、それは具体的に言えば、どういう事態あるいはどういう局面を仮定して考えて

いはつしやるか、どういうふうな状態になつた場合にこの航空機が必要になつてくるのか、そこのところはどうですか。

（政府委員（矢崎新一君））これは、いまも申し上げましたように、航空軍事技術の進歩というものを考慮いたしまして、超低空侵入であるとか、あいだ高度高速侵入といったような事態に対応

するため、空中警戒待機の態勢というものを有する事の際にはとらなきゃいけないということやなことが将来の問題としてあるわけでござりますから、そういうったような問題が必要であるといふうに判断されるようになつた時期にはそういう空中給油装置を利用することも考へる必要が出てくると思ひます。しかしながら、そういうった将来の可能性ということは私どもは常に念頭に置いて、今後慎重に検討をしていきたいというふうに考えておる次第でござります。

○**豊山昭範君** そうしますと、新聞報道にござりますように、三点にわたつて具体的に書いてござりますね。まず一が、「ソ連のバックファイア」などの大型爆撃機に対して太平洋上のシーレーンを守るために長距離迎撃が必要となる、「一番日に、「来年九月から硫黄島で訓練を始める予定だが、本土から千四百キロ離れた同島へ飛ぶにすると安全」、三番目に、「空中衝突など事故を避けるため、洋上の訓練空域へ進出して訓練していくが、現在は往復に燃料を消費しきて十分訓練できない——などから給油機導入の必要を訴えている」と、こういうふうに記事の報道ではあるわけでございますが、現在五九中業を目前にして、少なくとも現在の時点では航空自衛隊等では、いまこの三点を述べておりますが、こういう点を中心にしてやはり導入のお願いといいましょうか、そういう点から考え方合わせて検討はしていらっしゃるわけですね。

○**政府委員(矢崎新二君)** これは先ほども申し上げましたように、一般論としての将来の問題ということは念頭にあるわけでございますが、たゞ御指摘ございました報道の中に指摘されていなかった三つの問題点と申しますのは、これはどういう根拠でそういう記事になつたのかは私どもも理解しがたい点があるわけでございまして、五九中業

○政府委員(矢崎新二君) F15につきましては、元ほど申し上げました五十三年の三月に御説明申され伺いしておきたいのですが、このF15の対地攻撃機能ですね、これが一番問題になるわけですが、空中給油の問題と絡んでの問題でござりますが、それを受けまして、各幕の作業はそれを受けて逐次ブレークダウンされていくのか、この点はどの程度の能力があるのか、F4との比較もあわせて一遍御説明をお願いしたいと思います。

○山田昭範君 もう一点だけ、これは防衛局長に成る業務のプロセスが例になるかと思いますが、作業を開始するに当たりましては、長官の方から基本的な大きな考え方を指示いたしまして、それを受けまして具体化の作業を各幕の方が始めるといふことでございますから、まずはその大きな根本的な考え方、それが先でございまして、各幕の作業はそれを受けて逐次ブレークダウンされていくか、この点はどの程度の能力があるのか、F4との比較もあわせて一遍御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(矢崎新二君) 大体四月ごろから逐次進められていくというふうに考えております。

○山田昭範君 そうすると、始まる時点ではやはりそれもある程度、これはいわゆる原案といいましょうか、航空自衛隊等はそれなりの腹案を持つて集まるわけでしょう。

○政府委員(矢崎新二君) これは從来の中業の作業でございまして、私どもは航空自衛隊の方からそういうふうな具体的な話はまだ全く聞いていない状態でございまして、今後どういうふうになつてくかということは、五九中業の作業を始めましてから、その過程におきまして各種の装備品の検討の作業が始まるわけでございまして、現時点では全く個別の問題については検討していない、ということを申し上げたいと思う次第でございます。

ういった意味で性能が対地攻撃機能もあるわけですが、ござりますが、その標準的な戦闘武装といたしましては、F-15の場合は、爆弾で申し上げますと五百ポンド爆弾を十二発でございますとか、それからミサイルで言いますとサイドワインダーが二個積めるとかいうような機能を持つておるわけでござりますし、それからF-4の場合は、爆弾の搭載能力で言いますと五百ポンド爆弾を八個持つのが標準の戦闘武装になっているといったようなことでございまして、F-15の主たる目的は要撃機能ではございますが、こういった諸装備によりまして対地上戦闘能力も持つておるというものでござります。

○峯山昭範君 いずれにしても、F-15も、この五十三年の三月四日の統一見解の中にもありますけれども、その付隨的なものとはいえ対地攻撃能力というものはそれなりにあるわけですね。そういうふうな意味では、それは万全とは言いませんけれども、やっぱりある程度のそういう能力があるということは航続距離が相当伸びるということになりますし、そういうような意味では他国に脅威を与えるおそれというものは幾らか出てくる可能性がありますね。そういうような意味ではこれは非常に重要な問題だと思いまして、この問題につきましては、いずれにしても慎重に取り扱っていただきたい、そういうふうに申し上げておきたいと思います。

○國務大臣(谷川和穂君) 従来から私ども、わが国の防衛力整備に当たりましては他国に脅威を与えるようなことにならぬよう、また与えないようと考えておるわけでございまして、憲法にのつとり、もっぱら専守防衛の立場を堅持してまいりましたわけでございます。今後ともこの考え方には変わりございませんし、ただいま御指摘のような問題が今後仮に考えられるような事態に入ったといたしますても、ただいま御答弁申し上げました基本は変わらない、こういう姿でいかなきやならぬと、こう考えております。

○峯山昭範君 それでは、これは防衛局長から参考事



つていくのじゃないかという問題があるわけですね。この問題をどういうふうに考えているかという問題が一つと、それからF-16の配備がソ連に対する抗するためはどうしても必要不可欠なものなのかどうか。これはわれわれがこういう問題を考える場合にどうしてもそうしなくちゃいけないのかどうかという問題があると思うんですね。必要とするれば、これからどういうふうな配備になつていくのか、質、量ともに。そこら辺のところをどういうふうに分析していらっしゃるのか。これもちょっとお伺いしておきたい。

○政府委員(矢崎新二君) F-16の三沢配備の問題についてでございますが、これはアメリカ側からの方の説明によりますと、その目的といたしますところは、極東における軍事バランスの改善に努め、米国のコミットメントの意思を明確にすることによりまして日米安保体制の抑止力の維持向上を図りたい、こういうことでF-16の三沢配備をアメリカ側が考えた経緯があるわけでございまして、私どもといたしましても、こういった配備が安保条約の信頼度を高め、抑止力を強化いたしまして、日本と極東におきます平和と安全の維持に寄与するというととの判断いたしまして、その配備について協力をするとということを決定した次第でござります。

その判断の背景といたしますところは、たゞいま新井参事官からも御説明がありましたように、ソ連の軍事力の増強というのは近年極東方面におきましても非常に顕著なものがあるわけでございまして、極東における軍事情勢は大変厳しいといふふうに私どもも認識をいたしておるわけでございます。そういうふうな状況を背景にいたしまして考えますと、私どもといたしましても、これはわが国と極東の平和と安全の維持に寄与するという意味で評価されるべきことであると、こういふふうに考えておるわけでございます。

○峯山昭隆君 それはわかりましたが、これからお見通しはどういうふうにお考えなんですか、こ

のF16の配備の。これは現在の配備の状況から考  
えて、いまの情勢からいくともっと緊張が高まつ  
ていくかもわかりませんし、いろんな問題が出て  
まいりますね。そういうような中で、この三沢の  
状況からも考えて、どの程度のあれが必要になつ  
てくるかという問題が出てくると私は思うんですね。  
けれども、そういう問題はどうお考えですか。  
○政府委員(矢崎新一君) 今回、米側が計画をし  
ております配備の考え方は、一九八五年以降、つ  
まり昭和六十年以降おむね四年間にF16を約四  
十機ないし五十機配備したいという計画でござい  
ます。私どもが承知いたしておりますのはそういう  
ことでございまして、それ以上の計画があるよ  
うには承知いたしておりません。

鮮半島は潜在的に世界各地のいろいろな諸問題と比べまして最も緊張が高い地域でございます。これは遺憾ながら認めざるを得ない。すなわち、DMZを挟みまして約百二十万以上の南北の勢力が対峙している。このラングーン事件の直後、確かに一時的に警戒態勢が高まり、緊張状態が見られたことは事実でございます。ただ、その後韓国側は非常に冷静に対処いたしました。それと同時に、委員御承知のとおり、レーガン大統領が先般韓国を訪日の後訪れまして、アメリカの韓国防衛に対するコミットメントを再び明確に確認したということがありまして、現在この情勢が鎮静化しているというふうに見ております。

そこで、南北のバランスでございますけれども、北は確かに南に比べまして量的に非常に大きな勢力を持っております。總兵力にして約七十八万、南が約六十万、特に陸軍が非常に質、量ともに優勢でございます。それで、空も海も、海については隻数、空について言うと飛行機の数、量的な面が駐屯している。こういう状況を全体としてとつたとしても、韓国なりに近代化の努力ということがをしていて、加えまして、韓国には約四万の米軍が駐屯している。したがいまして私どもは、こういう状況が確保される前提においては朝鮮半島において大規模な紛争が起こるその可能性は少ないものというふうに判断しております。

○**峯山昭範君** 朝鮮半島の軍事バランスというのを、いまお伺いしておりますと、質、量ともにやっぱり韓国は落ちておるわけですか。いま大体均衡しているという話なんですが、米軍が四万入りって。それで、私が聞いた資料によると、どうも韓国は相当劣勢だというふうに聞いたんですが、具体的にもう少し分析してくれませんか。

○**政府委員(新井弘一君)** この点は、たびたび繰り返して恐縮でございますけれども、二国間の戦力の比較というのを一概にこうだということを断つて。それで、私が聞いた資料によると、どうも韓

勘案しなければならない。こういう前提におきまして、たゞ韓国と北朝鮮というもののだけをしほりますと、やはり私は北朝鮮の方が現状ではより優勢にあるといふに考えます。ただ、それがあるがゆえに、現在韓国は昨年から第二次國防力強化計画というものを推進いたしまして、そしてこの達成の暁には十分北と対応できると、そういう一つの見通しを持っている。そういうことで、やはり駐留米軍の存在というのがバランスの維持のためはどうしても不可欠である、そういう認識でございます。

○峯山昭範君 そこで、中曾根總理とレーガン米大統領との十一月十日の記者会见、いわゆる新聞発表ですね。この新聞発表によりますと、中曾根首相は、「朝鮮半島の永続的平和と安定の実現のために引き続き努力していくことに意見の一致を見た」と、こうありますね。それからレーガン大統領は、「アジアの平和と安全保障のために日本ができる最も重要な貢献は、日本が自衛をし、かつ我々の相互防衛努力をより多く負担することにある、ということだ。」と言っているわけであります。が、防衛庁としてはどういうふうな努力をしていくつもりなのか、この点ちょっとお伺いしておきたいと思いますし、ここのこところが非常にこれから重要な問題になってくるわけがありますが、日米韓という三国の軍事一体化といいますか、協力関係をこれからもどんどん深めていくおつもりなのか、こういう点とあわせてお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(谷川和穂君) 日米首脳が会談をし、極東の情勢についてそれぞれ意見の交換をいたしましたときには、常に過去におきましても朝鮮半島の安全、平和の維持という問題は課題になつてきていますが、協力関係をこれからもどんどん深めておるわけでございます。朝鮮半島は、確かに極東のこの地域におきまして一つ間違えれば緊張がある定するにはかなり問題があつて、いろんな要素を

高まり得る地域であるかも知れないという認識が基本的にはあります。そして、日米両首脳会談においては、常にそういう状態に置かれておる朝鮮半島における緊張の緩和を考えねばならないといふことが基本になっておろうかと思います。

今回の首脳会談におきましても、基本的には全く今まで行われておりました首脳会談における判断と同じでございまして、それから特にただいま御指摘ございましたような日米韓、この三国の関係につきましてはことさら今までの枠組みが新しくなったということはございませんで、あくまで日本とアメリカ、あるいは韓国とアメリカという関係は存在はいたしますが、日本と韓国との間に防衛分野の問題において新しい関係が日本首脳会談の中で生まれてきたものではございません。

○峯山昭範君 大臣、このレーガン大統領の新聞

発表の中には「アシアの平和と安全保障の

ために日本ができる最も重要な貢献は」、といふ

ことで、「日本が自衛をし」というふうにあります。これは大臣、どういうふうに受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(谷川和穂君) 私の理解いたしておる

ところでは、アメリカはあくまで日本がみずから

できること、なし得ることをやることによつて日本

が国の一層の防衛努力をいたすことによって日米

両国の安全保障の体制がより強固となりまして、

その結果わが国及び極東の平和と安全の基礎がさ

らに固まる、こういうふうにアメリカ側は判断を

いたしておると思っております。

それから、もう一点つけ加えさせていただきま

すが、アメリカは今日日本に対し日本がみずから

行う防衛努力を期待するのであって、アメリカは

決して日本に対する期待を表明いたしましたが、そ

の期待の表明というのはあくまで日本がみずから

行う防衛努力を期待するのであって、アメリカは

域でやってほしいとか、あるいは今までの日本

です。

○峯山昭範君 その後にアメリカの願

望が続くのだろうと思いますが、アメリカは日本

安保条約に基づいて日本が武力攻撃を受けた場合

には日本を防衛する義務があり、またその決意も

あります。これは毎々アメリカの政府によつて表明さ

れています。これでございまが、同時にまた、ア

メリカは極東のみならず、世界各地の安全の維持

をしておることを自覚しておる国だと思います。した

がいまして、わが国がわが国独自の立場でみずか

らの防衛努力を行うことによつて、防衛力を整備

していくことによつて、先ほど申し上げましたよ

うな日米安保条約の基盤がより固まる。そういう

ことによつて、この地域の平和の維持、安全の確

保がより一層確実になるということも含めまし

て、アメリカは日本のみずから行う防衛力の整備

といふものを期待しておるというところがあらう

かと思います。

○峯山昭範君 大分、大臣抽象的におつしやつて

おりますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島のバラン

スの問題等ずっとお伺いしてまいりました、安全

保障条約に基づく米軍の日本における基地の整備

とか、あるいは端的に言いますと思いやり予算と

いう問題に一つの端的な問題があらわれております

ので、きょうはそちら辺のところを詰めたいと

思つて、今まで準備をずっとやつてきたわけで

ます。

○峯山昭範君 大臣、大臣抽象的におつしやつて

おられますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島のバラン

スの問題等ずっとお伺いしてまいりました、安全

保障条約に基づく米軍の日本における基地の整備

とか、あるいは端的に言いますと思いやり予算と

いう問題に一つの端的な問題があらわれております

ので、きょうはそちら辺のところを詰めたいと

思つて、今まで準備をずっとやつてきたわけで

ます。

○國務大臣(谷川和穂君) 実は、詳しく述べてお

ります。防衛の基本的な枠組みを崩して何か

は、きのうちよとやりましたから、大臣もお読

みになつたと思いますが、御感想はどうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) それはわかりました。私は、これ

は「日本が自衛をし」ですから、自分の国は自分

で守るということは当然のことだと思つてます。

その次ですね。「かつ我々の相互防衛努力をよ

うに受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(谷川和穂君) その後にアメリカの願

望が続くのだろうと思いますが、アメリカは日本

安保条約に基づいて日本が武力攻撃を受けた場合

には日本を防衛する義務があり、またその決意も

あります。これは毎々アメリカの政府によつて表明さ

れています。これでございまが、同時にまた、ア

メリカは極東のみならず、世界各地の安全の維持

をしておることを自覚しておる国だと思います。した

がいまして、わが国がわが国独自の立場でみずか

らの防衛努力を行なうことによつて、防衛力を整備

していくことによつて、先ほど申し上げましたよ

うな日米安保条約の基盤がより固まる。そういう

ことによつて、この地域の平和の維持、安全の確

保がより一層確実になるということも含めまし

て、アメリカは日本のみずから行う防衛力の整備

といふものを期待しておるというところがあらう

かと思います。

○峯山昭範君 大分、大臣抽象的におつしやつて

おられますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島のバラン

スの問題等ずっとお伺いしてまいりました、安全

保障条約に基づく米軍の日本における基地の整備

とか、あるいは端的に言いますと思いやり予算と

いう問題に一つの端的な問題があらわれております

ので、きょうはそちら辺のところを詰めたいと

思つて、今まで準備をずっとやつてきたわけで

ます。

○國務大臣(谷川和穂君) 実は、詳しく述べてお

ります。防衛の基本的な枠組みを崩して何か

は、きのうちよとやりましたから、大臣もお読

みになつたと思いますが、御感想はどうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) それはわかりました。私は、これ

は「日本が自衛をし」ですから、自分の国は自分

で守るということは当然のことだと思つてます。

その次ですね。「かつ我々の相互防衛努力をよ

うに受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(谷川和穂君) その後にアメリカの願

望が続くのだろうと思いますが、アメリカは日本

安保条約に基づいて日本が武力攻撃を受けた場合

には日本を防衛する義務があり、またその決意も

あります。これは毎々アメリカの政府によつて表明さ

れています。これでございまが、同時にまた、ア

メリカは極東のみならず、世界各地の安全の維持

をしておることを自覚しておる国だと思います。した

がいまして、わが国がわが国独自の立場でみずか

らの防衛努力を行なうことによつて、防衛力を整備

していくことによつて、先ほど申し上げましたよ

うな日米安保条約の基盤がより固まる。そういう

ことによつて、この地域の平和の維持、安全の確

保がより一層確実になるということも含めまし

て、アメリカは日本のみずから行う防衛力の整備

といふものを期待しておるというところがあらう

かと思います。

○峯山昭範君 大分、大臣抽象的におつしやつて

おられますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島のバラン

スの問題等ずっとお伺いしてまいりました、安全

保障条約に基づく米軍の日本における基地の整備

とか、あるいは端的に言いますと思いやり予算と

いう問題に一つの端的な問題があらわれております

ので、きょうはそちら辺のところを詰めたいと

思つて、今まで準備をずっとやつてきたわけで

ます。

○國務大臣(谷川和穂君) 実は、詳しく述べてお

ります。防衛の基本的な枠組みを崩して何か

は、きのうちよとやりましたから、大臣もお読

みになつたと思いますが、御感想はどうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) それはわかりました。私は、これ

は「日本が自衛をし」ですから、自分の国は自分

で守るということは当然のことだと思つてます。

その次ですね。「かつ我々の相互防衛努力をよ

うに受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(谷川和穂君) その後にアメリカの願

望が続くのだろうと思いますが、アメリカは日本

安保条約に基づいて日本が武力攻撃を受けた場合

には日本を防衛する義務があり、またその決意も

あります。これは毎々アメリカの政府によつて表明さ

れています。これでございまが、同時にまた、ア

メリカは極東のみならず、世界各地の安全の維持

をしておることを自覚しておる国だと思います。した

がいまして、わが国がわが国独自の立場でみずか

らの防衛努力を行なうことによつて、防衛力を整備

していくことによつて、先ほど申し上げましたよ

うな日米安保条約の基盤がより固まる。そういう

ことによつて、この地域の平和の維持、安全の確

保がより一層確実になるということも含めまし

て、アメリカは日本のみずから行う防衛力の整備

といふものを期待しておるというところがあらう

かと思います。

○峯山昭範君 大分、大臣抽象的におつしやつて

おられますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島のバラン

スの問題等ずっとお伺いしてまいりました、安全

保障条約に基づく米軍の日本における基地の整備

とか、あるいは端的に言いますと思いやり予算と

いう問題に一つの端的な問題があらわれております

ので、きょうはそちら辺のところを詰めたいと

思つて、今まで準備をずっとやつてきたわけで

ます。

○國務大臣(谷川和穂君) 実は、詳しく述べてお

ります。防衛の基本的な枠組みを崩して何か

は、きのうちよとやりましたから、大臣もお読

みになつたと思いますが、御感想はどうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) それはわかりました。私は、これ

は「日本が自衛をし」ですから、自分の国は自分

で守るということは当然のことだと思つてます。

その次ですね。「かつ我々の相互防衛努力をよ

うに受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(谷川和穂君) その後にアメリカの願

望が続くのだろうと思いますが、アメリカは日本

安保条約に基づいて日本が武力攻撃を受けた場合

には日本を防衛する義務があり、またその決意も

あります。これは毎々アメリカの政府によつて表明さ

れています。これでございまが、同時にまた、ア

メリカは極東のみならず、世界各地の安全の維持

をしておることを自覚しておる国だと思います。した

がいまして、わが国がわが国独自の立場でみずか

らの防衛努力を行なうことによつて、防衛力を整備

していくことによつて、先ほど申し上げましたよ

うな日米安保条約の基盤がより固まる。そういう

ことによつて、この地域の平和の維持、安全の確

保がより一層確実になるということも含めまし

て、アメリカは日本のみずから行う防衛力の整備

といふものを期待しておるというところがあらう

かと思います。

○峯山昭範君 大分、大臣抽象的におつしやつて

おられますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島のバラン

スの問題等ずっとお伺いしてまいりました、安全

保障条約に基づく米軍の日本における基地の整備

とか、あるいは端的に言いますと思いやり予算と

いう問題に一つの端的な問題があらわれております

ので、きょうはそちら辺のところを詰めたいと

思つて、今まで準備をずっとやつてきたわけで

ます。

○國務大臣(谷川和穂君) 実は、詳しく述べてお

ります。防衛の基本的な枠組みを崩して何か

は、きのうちよとやりましたから、大臣もお読

みになつたと思いますが、御感想はどうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) それはわかりました。私は、これ

は「日本が自衛をし」ですから、自分の国は自分

で守るということは当然のことだと思つてます。

その次ですね。「かつ我々の相互防衛努力をよ

うに受けとめていらっしゃいますか。

○國務大臣(谷川和穂君) その後にアメリカの願

望が続くのだろうと思いますが、アメリカは日本

安保条約に基づいて日本が武力攻撃を受けた場合

には日本を防衛する義務があり、またその決意も

あります。これは毎々アメリカの政府によつて表明さ

れています。これでございまが、同時にまた、ア

メリカは極東のみならず、世界各地の安全の維持

をしておることを自覚しておる国だと思います。した

がいまして、わが国がわが国独自の立場でみずか

らの防衛努力を行なうことによつて、防衛力を整備

していくことによつて、先ほど申し上げましたよ

うな日米安保条約の基盤がより固まる。そういう

ことによつて、この地域の平和の維持、安全の確

保がより一層確実になるということも含めまし

て、アメリカは日本のみずから行う防衛力の整備

といふものを期待しておるというところがあらう

かと思います。

○峯山昭範君 大分、大臣抽象的におつしやつて

おられますけれども、実はきょう、極東の平和、い

わゆる軍事力バランスの問題、朝鮮半島

著書の中にございますが、一部読まさしていただきたいと同様に、アメリカにとつても日本が不可欠な関係を維持していくことが必要だが、そのためには日本も「応分の犠牲」を払い、「代償」を提供すべきなのだ。」と言われまして、その後に、防衛分担金——この防衛分担金というのはいまの提供施設の整備でありますとか労務費負担のことだと思いますが、「防衛分担金も、地位協定の範囲内では出せるものは最大限出すべきだ。」こういふうにおっしゃつておるわけです。政治家の信念としていろいろなことを述べておられますけれども、基本的に地位協定の範囲内で出すべきものは最大限出すといふ努力をすべきだということを述べておられるわけであります。

ところが、実際問題として、たとえば労務費をずっと出したこと自体がやっぱり拡大解釈じゃありませんか、米軍の言うとおり労務費を。向こうが一番出してほしいのは経常経費ですよね。経常経費を出してほしいわけですよ。家建ててでもうまいわけですよ。そういうものは米軍が持つとなつてまんねん、地位協定の中では。そうでしょう。それを何とかかんとかねじ曲げて、要するに拡大解釈して、金丸さんに言わせれば。そうして、結局労務費を出しているわけでしょう。

なぜ、これはそれじや米軍の言うとおりふえないんですか。毎年こうやって一定の額に抑えられているのは、地位協定上これ以上は出せないということがあるからでしょう。そういうふうなことをやっぱり明確にできないようではいかぬと言うんだ、僕は。本当に金丸さんが言うように、金丸さん最後にこういうふうにおっしゃりますけどね、それまでは「目一杯」と。あるじゃないですか。何とか拡大解釈せい。「目一杯」、あるじゃないか、これ。それは言わなかつたんですか。あなた前の施設長官は「思い切った柔軟解釈による」、それでそのことを施設庁当局に命じて、「防衛庁はそのときから、駐留費分担増のためエンジンを全開させた」。ほんま詳しく書いてくれるわ。

そういうふうに見ていくと、僕は最後はこの金丸さんの結論でいいわけですよ、「地位協定の範囲内で出せるものは最大限」に出す。それはそれだけならないんです。それを拡大解釈して、非常に無理なところを出す。しかも、今度はそれまでずっと答弁してきた国会答弁とは違うことを現実にやってきているわけです。出せと言うなら出し合つせ、これから。お昼からもまだ時間はありますからやりますけどね。山上さんが施設庁長官の当時の答弁と現在の答弁とは変わってきてまつせ。変わってまへんか。昭和四十五年当時の答弁といいまの答弁とはもう全然違いますよ、中身が。山上さんの答弁では出せないとあったのを、もう

○政府委員(塙田章君) 御指摘の当時の山上長官の答弁は承知いたしておりますが、その時点における実態を反映して答弁をされております。そういう意味で、その後当時出してないものを出しておるという実態は、変わつておるといえば変わつておるわけでござりますが、それにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、十分検討いたしまして、現行の地位協定の範囲内で出せるものは出そうということで、逆に言いますと出せぬものは出せないという立場で参つておるわけでございます。

○峯山昭範君 ですから、現実の問題として変わつてきているわけですね。それで、結局、亘理君がうまいこと考えてくれた、本当に予想以上のことを考えてくれて出せるようになつたと――それは言いませんけど、どこやつたかな、ありますたよ。うまいこと考えてくれて、本当にあの人は頭いいと書いてあるわ。ですから、そういうふうなのはそれは拡大解釈して、拡大解釈とは言わなくとも、それでいいというのじやますいのであります。まして、やっぱりそこら辺のところはきちつとすべきじゃないか。思いやり予算のそのものの中身に入つてしまふと時間があれですからこの次また、お昼からも時間があるそりですから、そのときに時間をいただいて具体的な中身を質問したいと思います。

いずれにしても、これは大臣、何も私は、これは全部だめだとかどうこう、安保条約そのものに對してもわれわれの考え方というのははつきりしてゐるわけですから、どうというわけじゃないんです。しかしながら、やっぱり防衛庁としても、こそな手段でなしに、長いこれから将来のことを考えときちつとしてもらいたい。それで、米側に対しても、僕は答弁は何回も聞いてます、きつとやつてますと。日米交渉では言うべきことはばかり言つてますと聞いていますが、表に出していくことがこんなことが出てきたのじやどうしよう

味ではもうちょっとやっぱりきちっとしてもらいたいと思うし、本当にこれでいいのかどうかといふ問題についてもちゃんとしていただきたいなと、そういう思いを込めていま質問をしているのであります。お昼からの質問でまた思いやり計算の中身につきましては質問させていただきたいと思っております。大臣の答弁をお伺いしたいと思います。

条約の運用についてさらに効果的に考えていかなければならぬ、こうしたことからあわせて考えてみますと、いま先生御指摘の最後のところでございましたように、われわれとしても、この問題につきましてはあるいは先生に御心配をいただいているような意味で、十分国民の皆様方に御理解いただけるような物の考え方をさらに固めていかなければいけないのかなというようにも考えておつたようなことでございます。

○峯山昭範君 大臣のおっしゃることよくわかります、そのとおりでしてね。僕らが何を一番心配

しているかというと、要するに在日米軍の皆さん

の経費の日本側の負担分、いわゆる想いや予算

という中身が年々相当な勢いでふえていく。これ

はやっぱりこれだけふえていきますと、どちら辺

で何で歯どめをするかという問題があるわけで

これを見てみると大変な金額ですね。昭和五

十四年が二百七十九億でしょう。それが五十五年

には三百七十四億になつて、五十六年には四百三

十五億、そして五十七年には五百十五億でしょ

う。それでことしが六百八億、来年は六百九十九

億になるうといふんですよ。

これは細かい数字は申し上げませんが、現在の

日本の経済の成長状態 現在のいわゆる予算の伸

びぐあい、いろんな情勢からいいましても、この

調子でいくとこれは何で歯どめをするのか。やつ

ぱりどこかである程度やるべきことはやらなければ

いいませんけれども、そのほかのいろんな社会

情勢やいろんな情勢から見て無理なところもある。やつぱりむちややつてもいかぬ。何でも日本

側にやつてもらえる、それじややつぱり困るわけ

です。

内閣委員会の私たちがいろんな自衛隊の基地を

見に行って、そして米軍の基地を見に行きますと

余りにも差があり過ぎるんですよ。大臣、余りに

も差があり過ぎる。米軍のところは物すごくいい

わけですよ。自衛隊のところはほんまにみすぼら

しく見える。これはやっぱり大臣、そこら辺のと

ころもありますから、何でもかんでもやる言葉

つて、限度もある歯どめもある。そういうよう

なものが必要なんじやないか。それを言いたいか

つきました。つまり私は言つていいわけではありません。

いただきたい、そう思つておられるわけであります。

○内藤功君 防衛二法案及び最近の防衛の問題に

ついて御質問したいと思います。

まず、日米首脳会談の問題です。本年十一月の

日米首脳会談及び引き続く米韓の首脳会談により

まして、私はレーガン政権の意図する米日韓の軍

事的協力体制が一段と進んだという印象を強く受

けるものであります。特に、レーガン大統領が十

一月十三日の未明、ソウルでの全米向けラジオ放

送におきまして、防衛面では軍事的分担強化の約

束を中曾根首相から取りつけたと、こういうふう

に演説で述べておるわけです。

防衛庁長官、谷川長官にお伺いいたしますが、

これはどういうことであるかということをお聞

きになつたことがござりますか。どうですか。

○国務大臣(谷川和穂君) わが國におきまする日

長官はこの軍事分担強化の約束ということにつき

まして、その中身につきまして中曾根総理から何

かお聞きでござりますか。あるいは長官の方から

これはどういうことであるかということをお聞

きになつたことがござりますか。どうですか。

○政府委員(矢崎新二君) 私から事実関係につい

てちょっと御説明をしておきたいと思います。

私どもの承知いたしておりますところでは、た

だいま先生が御指摘になりましたラジオ放送の件

といいますか内容につきましても、その都度いろ

いろな角度から私の担当をいたしております。

防衛の問題につきましても逐一私は私なりにフォロ

ーをしてまいつたつもりでございます。

その問題は別といたしまして、たまたま御発言

ございましたレーガン大統領のソウルにおける、

韓国におきまするラジオ放送の内容につきまして

は、私は必ずしも前段においてただいま先生から

御指摘のあつたような日米韓の軍事力の提携とい

ますか、そういう感覚の発言といいます

か、放送ではなかつた。日本と韓国とそれ平

和を守るためにアメリカを助けようとしておると

いう趣旨の発言はあつたと思いますが、その域を

明確に約束を取りつけた、防衛面では軍事的分担

強化の約束を中曾根首相から取りつけた、こうい

う言明をした、これが一般の国民にずっと報道さ

れてるわけです。ですから、国民の新聞を読ん

だ感覚は約束を取りつけた、こういう受けとめ方

であります。いま局長の読まれたのは、それは一

つの防衛庁としての翻訳であります。局長、

いたしております。

○内藤功君 問題は、軍事的分担強化の約束、こ

ういう面の増額という面か、あるいは防衛力の運

用の面、シーレーンの防衛ですか海峡封鎖であ

ります。ほかにもあるかもしれません。そういう

面で軍事的分担強化といふのはこれは理解でき

る。そうすると、全米向けの放送でありますか

ら、これは大統領が特に軍事的分担強化の約束と

いうことを言つたことは、単なる選挙向けの演説

でないものがあつたということじゃないかと思いま

ります。何かこのところにないのか、ここのこと

ろを私は非常に問題にしたいと思うんです。私は

は、やはりこの点について長官あるいは防衛庁が

どのようにこれを考えておられたか。いまのは非常に一般的なお答えであります。再度お伺いをし

たい。

○政府委員(矢崎新二君) これは約束があつたかどうか

うふうにレーガン大統領が放送されたということ

を承知しているわけでございまして、私どもの方

でそういう資料を直接ここで御提供申し上げる

つもり。

○内藤功君 しかし、これは約束があつたかどう

かという点が大きな問題ですからね。いまのあなた

のお読みになつた中では、レーガン大統領の約

束を中曾根首相から取りつけたと、こういうふうに思つておられます。何かこのところにはないというふうに思つております。

○政府委員(矢崎新二君) これはどういう内容でございましたが、大きな問題ですからね。いまのあなた

のお読みになつた中では、レーガン大統領の約

束を中曾根首相から取りつけたと、こういうふうに思つておられます。

○内藤功君 しかしながら、これは約束があつたかどう

かという点が大きな問題ですからね。いまのあなた

のお読みになつた中では、レーガン大統領の約

束を中曾根首相から取りつけたと、こういうふうに思つておられます。

○政府委員(矢崎新二君) これはどういう内容でございましたが、大きな問題ですからね。いまのあなた

のお読みになつた中では、レーガン大統領の約

束を中曾根首相から取りつけたと、こういうふうに思つておられます。

○内藤功君 しかし、これは約束があつたかどう

かという点が大きな問題ですからね。いまのあなた

のお読みになつた中では、レーガン大統領の約

</

理解をしておるわけでございます。

○内藤功君 なお、この問題は、ぜひ後刻、防衛庁の持つておられる正文ですね、いま読み上げられたものを私拝見して、さらにこの問題を発明したいと思うんですが、いざれにしても全米にラジオで放送した中でこのようなことが明らかにされている。この内容については今後の日本の防衛力増強というものを見る場合に大きな意味を持つと思っていますので、引き続きこれは究明をしていきたく思います。

資料を出さないと言うのであれば、これ以上私はこの点について聞くわけにいかない。どうなんですか。

○国務大臣(谷川和穂君) らよつとここで明らかにひとつさしておいていただきたいと思いますが、言葉というものは非常にむずかしいところもありますし、また言葉の持つておる語感から誤解というのも生じやすいものだと思います。少なくとも私が伝え聞いておるところでは、あのときのレーガン大統領のラジオの全米向け放送というものは、たしか日本では軍事的分担と訳された部分は、訳されたと言つても日本のすべてがそういうふうに訳したかどうかそれは存しませんが、先生がそういうふうに御理解なさつておるところは、もし私の記憶に間違いがなければレーガン大統領はミリタリーバーデン、さつきその意味で、私はレーガン大統領は韓国において、韓國の方を先に言わされたと思うのですが、韓国と日本はアメリカが一生懸命やろうとしている平和の維持のためのしょつておる重荷と一緒にしょおうと言つてくれた、こういうふうに表現なすつたように私は理解をいたしております。そのこと自体が日米韓の三者で軍事分担が決まつたというふうにはとても私はとれない、こういう文脈だったように私は理解をいたしております。

○内藤功君 しかし、これは日本の有力な新聞がみんな軍事的分担の約束という翻訳でこれを出しております。テレビでも放映されております。やっぱりわれわれ国民の理解というのは、あなたの

いま言われた理解とは大分遠いと思いますね。印象として違います。

さてそこで、私は次に関連してお聞きするんであります。報道では、谷川長官もレーガン大統領が記者会見でこういうふうに述べておる。「日本自らが掲げた防衛努力目標をこれまでより速いペースで達成してもらいたい」、こういうことを述べておる。報道では、谷川長官もレーガン大統領が一層の防衛努力を求めたことに対し非常に厳しく受けとめ方をしているということですが、アメリカは次回の安保事務レベル協議、これは来年一月に予定されていると思いますが、この安保事務レベル協議におきまして具体的にどういうことを要求してくるか。アメリカは必ず事務レベル協議では要求があるんですが、一つは、私の見るところ、シーレーン防衛を柱とする防衛力整備の強化、もう一つは在日米軍の支援強化、こういうことを恐らくアメリカは要求してくるだらうということが予想されるわけであります。これについて防衛庁としてはどういう御見解を持っておられるか、この点をお聞きしたい。

○政府委員(矢崎新二君) 次回のSSC、いわゆる日米安保事務レベル協議の開催時期につきましてはまだ何も決まっていないわけでございまして、現在日米双方で調整中の段階ということでございます。

そこで、この日米安保事務レベルの安全保険関係者の性格でございますが、これは御承知のようになります。そこで、この日米安保事務レベルの安全保険上の諸問題につきまして自由かつ率直に意見の交換を行うという、いわゆるフリートーリングは従来から防衛計画の大綱に従いまして防衛力の整備に努めてきたところでございますが、現状を申しますと、それはまだ必ずしも十分ではないわけでございまして、いろいろな不備点があるわけです。されば、それについての意見の交換をするといふことは差し控えたいと思っておるわけでございます。

いずれにいたしましても、政府といたしましては從来から防衛計画の大綱に従いまして防衛力の整備に努めてきたところでございますが、現状を申しますと、それはまだ必ずしも十分ではないわけでございまして、かかるがゆえに私どもも一日も早く防衛計画の大綱で定める水準を実現することができたとしてできる限りの努力を払つてきている次第でございまして、今後とも各般の面にわたりましてそういう努力を続けていきたく思います。テレビでも放映されております。

○内藤功君 アメリカの場合にはこういう財團と

あることを申し上げさせていただきたいと思います。

○内藤功君 そういうことであれば、私がもう一度お伺いしたいのは、レーガン大統領の重要なシンクタンクと言われておるヘリテージ財團、これが最近報告書を出しました。これは十一月二十四日付の報道でいろいろされておりますが、防衛計画の大綱の見直しを要請する、それから日本の防空システムの改善、それから日本の三海峽封鎖能力の確保、こういったものを緊急に達成するよう求めている。私は、やはりこのようなアメリカからの要求が今後一層強まつてくるのじゃないか、こういう状況であると思うんですが、それについては、時期もまだよく決まっていないし、それが次回の安保事務レベル協議で出されてくるのじゃなかつた。大体そういうものなんですか。事務レベルの協議というものは、行われるまで大体何を米側が言つてくるか、それは正式な議題といふものが、印刷されたものがあるなしの問題じゃなく、どういうことを言つてくるだらうか、アメリカの財團の動き、大統領の動き、発言、議会筋の動き、そういうものを判断して、それでやっぱり用意しているものがあると思うんです。そういうものを聞いているんですよ。お答えないのならないで結構なんですが、いかがでしょう。

○政府委員(矢崎新二君) 事務レベル協議と申しますのは、先ほども申し上げましたように、日米両国の関係者間でフリートーリングをして意思の疎通を図つていくことが基本的な性格でございますから、先ほども申し上げましたように、特定の議題をあらかじめ決めてやっていくということではないわけでござります。フリートーリングとすることではありますから、その時点におきまして双方が関心を持った問題をお互いに自由にして双方が関心を持った問題をお互いに自由にしゃべつて、それについての意見の交換をするといふことになるわけでござりますから、いまこの時点であらかじめどういった特定の問題が議論されるであろうということを予想し得る状況ではない

○内藤功君 そういうことを申し上げているわけでございます。そこで、私はここで明らかにできないということは、あらかじめどういった特定の問題が議論されると予想し得る状況ではない

○内藤功君 そういう事務レベル協議での予想された議題もここで明らかにできないということは、はなはだ遺憾であります。そういうこととまた防衛庁というのはやっているのかということになりませんから、これは国民が聞いたたら

そこで、私が次に聞きたいのは、現在極東有事研究というものが日米間で行われている。現在ど

ここまで、どんなことをやつておられるかという進捗状況を明らかにしていただきたいのであります。特に、アメリカ側からは極東有事研究に関しましてどのような要求が出ておるかと、その点を伺いたい。

○説明員(加藤良三君) お答え申し上げます。

いわゆる六条事態の研究につきましては引き続き作業が継続中でございますが、必ずしも大きな進展はまだ得られていないという状況にございまます。御案内のとおり、この研究は米軍の行動に係る面が少くないということござりますので、米軍のその行動に係るいろいろな機微な侧面が明らかになりますとか、わが方の安全保障との絡みといふ内容をここで明らかにするということは、米軍のその行動に係るいろいろな機微な侧面が明らかになりますので、明らかにすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○内藤功君 極東有事の研究といふのは、日米の防衛協力指針、ガイドラインというものに基づいて、そして日本の防衛庁長官、外務大臣などが関与してつくられた協定に基づいてやられている。

皆さんの作業はそういうことだと思うんですね。ですから、それは米軍の行動に關することと同時に、同時にそれに対応する、それに協力する日本側の動きといふものがあつて初めてこの防衛協力ガイドラインといふものの実行というものは、われわれはこれは反対ですけれども、進められるわけですね。そうすると、米軍の行動にも絡むから国会に言えないというのはおかしいのじゃありませんか。日本側のこれに対する協力体制といふものはこういうふうに研究の場合に考えるといふことがなきやならぬ。その点はどうですか。

○説明員(加藤良三君) 繰り返しになりますけれども、米軍の行動に係る面が少くない本件研究といふ内容を明らかにいたしまする場合に、米軍の行動に係るいろいろなその侧面が明らかになるといふことのほかに、わが国の便宜供与、先生がいまおっしゃられました日本からの協力といふのは極東において事態が生じた場合における日本からの便宜供与に係る研究だと、その便

宜供与に言及されたことと存じますけれども、その協力体制をあらかじめ明らかにするというようによりまして日米安保体制の効果的な運用がござりますが、必ずしも大きな面が少くないといふことでもあります。特に、そのように支障を來すということもあり得ると、その内容は明らかにできない考えられますので、その内容は明らかにできない」ということを申し上げた次第でございます。

○内藤功君 それはおかしいので、日本の國の協力というのは、日本の自衛隊が日本国民や日本の國民の生活、それから日常の経済活動というものを離れてどこか太平洋や北極海でやるものじゃないんですね。日本とその周辺でもって強大な武力を持つ部隊が行動する、いろんなことをやるという問題を含むわけですから、これについて米軍の行動が絡んでいるからこれは日本の国会で報告で

きるものじゃない、私はこの答え自体が非常に危険なものだと思つてます。そこで、この極東の中には朝鮮半島含みますね、これは当然極東有事研究に。

○説明員(加藤良三君) この六条事態の研究と申します場合には、日本以外の極東地域における事態、これが生じました場合、それが米軍の行動を必要とするというような事態でありました場合に日本がどういう便宣供与をなし得るのかといふ側面からの研究でござります。そういう意味においては、特に朝鮮半島云々ということを特定しているわけではございません。

○内藤功君 朝鮮半島だけを特定しているのじゃなく、朝鮮半島も含むということにおいていまあなたは認められた。

その前提でお聞きしますが、一九八二年のアメ

リカの国防報告書では、朝鮮半島が世界的にも紛争の可能性の高い三つの地域の一つだと位置づけております。我が国で防衛庁、あるいは制服組、統合幕僚会議、各自衛隊のやつていろいろな演習、岡上演習と称せられるものの中にも朝鮮半島

有事、朝鮮半島での紛争発生といふものを前提にした研究がずっと行われていることも、これも私は防衛庁は否定できないことだと思うんです。

そこでさらに、政府・与党の防衛関係に非常に

お詳しい方ですが、国防部会長をやつておられる有馬元治議員は、「月刊政策」という雑誌の昨年四月号で、当時は有馬先生は部会長代理であります

が、次のように述べておられます。「極東有事と

いふ研究課題は、朝鮮半島の武力紛争といふ

が想定になつてゐるわけですね。だから、これははつきり言えばいいんです。」ということを、これ

は与党の立場ですから、われわれとまた違つた観

察えられますので、その内容は明らかにできない

ということを申し上げた次第でございます。

○内藤功君 それはおかしいので、日本の國の協

力といふことは、その中身

といふことに支障を來すということもあり得ると、

そういうことは、直接これは絡んで御答弁申し上げたという意味ではございません。私がたどりつけましたのは、この地域

の平和と安全の維持発展、確保のためにはどうし

ても朝鮮半島におきます緊張が高まつてもらつたが、次のように述べておられます。

○内藤功君 これはやはり極東有事研究といふものがどういうよな規定で、またアメリカはどう

言つてきている、これに対して日本側は日本の独

立場でこういうふうな主張をしているといふ

ことがこの国会の内閣委員会で明らかにされなければ、防衛力あるいは自衛隊に対する国民のコン

トロール、シビリアンコントロールなんというも

の本當に画餅に私は帰すると思うんです。それ

のが私たちも中立、自衛という立場をとつております。いまの自衛隊についての見解は与党とはまた

違う見解を持っております。しかし、それなりに

ここに出された素材でやっぱり真摯な議論を内閣

委員会でやらなければどこでやれるか。私はもつと質問を進めたいんですが、そういう今までの

ずつと――今までにもう二十五分たつてしまい

ました。この中の皆さん方の姿勢というものを見

て、やっぱり一番大事な国民の知りたいことを隨

じて、言わない、端的に言うと米軍の行動に

遠慮して言わないという印象を受けたことは非常

に遺憾だということを質問の途中ですが、一言中

し上げておきたいと思うのであります。

そこで、具体的に聞きますが、できるだけ率直

に答えてもらいたいんですが、いま言われた極東

有事の際、日本の自衛隊が次の項目を行なうとい

ことはこの極東有事研究の対象にするのかとい

設問であります。

六つあります。一つは、わが国内におきます米軍物資の輸送の問題。それから二が、公海上の米軍の軍事物資や補給物資の輸送の問題。それから三が、米軍の救助、米軍の部隊、将兵に対する救助の問題。四は、米軍武器の修理の問題。それから五が、米軍傷病者への医療の問題。六が、弾薬、燃料を提供するということです。私はいつぱいありますけれども、とりあえずこの六つに整理して、これについて検討対象にするのかどうか、またいましているのかどうか、将来はどうなのかというお考えを聞きたいんです。

○説明員（加藤良三君） 先ほど申し上げましたとおり、六条事態研究というのは、極東において何らかの重要な事態が生じて、それが日本の安全にも重要なかわりがある、それが米軍の行動を必要とするような事態である、その状況のもとで日本がどのような便宜供与を行うことができるかといふ研究でございます。いずれにいたしましても、これは現在進められておりまする研究というものはあくまでも研究でございます。

それで、日本が米軍に対して行う便宜供与のあり方が、日米の安保条約、それから関連取り決め、その他の日米間の関係取り決め、さらには日本との関係法令というものによって規律されるというものであることはすでに政府がこれまで何度も何度か御答弁申し上げているとおりでございます。これは日米防衛協力のための指針、ガイドライン、というものに明記されているわけでもございません。こういう指針の作成のための研究協議については、憲法上の制約に関する諸问题是その対象とされないと、いうようなこと、それから研究協議の結論が日米両国の政府の立法とか予算とかあるいは行政上の措置といふものを義務づけるものではないということはあらかじめ確認されているわけでございまして、その点を申し上げる次第でござります。

それは日本防衛協力ガイドラインの前提事項をいま読まれたわけでしょう。そんなことは知っていますよ。知っている上での質問です。ですか、ら、いまこの六項目についてどうかと。あなたの方がそういうことを言つたから、それだから二はできるとか三はできないとか言うのかと思つたら、そこで終わりじゃないですか。この六項目についてどうですか。

○説明員(加藤良三君) 具体的にこの研究作業の中でどのような項目につき作業が行われているのかという点につきましては、冒頭私が申し上げましたところに戻りまして恐縮でございますが、さきに申し述べました理由によりまして、この場で明らかにすることは差し控えさせていただきたいと存じます。

○内藤功君 これは重大な問題ですね、一つ一つが。やはり日本の国内であるいは周辺で強大な武力を持つてゐる米軍が行動をする。それに非常に近接し、かかわり合つていろんな便宜を提供する。便宜という言葉ですよ。便宜というと、国民にはわからぬけれども、内容はたとえばこういうもので、これを研究しているかどうか、協議の対象にしているかどうか、これは国民の一番知りたいところだ。

現に、この防衛二法はそういうガイドラインの運用について統合幕僚会議の人間をふやしてくれば、予算はこれだけかかりますとわれわれにお願いしているのじやないですか、あなた方は。お願いしている側がお願いする事項について明瞭かにできない。私は、これだけでも内閣委員会を何と考えておられるかと言いたなりますよ。ちゃんとここに書いてありますよ。こういうことなんでしょう。ガイドラインについての研究を統合幕僚会議でやるから人間を少しふやしていただきますとお願いしてきている立場ぢやないですか。われわれは国民の代表として審議をするのに、これじゃ審議できません。どうなんですか、これは。はつきりさしてください。それでも言えないんで

○國務大臣（谷川和穂君） 慎重御審議をお願い申  
し上げました当の本人でございますので、私からお  
答えを申し上げさせていただきたいと思ひます  
が、いまの質疑が、安保条約第六条に基づく極東  
有事における日米の関係、特にそういう事態の起  
こったときの日本側から米側に対する便宜供与の  
問題からお話を始まつておりますが、法案に關  
連をいたしまして統合幕僚會議の関係の人員の増  
の問題にお触れになられましたけれども、実を申  
しますると、防衛庁がいま提案をいたしております  
する防衛二法でございますが、防衛庁をいたしま  
しては、むしろ第六条の関係ではなくて、日米の  
関係におきましては第五条の関係が主たるもので  
ございます。

それから第二点といったましては、今回御審議  
をちょうだいをいたそうといたしておりまする、  
特に六十四人に当たる先ほど先生御指摘の定員増  
につきましては、近々完成をいたしたいとわれわれ  
が努力いたしておりまする中央指揮所の問題を中  
心にいたしまして、それで増員について要求をい  
たしておるわけでございまして、先ほど来ここで  
御論議のありました第六条に關係のある極東にお  
ける有事の際の日米の共同の研究の中身が云々で  
あるからこの法案について質疑はできないといま  
おっしゃられましたけれども、私どもが提案をい  
たしましたのは、必ずしもそういう第六条絡みの  
問題で定員増をお願いしているものではございま  
せん。その点をつけ加えさせていただきたいと思  
います。

すと言つてきているんだよね。五条とか六条とか、そんな細かいこと書いてありません、これには。そういうことを言つてはいけない。そういうことまで逃れられると思つたら間違っていますよ。

それから統幕の増員は、中央指揮所三十三人、ガイドライン十三人、私はこれは大臣のために申し上げたわけであります、失礼かもしませんが。

さてそこで、今度はこれに絡む海峡封鎖問題であります。ことしの六月にロング太平洋軍司令官は、当時の司令官ですが、日本と韓国の防衛が問題になる場合には両国への入り口を確保しておくために合意された措置がある、こういふように述べている。これは対馬海峡封鎖作戦について米日韓の封鎖計画を述べたものと思います。ロング発言については、軍事的に見た場合に、こういうロング太平洋軍司令官の米側の計画というものが私ははあると思います。日本側はなかなか踏み切れないと、いろいろなところがあつてもやもやしていると思うけれども、米側はこういう考え方があると私は見ております。このような対馬海峡の封鎖作戦について韓国と検討するということは日本の政府・防衛省としては現在も将来もあり得ない、こういう立場であると確認してよいか。あるいは将来にわたっては何とも言えない、将来にわたってはあり得るかもしだぬといふものなのか。あるいはそれは当然だというふうに思うのか。この点の防衛庁のお考えをお聞きしたいです。

そして、日本と米国との関係につきましては、御承知のとおり從来からガイドラインに基づきます共同作戦計画の研究を進めてきているわけでございまして、そういった中でことしの三月から新たにシーレーン防衛に関する共同作戦計画の研究を開始しているわけでございます。そういうことでございまして、いざれにいたしましても、研究の範囲と申しますのはわが国防衛のための日米共同作戦計画の研究に限られているものであります。この中で日米韓三国あるいは日韓の共同作戦を前提として研究を行うということはあり得ないことでございます。

○内藤功君 くどいようですが、将来もあり得ないと、こういう御答弁ですね。

○政府委員(矢崎新二君) 現在、私どもが日米安保体制に基づきましてこういった共同作戦計画の研究をやつておるわけでございますから、そういう枠組みの中できま御指摘のような日米韓三国あるいは日韓の共同作戦というものを前提とした研究を行うことはあり得ないということははつきり申し上げておきたいと思います。

○内藤功君 そこで、韓国の国防大臣、これは私よく読めないんですが、国防大臣尹誠敏といふんですか、この方が去る十月二十七日の韓国の国会において、日米韓軍事協力を段階的に推進し、今後は日米合同軍事訓練への韓国軍の参加を検討するとしておられます。防衛庁は、日米合同演習に韓国軍を参加させる、あるいは韓国軍が参加を求めてきた場合にこれを容認する、受容する、受け入れるということについては現在どう考へておられるか。将来はどう考へておられるか。将来ともこれはあり得ないのか、あるいは将来はこれもあり得るのか。この点について伺いました。

○政府委員(西廣整輝君) お答えいたします。

わが方の他國と行います合同訓練なり共同訓練は、自衛隊法に基づきまして自衛隊の任務遂行に必要な練度の向上、そういうことを図るためにありますから、そういった目的に合致するものであ

ればどこの国とやつてもよろしいわけでございますが、実際問題としてそれをやることが訓練の成績にとつて非常に役に立つか、あるいはそいつた訓練の成果だけではなく政治的その他から見て

妥当であるかどうか、そういうことを含めまして判断をするということにならうかと思ひます。

○内藤功君 そうすると、そういういわゆる部隊の練度向上のために他國の軍隊と、ちょうどトップの試合をやると技量が上がるよう、そういう面でプラスになると思ひえやる。思ひなきやらない、韓国の軍隊であろうとことだらうとやる、この韓国の場合も将来はやる場合もあると、こういうことでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) ただいま申し上げたように、純粹に軍事的な面だけを申し上げれば先生のおっしゃったとおりでございますが、それとあわせまして、その国とやることが政治的その他の問題を含めて妥当であるかどうかということも当然考慮の対象になるということでございます。

○内藤功君 長官、この点どうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 私どもは、すでに日本へ親善訪港をするような国々、たとえばフランスその他の国々と海上において訓練とまで言われるような大きなものではないにせよ、お互いに練度を高めるという目的からいろいろな共同の訓練をしております。ただ、その相手国はどこでも自衛隊法の許す、またはわが自衛隊の練度の達成のためにプラスになると判断されれば別に制限ないわけなんだと思いますけれども、それではどこやうかというとつまではその都度十分検討しますが、仮に日本の演習場で日米共同訓練が行われておる、そこへ韓国の軍隊が来て共同して訓練を行うということになりますと、それはいわゆる練度を高めるということ以外のいろいろな問題がございます。そういうことをも含めますと、ちよつと考え方られないわけでございますけれども、私が申し上げたのは汎用的あるいは基礎的な戦術技量の向上について役立つものであれば、韓国に限りませんが、あるいはソ連でもいいかもしませんけれども、そこ訓練をして練度を高めるこ

ことがあり得ると、こういう答弁でいいですか。  
○政府委員(西廣整輝君) 先ほど最初に御答弁申し上げたように、私が申し上げたのは自衛隊の任務遂行のために必要なものということで申し上げ

ますと、集団的な自衛権の行使に及ぶようなものとか、そういう特定の想定のある演習等ができるというふうには申し上げておりませんで、汎用的なあるいは基礎的な軍事的な訓練、そういうふうな練度の向上に役立つものについても、それは可能であるという旨を申し上げたわけであります。

○内藤功君 これはやはりすぐれて政治的な問題も入ってくると思うんです。

そこで、長官にお伺いしたいんですけど、いまの質問、もう一回繰り返しますと、日米の共同の演習が対馬海峡の通航阻止というそういう目的も含めて行われているという場合に、これに韓国の軍隊が参加をするということを認めるか認めないと認めないと、さつきあなたの局長が言っておられた。訓練の方はやるというのか。ここのことろ、どうですか。

○國務大臣(谷川和穂君) あくまでも私どもでやりまする訓練は、自衛隊法の命ずるところで、自衛隊の持っておりまする使命達成のために練度を高める目的で行つておるわけでございます。それから、いま御指摘のありましたような問題につきましては、これはいま私どもがここで御答弁申し上げておりまする訓練とまたちょっと違つておられます。したがいまして、まず最初にお答えしておかなきゃならぬことは、日本と韓国との間には何

で、日韓両国が共同してこれをやらなければなりません。そういうような取り決めにはなっておりません。  
それから、御指摘のあつたような、そういうような日米間で行われておる通航阻止の演習に対し韓国が参加をしてくるであろうかどうか、それはわかりませんが、参加をしてくるということは、ちよつといまの状態では私は考えられないと思ひますけれども、参加をしてくるような意図があつたと仮にいたしましても、いま私がここで御答弁を申し上げたような基本を土台にいたしましてわれわれは考えているのでございまして、もう一遍もとへ戻らせていただきますが、一番最初に申し上げました練度を高めるという訓練と、いま御指摘のあつたような問題とは少し問題が違うと申しますけれども、参加をしてくるような意図があつたと仮にいたしましても、いま私がここで御答弁を申し上げたような基本を土台にいたしましてわれわれは考えているのでございまして、もう一遍もとへ戻らせていただきますが、一番最初に申し上げました練度を高めるだけの訓練だと、単に練度を高めるだけの訓練だというふうに考えた場合には、日本の自衛隊の訓練あるいは日米の共同訓練に韓国の軍隊が参加をするということを認めることもあり得ると思いますけれども、それではどこやうかというとつまではその都度十分検討しますが、仮に日本の演習場で日米共同訓練が行われておる、そこへ韓国の軍隊が来て共同して訓練を行うということになりますと、それはいわゆる練度を高めるということ以外のいろいろな問題がございます。そういうことをも含めますと、ちよつと考え方られないわけでございますけれども、私が申し上げたのは汎用的あるいは基礎的な戦術技量の向上について役立つものであれば、韓国に限りませんが、あるいはソ連でもいいかもしませんけれども、そこ訓練をして練度を高めるこ

とについては法的には特に問題はないということを申し上げただけでございます。  
○内藤功君 私の時間が来ましたので、あとは次に二度目の質問に譲りたいと思うんですが、これは非常に重大な問題です。というのは――あなたた、いま審議官ですな。

○政府委員(西廣整蠻君) 参事官です。

○内藤功君 失礼しました。

参事官が汎用的という言葉を使つたんです。これは例のリムバックのとき、私は予算委員会で

官房長は当時、防衛局長でしたかね。

○政府委員(佐々淳行君) 参事官でございます。

○内藤功君 参事官に聞いたときに、あのリムバックを合法化する理由がこの汎用的なものだといふのを、たしか当時の防衛庁はお答えになつてたんですよ。ですから、私は非常にこれは重大だと思うんです。これはどうなんですか。将来の日

米合同訓練に韓国の参加は防衛局長官は認めないという立場を表明したというふうに国民の皆さんに話していいんですか。それとも認めると言つたと言つていいんですか。その点を最後に私は聞きたいた。

す。

それから地上兵力でございますけれども、これ

は中ソ国境地域を全部含めますと五十一個師団、

四十七万人でございます。このうち幾つかの軍管

区がございますが、われわれ日本に至近距離にある極東軍管区、さらにザバイカル軍管区プラスモ

ンゴルに駐屯するソ連軍を含めますと三十七万

人、四十個師団というふうに理解しております。

他方、海軍兵力につきましては、極東ソ連の太

平洋艦隊、これが総数にして八百二十隻、百六十

二万トン、その勢力を擁していると、そういうふ

うに理解しております。

それから最後に、航空兵力でございますけれども、二千百機がトータルな数というふうに理解しておられます。内訳を言いますと、約四百四十機が

戦闘機、千五百十機が爆撃機、残りの百五十機が

哨戒機であるというふうに理解しております。

○柄谷道一君 ただいま量的な面の御説明がございましたが、私はそういう量的な問題のほかに

も、たとえば地上兵力におきましてはT-72戦車、装甲歩兵戦闘車等の装備の増強が進んでおる。さら

に、航空機につきましても約六割以上が高性能

の第三世代航空機というふうにその質的な面においてもその増強ぶりが著しいと、こう思うわけでござります。

そこで、長官、こうした極東ソ連軍の急激な戦

力増強がわが国の安全保障に及ぼす影響について、どのような評価をしていらっしゃいますか。

私は両国の首脳間だけではなくて、日米のさまざま

なレベルにおける率直な対話をきわめて必要であると思うものでございます。

ところで、谷川防衛長官は八月に渡米されまし

てはどのように把握しておられるか、まずお伺い

します。

○政府委員(新井弘一君) お答え申し上げます。

まず最初に、委員から御質問のありました核戦

ベリア地域に数にして百八基ございます。つけ加

えますと、われわれの承知する限り、さらに三つ

十機同じく極東シベリア地域に配備されておりま

す。

それから地上兵力でございますけれども、これ

は中ソ国境地域を全部含めますと五十一個師団、

四十七万人でございます。このうち幾つかの軍管

区がございますが、われわれ日本に至近距離にあ

る極東軍管区、さらにザバイカル軍管区プラスモ

ンゴルに駐屯するソ連軍を含めますと三十七万

人、四十個師団というふうに理解しております。

他方、海軍兵力でございますけれども、これ

は中ソ国境地域を全部含めますと五十一個師団、

四十七万人でございます。このうち幾つかの軍管

区がございますが、われわれ日本に至近距離にあ

る極東軍管区、さらにザバイカル軍管区プラスモ

ンゴルに駐屯するソ連軍を含めますと三十七万

人、四十個師団というふうに理解しております。

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会休憩前に引き続き、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○柄谷道一君 午前中の質問で峯山委員からも触れられましたが、極東ソ連軍の中距離核戦力、海上兵力、航空兵力、海上兵力の現状について防衛

官房長は當時、防衛局長でしたかね。

○内藤功君 参事官でございます。

におきまするソ連軍の増強はまことに顕著なもの

がございます。私どもいたしましては、この極

東におけるソ連軍の増強はわが国に対する潜在的

な脅威と、こう考えておりますが、しかしながら

現在直ちにこの潜在的脅威が顕在化するというふ

うには考えておりません。おりませんが、しかし

われわれといたしましては、いずれの国を仮想敵

国として日本の防衛を考えるわけでもございませんけれども、一般論といたしましては、日米安保

条約によって日本の安全はさらにここで強化され

ておりますはずだというふうにも考えております。

し、また防衛庁といたしましては常にいかなる状

態になりましても侵略は未然にこれを防止しなき

やならぬ、また方が侵略というものが生起した

ことを考えながら、わが国の独立、安全の確保を

図つていかねばならぬと、こう考えておる次第で

ございます。

○柄谷道一君 先般、レーガン米大統領が来日さ

れまして、中曾根総理との間で外交、経済、安全

保障等各般の分野についての意見交換が行われま

した。私は、日米関係というものは単に二国間の

関係だけにとどまらず、世界の平和と繁栄といいう

見地からもきわめて重要であるといいう認識に立つ

ものでございます。

もちろん、日米両国は自由と民主主義という価

値観を共有するものでありますけれども、他方言

語、伝統、これらを異にいたしております。ま

た、安全保障の面におきましても、わが国には専

守防衛、非核三原則、GNP一%枠などの方針が

現存いたしておるわけでございます。一方、アメ

リカはソ連のグローバルな軍備増強に対しても厳しく

いたしましたが、決してアメリカは日本に防衛の

要要求権、当時シーリングが決定した後でございました。

○柄谷道一君 さしあげました。

それから引き続きまして、ワインバー・ガーランド官

が九月二十四日に訪中の途次日本に立ち寄られま

したとき、東京でワインバー・ガーランド官と会談を

いたしましたけれども、このときには、わが国の

防衛力整備につきましては八月の三十一日に概算

要求を財政当局へ提出した後でございました。

そこで、私から、この時点ではまだ来年度の予算確定

しているときではないので、概算要求としてはシ

リリングぎりぎりいっぱい内部で概算要求を取り

まとめてそして財政当局へ提出したのだというこ

とをお伝えいたしましたが、決してアメリカは日本に防衛の

要求権、当時シーリングがございました。

ワインバー・ガーランド官は言葉を重ねて言つておいでになりましたが、決してアメリカは日本に防衛の

要要求権、当時シーリングがございました。

たといいう趣旨の御発言がございました。

○柄谷道一君 私は、今回、レーガン米大統領の来日、これはたまたま日本の総選挙前という政治情勢もございまして、具体的な防衛努力に対する要請は遠慮したのではないかと、こう思うのでござ

ざいますが、たとえばアメリカ国防総省が去る六月二十八日に発表いたしております「共同防衛への同盟諸国の貢献」、この中で、「中期業務見積もりは海上兵站線防衛戦力に何も触れていないし、そのための規定も設けていない。中期業務見積もりは、日本の現有戦力に持久力を持たせる上で、航空・海上両自衛隊を必要とされる水準まで増強する上でも不十分である。」「一九七六年の防衛計画大綱は、日本の防衛力の持久力という重大問題、シーレーン防衛の必要に対応しておらず、その他の点でもきわめて時代遅れのものになつてゐる。」またこの中には、「皮肉なことに、56中期業務見積もり自体が、一九七六年以降の世界情勢は大幅に変化し、国際情勢」が悪化したことに対する不十分ではないかという指摘をアメリカ国防総省自体が正規の文書の中できれいに記しておるわけでございます。これは日本の防衛努力というものに対してアメリカ側の見る目がきわめて不満であることを示唆するものであらうと、こう思います。

そこで、今後アメリカからの防衛努力期待に対して長官としてはどうな基本方針で対処をさ

れていくのか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(谷川和穂君) 安保条約によりまして日本を防衛する立場にありまする米国がわが国の一層の防衛努力について期待を表明することは、これは理解できるところでございます。しかしながら、私どもいたしましては、わが国が持つておりまする防衛力整備の計画、防衛計画の大綱の水準にできるだけ早く近づけたいということで、非常に財政の厳しい時期ではございますが、ぎりぎりいっぱいの努力を今後とも重ねていきたいと、こう考えておる次第でございます。

○柄谷道一君 サラに、それをお伺いいたしました大臣に質問をいたしました。私の質問に対して中曾根総理は、速記録を読ましていただきますが、このようにお答えになつております。「國には國

の事情があります。したがいまして、國民の感情やら、あるいはほかの経費とのバランスやら、あるいは財政事情やら、あるいは対外要求、外国からのお請、そういうものにすべて目を注ぎながら、その時点においてベストのことをやるというのが、政治家の責任であると私は考えておりまして、私たちがそういう努力をする限り、対日不信の要請、そういうものはない。」「要は誠意があるかないか、やる意思があるかないかということであつて、財政事情やその他の問題は話せばわかってくれることであると思つております。」と、こうお答えになつておられるわけですね。

私は、この発言は誠意を持ってベストを尽くせば財政事情等から五六中業を下方修正しても日米関係は損なわれないという總理の所信を述べられましたきわめて重要な発言であると言わざるを得ないわけでございます。それがもしもそうであるとすれば、私がさきに挙げましたアメリカ国防総省の認識やアメリカ国会筋や世論の動向とはしさか食い違つておるのではないかと、こう思ひざるを得ません。

私は、その際は質問時間がなくなりまして質疑を打ち切らざるを得なかつたわけでございますが、再度、長官にお伺いいたします。私は、アメリカが日本の財政事情と防衛努力に対してどのように理解を持つて、日米関係というものは五六中業達成の時期をおくらしても盤石である、そのような認識を長官はお持ちでございますか。

○國務大臣(谷川和穂君) まず最初にお答え申し上げたいことは、日米関係は恐らく現在存立いたしております二国間の國家関係の中で最も重要な国家関係であろうと思っております。その中でも、特に防衛、安全保障という問題から考えますと、私はやはりわが国の独立の確保、安全の維持という面から見ましても、日米安保条約ども、特に防衛、安全保障といふ問題から考えますと、それは非常に重要な条約だと思っております。

○柄谷道一君 防衛庁長官は、決算の段階において、アシア、太平洋におきまする平和の維持のためには、人件費は定算分百五億円、給与改善費百十億円、いわゆる一%のベースアップというものを前提に組んでおりますからこれまで一%の枠内に辛うじてとどまつておりますけれども、これらも人事院制度といふものを考えれば一%におさまるべきはずもないし、またおさめてはならないと、こう思うわけでございます。

そうしますと、五十九年度の名目経済成長率をおきましても実は大蔵大臣と三回に及ぶ、ついに夜が明けるまで交渉を重ねたわけでございました。ぎりぎりいっぱいの努力をすることが何といつても大事なことだと、こう考えて努力をいたしております。わけでございますが、そのシーリング枠に基づいてシーリング枠といつぱいの概算要求をいま提出いたしておりますが、財政事情が厳しい今日でありますけれども、やはり私はわれわれが持つておりますけれども、やはり私はわれわれが持つておりますので、これがござります。仮に名目成長率六%でもベースアップを四%行けば一%の枠を超える。この私の試算は間違いございませんでしようね。

○政府委員(中倉宗夫君) 前提を置いての計算でございますが、その前提どおりの計算といたしま

すれば、先生の計算はおおむね間違いはないと思

います。

○柄谷道一君 それでは、その場合G.N.P.一%枠はどう取り扱われるわけですか。防衛計画を削る

んですか。

○政府委員(中倉宗夫君) 先生の前提どおりでは

かにその変動要因がございませんと、先ほど申し

上げましたように先生のおっしゃるとおりになら

うかと存じますが、G.N.P.がどのくらいになるか

ということも実態的にはまだわかつてない問題でござりますし、それから人事院勧告の話は、まし

てや五十九年度の話はわかつておる話でございま

せん。したがいまして、私どもといたしまして

は、前から御答弁申し上げておりますように、ぎ

りぎりとにかく、一%というのが結果的にわかつ

てくるかと思いますが、それを超さないようにい

ろんな面で努力をしてまいりたいと、こういうふ

うに考えております。

○柄谷道一君 防衛庁長官は、決算の段階におい

ても一%枠を守ると、こう言われたですね。いま

全く仮定の問題である。ベースアップも仮定の問

題でございます。しかし、五十九年度内にはその

人勧取り扱いも確定するわけですが、年度の中間

で、経済成長も年度の終わりごになればほぼその見通しもつくわけですね。そこで、これは一%の枠を超えるという場合は、正面装備を切り下げる、見直すつもりであります。

ない限り、%の材を越えてしまうわけですから、そういう御決断もしておられるんですか。

してございました答弁は、実はこれには  
経緯がございまして、政府原案を決定する時点に

おいて一%を超えないことをめどとするという五  
十一年闇議を尊重するのであれば、決算についても同じよう尊重するのかという趣旨の御質  
問ございまして、それについては当然でございま  
すと、こういうふうに答弁を申し上げました。  
なお、つけ加えさせていただきますと、決算そのものは一年ないし一年半、あるいはひょっとしま  
すともう少し先になりますと実は決算といいう  
ものは上がってまいりません。したがって、年度  
の最中にその年度の決算で物を考えるということ  
は、これは実は技術的にはできないことでござい  
ます。

○柄谷道一君 私は、わが国の安全保障という視点からとらますと、やはり国民の合意の形成というのをきわめて重要な前提になると思うのであります。選挙を前にしておるのかどうか知りません。されども、どうも総理以下政府の答弁はたてまえに終始して、一%防衛費率は守る、こう言わぬれども、これは早晩超えるであろうといふ予測が明確な段階においてもなおたてまえ論に終始されてゐるということは、かえつて国民の間に不信の念を抱かせるのではないか、こう思えて仕方がございません。

そこで、端的にお伺いいたしますが、仮に防衛費が将来 GNP の一%を超えるを得ないという事態になった場合、その方針の変更は防衛庁が立案し、国防会議及び閣議でこれを決定し、国会に報告して了承を求める。こういう手順をとられるおつもりでございますか。

○政府委員(矢崎新二君) この防衛力整備の実施に当たりまして、GNP の総額の一%を超えない

ことをあざとて当面やつていくという方針を決めたのは、御指摘のとおり国際会議の決定及び閣議の決定を経て決めた経緯があるわけでござります。これを変更する必要が生じるかどうかといふのはこれは将来の問題でござりますけれども、そのときの具体的なやり方ということについてのお尋ねでございますが、そういった問題につきましては、内容の問題もござりますし、あるいはどういった時期にそういうことをやるかということもござりますし、それからいま御指摘のありました手続をどうするかということもあるうかと思いますけれども、そもそも現時点におきましてはこの閣議決定を変更する必要はないというふうに考えておりますので、そういうふたつ具体的な問題についても現在まだ検討を行っていないわけでございませんして、御質問の点に具体的にお答えができる状況にはないということを御理解を賜りたいと思います。

もし将来新しい事態が生じたときに、いま先生が御指摘になりましたような具体的な問題も含めてどういった手続を順次とっていくのかというようになことにつきましては、現在の段階では私どもはまだ検討をしておらないということを申し上げた次第でございます。

どの時点で図られるか存しませんが、一たび国との経済に活力がつけばそれもまた大変大きな広がりをしてくるという問題もございます。われわれはそういうことを考えながら、わが国の防衛力整備につきましては五十一年の閣議決定の線に従つてぎりぎりいっぱいの努力をいまさせていただいていると、こういうふうに御理解をいただきたいと存じます。

いと思うんですね。やはり国民合意を新しく形成していくためには、政府みずからがかくなければならぬという方針を示して万機公論に決する。その勇断を持たなければわが国の安全保障問題はいつまでももやもやした雰囲気の中で推移する結果に陥らざるを得ない、ということをこの際指摘いたしておきたい、こう思います。大臣、いかがですか。

いと思つておりまするし、それよりも積極的にこれを守つていきたいとこう考えてござりぎりの努力をしておるということも御理解いただきたいと存じますし、それから五十九年の防衛総費がどうなつてくるか、わが国の経済の動向がどうなるか、これがわからぬこの時点では、一%を超える超えない議論というのはできないわけでございますけれども、ただ一つだけ申し上げてみたいことは、先ほど来人件費のことを触れておいでになられましたが、確かに防衛庁という役所は大変たくさんの方々がいらっしゃる中で、自衛隊員を抱えておりますので人件費の比率は高い役所でございまして、人件費がアップすれば、当然でございますが必要経費がアップする。一%上がりましても百二十億ぐらいの費用を必要といたしまります。そういう役所でございます。

しかしながら、反面わが国の経済そのものも、三百兆とまでいきませんが、それに近いぐらい大きな経済でございまして、國の経済の再活性化が

○柄谷道一君 非常に経済の今後の成長に大きな期待をかけ過ぎておられるのじゃないかと思うんですけれども、われわれは経済活性化のために積もうことを前提にしての、びほう的と言つては失礼かもしませんが、そういう経済政策に終始されているわけでございまして、果たして長官の期待体は三・四%の成長を何とかして維持しようとうことを前提にしての、びほう的と言つては失礼かもしませんが、そういう経済政策に終始されするよう再び高成長時代来るや否や、私はそれはきわめて、望ましいことですが、疑問とせざるを得ません。この点ばかり言っておりましたら質問時間がなくなりますので、私は本日はG.N.P.問題については指摘にとどめておきたいと思います。

そこで、法案の内容について若干お伺いいたしますが、本改正法案による自衛官の増員は、海上自衛官が千三百二人、航空自衛官が六百三十人、統合幕僚会議に所属する自衛官が四十六人、合計して千九百七十八人、こうなっております。ところが、我が國の中には防衛費も聖域でない、厳しくいうと指摘がされている面もございます。これに対してどうお考えございましょうか。

○政府委員(矢崎新二君) 自衛隊の場合もこれは国の行政機関の一部を構成するものでありまして、常時できる限りの合理化、適正化ということを考えていべきことはこれは当然のことではないかというふうに私どもも考えておりまして、毎年そういったようなことはできる限り工夫をして努力をしてきておりまして、

しかし、先生御指摘のように、自衛官の定員と申しますのは、海上・空の自衛隊をとつてみまして、艦艇あるいは航空機が就役をいたしますとか、あるいは防衛力の充実を図るために部隊を新改編しなければいけないとか、あるいは新しい機材を導入してその運用を図つていかなきゃいけないとか、あるいは統合運用体制をさらに強化していかなきゃならないとかといったような、いろいろなどうしてもやらざるを得ない問題があるわけでございまして、そういう所要のものを積み上げながら、それをやりますにもおのずから限度がありながら、いたしておりますのがこの増員の要求でございまして、これは考え方をいたしまして省力化とか合理化ということは当然のこととは言いながら、それをやりますにもおのずから限度があります。そこでございまして、私どもはそういうものを踏まえながら必要最小限のものはぜひお認めを願いたいという考え方方に立つておるわけでございます。

○柄谷道一君 千九百七十八人は省力化、合理化をできる限り行つた上でのなお最小限必要とする人員である、こういう御趣旨であろうと思ふのでございますが、それでは防衛二法は約三年間これが未成立のまま経過したわけですね。したがつて、やりくりができたのだから今後もやりくりがつくではないかという説を述べる者もござります。私がここでお伺いしたいのは、防衛二法が未成立の場合、部隊等にどのような影響をもたらすのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまお願意を申し上げております定員増のこの法案におきましては、御承知のように艦艇、航空機の就役等に伴う必要最小限のものをお願いをしておるわけでござります。そういたしまして、この艦艇なり航空機が逐次就役をしてくるということになりますれば、この予算決定の精神に従いまして適正

に運用し活用を図つていくことは防衛庁としても、艦艇あるいは航空機が就役をいたしますとか、あるいは防衛力の充実を図るために部隊を新改編しなければいけないとか、あるいは新しい機材を導入してその運用を図つていかなきゃいけないとか、あるいは統合運用体制をさらに強化していかなきゃならないとかいったような、いろいろなどうしてもやらざるを得ない問題があるわけでございまして、これは考え方をいたしまして省力化とか合理化ということは当然のこととは言いながら、それをやりますにもおのずから限度があります。

○柄谷道一君 千九百七十八人は省力化、合理化をできる限り行つた上でのなお最小限必要とする人員である、こういう御趣旨であろうと思ふのでございますが、それでは防衛二法は約三年間これが未成立のまま経過したわけですね。したがつて、やりくりができたのだから今後もやりくりがつくではないかという説を述べる者もござります。私がここでお伺いしたいのは、防衛二法が未成立の場合、部隊等にどのような影響をもたらすのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまお願意を申し上げております定員増のこの法案におきましては、御承知のように艦艇、航空機の就役等に伴う必要最小限のものをお願いをしておるわけでござります。そういたしまして、この艦艇なり航空機が逐次就役をしてくることになるわけでござります。もう少し具体的に申しますと、そういたった在来の艦艇の場合、出来から持つております古い艦艇の乗組員を減らすことによるやり方で対処せざるを得ないようになってしまつて、そのまま現状にあるわけでございまして、その点を明瞭化していただきたいと思います。

○柄谷道一君 本法案の中には予備自衛官の増員についても予定されているわけでございますが、未成立の場合どういう影響が出てくるわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 予備自衛官をお願い申

してのやはり責務ではないかということを考えておるわけでございます。そういう意味におきまして、どうしても実際にこういう艦艇なり航空機運用を具体化していくことがぜひ必要になるわけでございます。

しかば、その定員が一方で認められていないとなればどうするのかということに次はなるわけでございますが、それは結局のところは現在持つております総体の定員の中でやりくりをいたしまして対処せざるを得ないというような状況になるわけでござります。その結果、どういうことになると申しますと、隊員に過重な勤務を強いるとして正正常な運営ができるように、一日も早くこの法案をお認めいただくことを切にお願いをいたしております次第でございます。

○委員長(高平公友君) 防衛庁当局より発言を求められておりますので、これを許します。新井参考官。

○政府委員(新井弘一君) 冒頭、柄谷委員からの東ソ連軍の動向についての御質問のうち、航空兵力等でございますが、あるいは私、爆撃機の数と戦闘機の数を述じた懸念がございます。それで、念のため、もう一度発言をさしていただきたいと存じます。

正確なところ、総計二千百機、そのうち爆撃機が四百四十機、戦闘機が五千五十機、哨戒機が五百機でございます。念のため、もう一度確認させていただきました。大変ありがとうございます。たとえば海上自衛隊におきましては、現在まだこの法案がお認めいただいておりませんので、定員規模が三千三百名結局圧縮される結果にいまなつてしまつて、いるわけでございますが、これはどういうことで対応しているかといいますと、新しく

○政府委員(矢崎新二君) 予備自衛官をお願い申しあげておりますのは、現在の法律定員が四万一千名でございますが、これに一千名を加えて四万三千名にしていただきたいという内容のものでござります。この陸上自衛隊の予備自衛官の役割と申しますのは、これは有事の際の体制をこれで形成をしてまいるわけでございますが、有事の際には抗堪性の問題というものも含めた整合性のある防衛政策の展開が必要ではないか、こう指摘をしたわけでございます。

そこで、昭和五十六年四月二十二日に、防衛庁における有事法の研究に関する中間報告が発表されました。自來すでに二年半を経過いたしておりますわけでございます。現在、その研究はどの程度進捗されているわけでございますか。

○政府委員(佐々木洋行君) お答えいたします。有事法の研究につきましては、ただいま御指摘のとおり、五十六年の四月二十二日に中間報告を申し上げ、三つの分類に分けて研究を進めておるところでございます。

第一分類が防衛庁及び自衛隊にかかる所管にかかる法

令、第三分類がどの省庁にも属さざる案件の研究、こういうことで進めておりますが、その後、第一分類につきましては、自衛隊法百三条の政令に盛り込むべき事項を初めとしたしまして細部の研究を進め、さらにこの第一分類に関する自衛隊所管法令で他の省庁の所管する法令にかかる部分がございますので、関係省庁との調整協議あるいは外国法制の調査等を続けておるところでございます。

第二分類につきましては他の省庁の所管に属することとございまして、関係省庁が十省庁、関係項目が七十項目を超えておりまして、これに対しまして、たとえばそれらの関係法令にある非常事態であるとか緊急事態という条文は、防衛出動下令時、すなわち有事を含むのかどうかというような有権解釈等を含めまして、この解釈、法令の運用上の問題等の照会を行つております。これに對していろいろ複雑な問題がございますので、各省庁のうちまだ七十項目ほどお願いをした三分の一程度回答に接しておるという段階で、現在まだこの第二分類の有権解釈の整理が終わっておらぬいといふ状況でございます。

第三分類、すなわちたとえば有事の際の住民の避難誘導等の省庁にも属さざる案件でございまが、これについてはまだ研究が進んでおらないという状況でございます。

○柄谷道一君 第一分類、すなわち防衛庁所管の問題について若干お伺いいたしますが、たとえば防衛庁職員給与法の手当の問題、これは「別に法律で定める」と、こうされながらまだその法律が制定されていない。この問題。または待機中の部隊の要員防護のための武器使用の問題等がこの中間報告では今後の検討課題として盛り込まれてゐるわけでございます。これらにつきましてはある程度その内容が固まつておられるわけですか。

○政府委員(上野隆史君) 第一点の防衛庁職員給与法第三十条の関係の研究状況についてお答え申し上げます。

防衛庁職員給与法第三十条に基づく法律につき

ましては、出勤手当の法的な性格、支給範囲及び支給の手続、災害補償の対象範囲、退職後の年金等について検討を進めておるところでございます。防衛庁職員の給与のあり方として有事における勤務を平時から考慮しておくのか、あるいは有事において配慮するのかという問題、あるいは国民やあるいは一般の公務員との均衡の問題等々ございまして、これらの問題点につきまして引き続いて検討を進めているところでございます。

○政府委員(佐々淳行君) 第二点の待機中の部隊要員の防護のための武器使用の問題でございますが、御指摘の事項につきましては、防衛出動待機命令を発せられるような情勢があつた場合において、待機している部隊の要員が侵害を受けた場合にこれを防護するために何にも措置をとることができないということでございますれば何のための防衛力かわからなくなりますので、その任務が有效地に遂行できるようにこれらに対する防護措置ができるようすべきであるという問題点の指摘が行なわれております。これは自衛隊法九十五条の解釈の問題であろうかと思ひます。

御承知のように、九十五条には、「自衛官は、自衛隊の武器、弾薬、火薬、航空機、車両又は液体燃料を職務上警護するに當り、人又は武器、弾薬云々を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる」と書いてございます。しかしながら、これはいわゆるただいま御指摘の七十七条、待機子力安全研究協会の論文についての質問があるといたる御連絡を受けたところでございますが、実はこの資料は原子力安全研究協会が自主的に調査されたものでございまして、私どもの方も御指摘あつていま見ているところで、実のところ、これについてどうこうということを今日この場でお答えするほどの検討をいたしておりませんので、そのような御報告をさせていただきます。

○和田静夫君 それは、そうはならないんですよね。さつきから何遍も部屋の外では申し上げましたが、あなたそんなことを言うけれども、「核燃料物質等輸送調査専門委員会委員構成」、運輸省全然関係ないといって私はさつきからうそばかに言つておつたんですが、この中で、見なさい。

○柄谷道一君 有事における法体系整備の問題、機命令中の防護については結論が出ておりません。

○和田静夫君 したがつて、この数値というのは、あなたの方のところから、オブザーバーであろうが何であろうが、委員会構成に参加をしてできやなりその他の者の年間を通じての被曝量あるいは従業員の年間を通じての被曝量といふものの一応の数値を示している、こういうものでござります。

○和田静夫君 したがつて、この数値というのは、あなたの方のところから、オブザーバーであろうが何であろうが、委員会構成に参加をしてできやなりその他の者の年間を通じての被曝量あるいは従業員の年間を通じての被曝量といふものの一応の数値を示している、こういうものでござります。

思います。

○和田静夫君 まず、核燃料の輸送問題で一、二会における政府と私の論争で決着がついていない部分のものであります。その後、ずっと資料を当たつてまいりますと、ますます危険な状態を感じ取ることができます。

そこで、運輸省に、原子力安全研究協会の調査報告書、これは事前に通告をしましたが、アメリカで幾つの事故例が報告をされています。「放射性物質の輸送に関する諸外国の研究調査報告書」の四二三ページ、日本文ならば確認する必要がありますが、ちょっと英語の報告になつてますので、私は全くその意味での素人ですから、まず確認を求めるのですが、この二十三ページに輸送労働者の被曝数値が記載されています。この英文の部分をちょっと説明してください。

○政府委員(西村康雄君) 先ほど先生の方から原子力安全研究協会の論文についての質問があるといたる御連絡を受けたところでございますが、実はこの資料は原子力安全研究協会が自主的に調査されたものでございまして、私どもの方も御指摘あつていま見ているところでござりますが、実はこの資料は原子力安全研究協会が自主的に調査さ

れました。このままお示しの論文は、「IAEA輸送規則の基本をなす放射線防護の原則と通常時事故時の輸送実績」という、これはアメリカの学者だと思いますが、その研究論文でございます。そして、いま言われました表の諸数値は、その論文におきまして、パーセンジヤーなりその他の者の年間を通じての被曝量あるいは従業員の年間を通じての被曝量といふものの数値を示している、こういうものでござります。

○和田静夫君 したがつて、この数値というのは、あなたの方のところから、オブザーバーであろうが何であろうが、委員会構成に参加をしてできやなりその他の者の年間を通じての被曝量あるいは従業員の年間を通じての被曝量といふものの数値を示している、こういうものでござります。

○政府委員(西村康雄君) この報告書は、こうい

るんですからね。

う論文があるということを取りまとめたものでございます。したがいまして、この論文の中の数値の信憑性その他、どのような経緯でこういうような数字がつくられたかということについては何とも申し上げられません。

○和田静夫君 そうすると、この被曝数値といふものの記載についてはあなたの方は確認はできない、信憑性については全然わからぬ、調べる意思もない、そういうことですか。

○政府委員(西村康雄君) 現在のところ、これがどのような経緯でつくられた数字であるかについてはつまびらかにしておりません。

○和田静夫君 それじゃ、むだなお金をかけておたくの役人が参加して確認もできないことを一体公にするというのはどういうことなんだかさっぱりわからぬのですが、委員会運営に協力する意味で申し上げておるんですが、それじゃあなた方はこれを確認するための作業を進められますか。

私は、予算委員会のときも申し上げてあります。が、一遍取り上げた問題はそのときの答弁限りでは終わらせません。それは十五年前の私の質問であろうが二年前の質問であるが、ずっと継続的に私が議員として在籍をする以上は追跡をするわけですから、それが国民に負っているところの責務なんです。あなた方は一年で一遍ずつボストンがかわっていくからどうでもいいというのいや困るので、したがつてこここの部分はどうされますか。

○政府委員(西村康雄君) この論文はツェという学者が書きました論文でございます。したがいまして、実際にこの研究所でどういうようなプロセスでこの論文を収録したか再度調査いたしました。

ツェという学者がどういうふうなことで書かれたか、これを調べないとどうにも事実はわかりません。ただいま言われましたが、特にこの団体が公表したというよりは、むしろ自主的な研究として取りまとめたというよう私どもは理解しております。

○和田静夫君 それだから端的に言えば、運輸省

に私が求めたいことは、放射線漏洩事故がかなり

の部分でもってアメリカで起っているわけですか。

○政府委員(西村康雄君) いまございます。この問題にされております数字は、アメリカにおける放射線の管理の状況をいわば数値的に示しているものだと理解しておりますが、したがいまして、アメリカ全体の体制がどうかということとの関連で、こういったものをさらに具体的にどんなものか、他の資料なり何なりもまたあわせて参考にしながら検討はしまりたいと思っております。

○和田静夫君 そこで、アメリカのキヤスクの構造基準と日本のそれは違いますか、あるいは同じものでしょうか。

○政府委員(辻栄一君) 使用済み核燃料の輸送用キヤスクの基準につきましては、IAEAという国際原子力機関、この機関で輸送に関する規則をつくっております。この規則は一九六七年に制定されまして、その後一九七三年に改訂版ができるおります。現在、わが国のキヤスクはこの新しい

基準によつているのでござりますけれども、アメリカにおきましては、聞くところによりますと、この七三年規則の取り入れが非常におりまして、大部分のキヤスクは六七年版の基準によつてつくられておるというふうに聞いております。

七三年規則の取り入れはアメリカにおいてはごく最近行われた、かように聞いておりますので、アメリカのキヤスクはこの六七年の基準によつてつくられているというところから、現在の日本のキヤスクの基準とは若干違った部分があつたかと思います。基本的にはそう大きな改正が行われたわけではございませんので、そつ大きな違いはな

めて楽観的に答弁をされたわけです。非常に厳しい規制の中で行われているから御心配なくとい

う、総括的にはそういう答弁だったと思うんですね。ところが、実際には何ら具体的に周辺の住民の不安を除くというような形の材料を与えておら

ない。私は、運輸省はあるいは科技庁と一緒に来て仕事をされるんでしようが、先ほど来から

アメリカの運搬時における危険な状態を明らかにしているのは、これは日本にだって同じような状

態で起こり得ると思っているからなんです。

そのことを前提にして考えてみると、たとえば日本坂トンネルの事故で八百度C以上のそ

う状態といふものはどれぐらいの時間続いたかと

いうことを、消防庁おわかりなら答弁してもらいたいし、わからなければ調査してもらいたいと思

います。

○政府委員(砂子田隆君) 日本坂トンネルにおける火災の後の道路公団の技術検討委員会で調査をしたところによりますと、当時の日本坂のトンネルの中の温度は、私の記憶に誤りがなければ六百度ないし一千度であったと記憶いたしております。

○和田静夫君 そうしますと、いまキヤスクの質問をしたわけですが、現在のキヤスクの耐熱基準は八百度Cで三十分ですよ。日本坂トンネル規模の事故が発生をしたら一たまりもないといふことになるのであって、山本自治大臣が予算委員会で私にお答えになつたような形の樂観的なものではない、そういう状態だと思うんです。消防庁は、この事故に対してもどのように対処されようとしているのか、あるいは具体的な方針というのをお持ちなのか、まずお聞かせください。

○政府委員(砂子田隆君) 予算委員会のときにもお答えいたしましたと思いますが、輸送時におきます消防機関の通知の義務の問題につきましては、通報を受けてから警戒区域の設定でありますとか、延焼防止でありますとか、そういうことに消防が従事をするわけでございますから、そういう事故が起きたときに消防に御連絡をいただければ消防

なりの対応をするということになろうと思いま

す。

ただ、いまお話をございましたように、どこで

どういう事故が発生をするかというのは、神様の

身でもございませんから、なかなかわからない。

ましては、むしろ消防活動が十全にできるよう

消防機関へも事前に通告がございまして、その中

で、現科学技術庁を初めとしたしまして、関係

省庁で構成をいたしております核燃料物質の安全

輸送対策に対する連絡会がございまして、その中

で、そういうふうに位置づけていただきことを、あ

るは各省に御理解を願うことを私の方でいま検

討の中で進めておりますので、御理解いただき

いと存じます。

○和田静夫君 核燃料が結局非常に危険な状態で、もって高速道路を走つてゐるというようなこと、それは消防庁も関係各省からいままで知らされていない。よつて消防庁を通じて自治体消防は全然知らない。そしてもし日本坂トンネルの中

で、あのときに核燃料を運んでいるところのトラブルがいたとするならば大変な事故に八百度C以上でつながつて、こういうことに推定されいくわけです。今後、この危険性というのはアメリカの事例で見る限り非常に高い。そうしますと、ぜひ私は、いま御答弁がありましたが、それに対応できる体制というものを求めたい。消防庁を通じて自治体消防に対しても速やかに情報が通達できる、そういうような仕組みというものをつくり上げるべきだと思うんです。それはよろしくお聞かせください。

○政府委員(砂子田隆君) すでに先生も御案内かと思いますが、現実に核物質の輸送をしておる、それぞれ公共団体の中でも、運搬業者との間で協定を結んで連絡を受けているところもないわけではありません。そういう点を考慮いたしますと、消防庁が一齊にそれをやつた方がいいのか、あるいは輸送業者との間で、輸送業者がそれぞれの公



いうのは、何かそこに飛躍があるような感じがするんです。そういう考え方については、長官どううお考えになりますか。

のはすぐれてその国との外交政策だというふうに考えております。ただし、その外交政策たる中立政策を全うし得るかどうかということは、きわめてこれまですぐれて安全保障、防衛の面が論ぜられてくるだらうと思つております。その面では中立政策をとるという国はをとつてゐる国々の中で、いま先生の御指摘のありました西側の陣営といふその安全保障の体制の中では、たとえばNATOを考えた場合に、第一次世界大戦ないしは第二次世界大戦の当時に中立政策をとりながら、第二次世界大戦以降NATOという同盟体制の中へ入つている国が幾つかござります。それぞれの国は、やはりそれぞれの国は、国策としてみずから戦後そういう道を選んだというふうに考えてお

ただ、わが国の立場で考えてみますと、わが国は西側陣営の一員であることはこれは紛れもない事実は、あくまでこれは日米安全保障体制といううえで立脚をいたしておるというふうに判断をいたしております。

○和田静夫君 私の質問の趣旨とかなり離れているんですけれども、時間の関係もありますから淮河ですが、資本主義国一般、すなわちこの白書で言うところの「自由と民主主義」という価値観を主張する西側諸国」と、東西対抗下のいわゆる西側同盟ですね。いま長官答弁された日米安保体制でも何でも、それとは私は異なると思うんですね。ところが、この白書の六十三ページの後段の部分では、「わが国が憲法及び基本的な防衛政策に従い、防衛力の向上に努めることは、わが国の安全がより一層確保されるだけでなく、日米安全保障体制の信頼性の維持強化につながり、その結果、東西の軍事バランス面において西側諸国との安全保障の維持にも寄与し、アジアひいては世界の平和と安

全に貢献するものである。」と、こうなつてゐるだけです。これは明らかに西側諸国と西側同盟とを倒置して出てきた主張ですよ。私は、何か飛躍を含む論であると、邪推じやなく、指摘せざるを得ないんですね。そればかりではなくて、日本の軍事力を東西軍事バランスの中にビルトインする。これはそういう形ですね。日本の軍事力が西側諸国の安全保障にも寄与するという論理、これほど大きな飛躍を含んでいます。どうも論理学的に、はそんなんうになるのじやないだろうか。この辺は、長官、非常に知的水準が高いお方でございますから、どうです。

に、先ほど私NATOを一つの例としてとりましたが、NATOの場合には複数国が構成員の一つであることがアメリカでもございますが、アメリカを中心的に物を考えた場合に、私は実は日米安保条約を非常に高く評

価をいたしたものですから、それで日本関係を中心と考えてみましても、アメリカが参加をいたしておる、あるいはアメリカを頂点といったしておる、安全保険の体制というのは幾つもあるうかと思ふます。条約で二国間でアメリカと組んでおる条約国もあるうかと思います。そのうちの一つが日米安保条約だと思います。アメリカを中心に考えて、四十以上のそいつた条約機構というものが存在はいたるだらうと思つております。

その場合に、日本とアメリカの関係といふのは、その問題を離れましても、現在現存する世界の二国間の関係としてはきわめて重要な、恐く、あえて言わせていただければ、最も重要な国間の関係ではなかろうかと思っておりますが、その日本がみずから防衛力の整備、みずからをさずからで守るという努力をいたすこと自体は、「日本と日米安保条約を結んでおる当事者のアメリカが国際的に、世界的にあらゆる地域で世界の平和の維持といふものについて責任を感じておるのだろうと思ひますが、そのアメリカの世界各地に

ける努力を支えることになる。特に、太平洋の地域において日本がみずから持つておる防衛の整備というものについて努力をし続けることこれによつて私は日米安保条約というのは一層り運用の面でも効果的になり、そのこと自体がこの地域の平和にもきわめて大きな意味合いをつ。そういう意味で、結果的にはアメリカ自体その他の地域に対する責任を果たしやすくなつくるという効果も含めて、私は日本がみずから努力するということは、この六十三ページの後段書きましたような結果を招来していくものだとあふうに判断をいたしております。

○和田静夫君 長官の判断の限りの部分だけはしじま、「いつまでも、おとづらうて、『百

れですか。この文章が出てくるその次に、「西諸国協力の場」というような資料がついていて、この資料などの取り扱いの上にこの論理展開をされるというのはやつぱりちょっと飛躍があると私は感じました。

そことのところは置いておきまして、率直に言ふと、

まして、この文章を読む限りは、いま秘かに指摘しましたよう、日本の軍事力は日本の防衛のためだけにあるのではなくて、西側全体の安全保障のためにあるのだというふうにどうも読まざるを得ないことです。それを通じてアメリカの影響が深まつていくといういま長官の御答弁がありましたから、そういう考え方なのでしょう。

この白書の六十三ページの論理というのは、これにも増して私は考えてみなきやならぬのは、西軍事バランスの前提というものが据えられてますね、どう読んでもみても。そのバランス、ペティを埋める努力を日本もするという考え方でよね。どうも日本もそのところを埋めていかきたんだという考え方、これは一途逸脱していないらうかと思うんです。たとえばソビエトの軍事力がずっと増強されていく、それに応じて應分の合によつて日本の軍事力を増強していくかなきやらない。そういう形になるでしょう、この論理いうのは。

それはそれとして置いておいて、わが國自体の防衛力の整備というものは、幸いにしてわが國自体の地理的な条件、周辺に海洋、海上に取り囲まれておるというような問題とか、それから今までのヨーロッパとアジアとの関係というような感じからいましても、それからわが国での持つてきました今日までのわが国の防衛の基本的な発想からいたしましても、私は必ずしもヨーロッペで議論をされているような形でわが国でも同じようく議論をされなきやならぬとは思っておりません。基本的に、わが国はわが國としてわが国が持つてある独自の防衛力の整備の計画をそのままのときどきの國の財政あるいは他の國の施策とのバランスなどを考えながらこれを充実していくこと、これがわが國の防衛政策のあくまで基本にありべきことであると、こういうふうに考えております。

○和田静夫君 抑止論は非常に重要なところで、私も見解を持っておりますので、後半の一時間半をかり、抑止論だけで長官と意見を開かしてみたいと思つます。

に、先ほど私NATOをいたが、NATOの場合には複数国が構成員の一つであることがアメリカでもございますが、アメリカを中心的に物を考えた場合に、私は実は日米関係をどうぞかと思いますが、日本の安全、独立、平和という問題を考えた場合に、日米安保条約を非常に高く評価をいたしたものですから、それで日米関係を主に考えてみましても、アメリカが参加をいたしておる、あるいはアメリカを頂点といたしておる、安全保障の体制というのは幾つもあるうかと思ふます。条約で二国間でアメリカと組んでおる条約組織國もあるうかと思います。そのうちの一つが日米安保条約だと思います。アメリカを中心に考えて、四十以上のそういう条約機構というものが存在はいたすだらうと思つております。

その場合に、日本とアメリカの関係といふことは、その問題を離れましても、現在現存する世界の二国間の関係としてはきわめて重要な、恐らく、あえて言わわしていただければ、最も重要な国間の関係ではなかろうかと思っておりますが、その日本がみずから防衛力の整備、みずからを守る、からで守るという努力をいたすこと自体は、日本と日米安保条約を結んでおる当事者のアメリカが国際的に、世界的にあらゆる地域で世界の平和の維持というものについて責任を感じておるのだろうと思いますが、そのアメリカの世界各地に

「諸國の協力の場」というような資料がついていて、この資料などの取り扱いの上にこの論理展開をされるというのはやつぱりちょっと飛躍があると私は感じました。

そことのところは置いておきまして、率直に言まして、この文章を読む限りは、いま私が指摘しましたように、日本の軍事力は日本の防衛のためだけにあるのではなくて、西側全体の安全保障のためにあるのだというふうにどうも読まるが深まっていくといいま長官の御答弁があり得ないことです。それを通じてアメリカの影響が深まつていくといいま長官の御答弁がありましたから、そういう考え方なのでしょう。この白書の六十三ページの論理というのは、れにも増して私は考えてみなきゃならぬのは、西軍事バランスの前提というものが据えられてますね、どう読んでもみても。そのバランス、ペティを埋める努力を日本もするという考え方でよね。どうも日本もそのところを埋めていくたんだという考え方、これは一途逸脱していないろうかと思うんです。たとえばソビエトの軍事力がずっと増強されていく、それに応じて心分の合によって日本の軍事力を増強していかなきゃならない。そういう形になるでしょう、この論理、いうのは。

ています。

前半の一時間半は、少し防衛白書を中心としたが、西側同盟全体の安保に寄与するということ、そういうことは紛れもなく実態として私は集団安保じゃないだろうか。この文章をどれだけ読んでみてもやっぱり思想的には集団安保なんだろうと思うんですね。実態はそんなんだ、子供みたいなこと言葉など腹の中で思つていらっしゃるかもしませんが、ところが白書をずっと読んでいますと、別のところではやっぱり意識をされている部分があるとみて、集団的自衛権を憲法は否定していると、こういうふうに述べているわけですね。長官、こここのところは一体どのように論理的につながつてくるでしょうか。

○國務大臣(谷川和穂君) 六十三ページで指摘をさしていただきましたことは、あくまでわが国の自衛隊が海外へ出て、それでいかに西側の一員であろうと、西側の他の諸国に参加するというような意味合いで書かれているものではございません。それは御了解いただきたいと思います。それから、わが国の憲法が集団的自衛権についてはおのずから制限を持っている憲法である。それで、わが国の防衛の政策は基本的にこの憲法のもとにあるわけでございまして、その意味ではあくまで集団的自衛権というものはわが国の防衛の問題の中で論ぜられるテーマではございません。それから、なお集団的自衛権とは一体何かといふ議論があるうかと思いますが、これはすでに先生の恐らくは御了解いただいている問題点だと思いますので、ここでは触れません。

○和田静夫君 たとえば中曾根さんが四海峡封鎖と言つた。私は、決してあれは三海峡封鎖の間違いを中曾根さん言つたのじやなくて、彼本人は四海峡封鎖を頭の中に考えてあのとき発言されたのだと思っていて、皆さんのが三海峡封鎖と訂正をされたり、いろんなことを言つても、いや中曾根さんの思想の中には四海峡封鎖だ、対馬の西道は当然含んでいるというふうな思想の持ち主

なら、というふうに見ながら、そういう意味で彼は最高権力者としてのいろいろの考え方なりやり方なりというものをずっと考えていらっしゃるだと思っているんですが、そういう意味で考えてみますと、やっぱり日本はすでに集団安保に実質的には踏み込んでいるのだなというふうに見て、そういうふうに見ていると、日米共同演習でこれをどうとらえたらしいのだろうかということを日々悩むわけですよ。

去る十月初旬に北海道で日米共同実動訓練が行われました。その際の記者会見の席で、ワインアンド司令官が十月に北海道で行われました日本共闘訓練の際に記者会見を行われたわけあります。私どもが承知している限りでは、同司令官が言われた内容は、ソ連が質、量両面にわたりましておいていいんですか。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま御指摘のワインアンド司令官が十月に北海道で行われました日本共闘訓練の際に記者会見を行われたわけあります。私どもが承知している限りでは、同司令官が言われた内容は、ソ連が質、量両面にわたりましておいていいんですか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほど来、他の政府委員からも繰り返し申し上げておりますように、現下の国際情勢あるいは極東の軍事情勢というのを見てみますと、近年におきます極東におきますソ連の軍事的な増強、質、量両面にわたる増強と、私どもが承知している限りでは、同司令官が言われた内容は、ソ連が質、量両面にわたりましておいていいことを述べられ、そしてまた北海道のことに触れられまして、これは日本列島の北端に位置しておりまして、極東ソ連軍が配備されておりますソ連極東地域の近隣に位置しているというような地的特性につきまして一般的に言及をされたというふうに聞いておるわけでございましますので、ここでは触れません。

○和田静夫君 たとえば中曾根さんが四海峡封鎖に、わが国といたしましては仮想敵国を想定しているわけではございません。私どもがやつておりますのは、一般的にわが国を直接あるいは間接の侵略から守るために必要な最小限度の防衛力の整備を図つておこうということでやつておるわけでございまして、その基本線に何ら変わりはないと思つて、ここでは触れません。

○和田静夫君 別の聞き方をこの部分でしてみま

すと、北海道共同実動訓練があつた。そこで、こ

れは私、米ソ同時多発戦というものを想定して行つてゐる。それは常識的にはそんなんでしょう。

矢崎さんがここでどういうふうに答弁されてみた

が、アメリカの軍人、率直にそのことを言つたの

のがかなり私は重要な意味を持つと思うのは、共

同演習であるわけですから、私も微兵最後の年齢

ですから、軍隊でいぶん苦勞させられた経験

を持つっていますが、共同演習というときには双方

が同一の戦略戦術をもつて行うのが共同演習でし

ょう、そのところが外れてしまえば共同演習に

ならぬわけですから。そうすると、この陸軍司令官の発言というのは、日本の自衛隊の側にとって

みても北海道はソ連から見て一つの大きな関心事

である、北海道は自由陣営にとって最前線基地

である、こういうことになりますね、共同演習を組んでいける相手との関係で言えば、こういう認識はお持ちではないわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほど来、他の政府委員からも繰り返し申し上げておりますように、現

下の国際情勢あるいは極東の軍事情勢というの

を見てみますと、近年におきます極東におきます

ソ連の軍事的な増強、質、量両面にわたる増強と

いうものがわが国にとりまして潜在的脅威である

という認識は、これは從来から変わりはないわけ

でございます。ただ、そのことと私どもの防衛力

をして一貫して軍事力の増強を行つてること、そ

れからアメリカもこれに対応して抑止力の信頼性

を維持強化するために戦力の近代化等の措置を進

めているということを述べられ、そしてまた北海

道のことに触れられまして、これは日本列島の北

端に位置しておりまして、極東ソ連軍が配備され

ておりますソ連極東地域の近隣に位置していると

いうような地的特性につきまして一般的に言及

をされたというふうに聞いておるわけでございま

す。

○和田静夫君 これはしばしば私ども申し上げておりますよう

に、わが国といたしましては仮想敵国を想定して

いるわけではございません。私どもがやつており

ますのは、一般的にわが国を直接あるいは間接の

侵略から守るために必要な最小限度の防衛力の整

備を図つておこうということでやつておるわけでございまして、その基本線に何ら変わりはないと思つて、そのことを申し上げておきたいと思います。

○和田静夫君 別の聞き方をこの部分でしてみま

すと、北海道共同実動訓練があつた。そこで、こ

れは私、米ソ同時多発戦というものを想定して行

つてゐる。それは常識的にはそんなんでしょう。

矢崎さんがここでどういうふうに答弁されてみた

が、アメリカの軍人、率直にそのことを言つたの

のがかなり私は重要な意味を持つと思うのは、共

同演習であるわけですから。そうすると、アメリカの司令官

がそなへたのなら、実動共同演習の片一方であ

るところの自衛隊の最高司令官も、司令官までい

ういうふうに考へてあるのじゃないですか。そこ

が同一の戦略戦術をもつて行うのが共同演習でし

ょう、そのところが外れてしまえば共同演習に

ならぬわけですから。そうすると、この陸軍司令官

の発言というのは、日本の自衛隊の側にとって

みても北海道はソ連から見て一つの大きな関心事

である、北海道は自由陣営にとって最前線基地

である、こういうことになりますね、共同演習を

組んでいける相手との関係で言えば、こういう認識

はお持ちではないわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほど来、他の政府委員

からも繰り返し申し上げておりますように、現

下の国際情勢あるいは極東の軍事情勢とい

うのを見てみますと、近年におきます極東におきます

ソ連の軍事的な増強、質、量両面にわたる増強と

いうものがわが国にとりまして潜在的脅威である

という認識は、これは從来から変わりはないわけ

でございます。ただ、そのことと私どもの防衛力

をして一貫して軍事力の増強を行つてること、そ

れからアメリカもこれに対応して抑止力の信頼性

を維持強化するために戦力の近代化等の措置を進

めているということを述べられ、そしてまた北海

道のことに触れられまして、これは日本列島の北

端に位置しておりまして、極東ソ連軍が配備され

ておりますソ連極東地域の近隣に位置していると

いうような地的特性につきまして一般的に言及

をされたというふうに聞いておるわけでございま

す。

○和田静夫君 これはしばしば私ども申し上げておりますよう

に、わが国といたしましては仮想敵国を想定して

いるわけではございません。私どもがやつており

ますのは、一般的にわが国を直接あるいは間接の

侵略から守るために必要な最小限度の防衛力の整

備を図つておこうということでやつておるわけでございまして、その基本線に何ら変わりはないと思つて、そのことを申し上げておきたいと思います。

○和田静夫君 別の聞き方をこの部分でしてみま

すと、北海道共同実動訓練があつた。そこで、こ

れは私、米ソ同時多発戦というものを想定して行

つてゐる。それは常識的にはそんなんでしょう。

矢崎さんがここでどういうふうに答弁されてみた

が、アメリカの軍人、率直にそのことを言つたの

のがかなり私は重要な意味を持つと思うのは、共

同演習であるわけですから。そうすると、アメリカの司令官

がそなへたのなら、実動共同演習の片一方であ

るところの自衛隊の最高司令官も、司令官までい

ういうふうに考へてあるのじゃないですか。そこ

が同一の戦略戦術をもつて行うのが共同演習でし

ょう、そのところが外れてしまえば共同演習に

ならぬわけですから。そうすると、この陸軍司令官

の発言というのは、日本の自衛隊の側にとって

みても北海道はソ連から見て一つの大きな関心事

である、北海道は自由陣営にとって最前線基地

である、こういうことになりますね、共同演習を

組んでいける相手との関係で言えば、こういう認識

はお持ちではないわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほど来、他の政府委員

からも繰り返し申し上げておりますように、現

下の国際情勢あるいは極東の軍事情勢とい

うのを見てみますと、近年におきます極東におきます

ソ連の軍事的な増強、質、量両面にわたる増強と

いうものがわが国にとりまして潜在的脅威である

という認識は、これは從来から変わりはないわけ

でございます。ただ、そのことと私どもの防衛力

をして一貫して軍事力の増強を行つてること、そ

れからアメリカもこれに対応して抑止力の信頼性

を維持強化するために戦力の近代化等の措置を進

めているということを述べられ、そしてまた北海

道のことに触れられまして、これは日本列島の北

端に位置しておりまして、極東ソ連軍が配備され

ておりますソ連極東地域の近隣に位置していると

いうような地的特性につきまして一般的に言及

をされたというふうに聞いておるわけでございま

す。

○和田静夫君 別の聞き方をこの部分でしてみま

すと、北海道共同実動訓練があつた。そこで、こ

れは私、米ソ同時多発戦というものを想定して行

つてゐる。それは常識的にはそんなんでしょう。

矢崎さんがここでどういうふうに答弁されてみた

が、アメリカの軍人、率直にそのことを言つたの

のがかなり私は重要な意味を持つと思うのは、共

同演習であるわけですから。そうすると、アメリカの司令官

がそなへたのなら、実動共同演習の片一方であ

るところの自衛隊の最高司令官も、司令官までい

ういうふうに考へてあるのじゃないですか。そこ

が同一の戦略戦術をもつて行うのが共同演習でし

ょう、そのところが外れてしまえば共同演習に

ならぬわけですから。そうすると、この陸軍司令官

の発言というのは、日本の自衛隊の側にとって

みても北海道はソ連から見て一つの大きな関心事

である、北海道は自由陣営にとって最前線基地

である、こういうことになりますね、共同演習を

組んでいける相手との関係で言えば、こういう認識

はお持ちではないわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほど来、他の政府委員

からも繰り返し申し上げておりますように、現

下の国際情勢あるいは極東の軍事情勢とい

うのを見てみますと、近年におきます極東におきます

ソ連の軍事的な増強、質、量両面にわたる増強と

いうものがわが国にとりまして潜在的脅威である

という認識は、これは從来から変わりはないわけ

でございます。ただ、そのことと私どもの防衛力

をして一貫して軍事力の増強を行つてること、そ

れからアメリカもこれに対応して抑止力の信頼性

を維持強化するために戦力の近代化等の措置を進

めているということを述べられ、そしてまた北海

道のことに觸れられまして、これは日本列島の北

端に位置しておりまして、極東ソ連軍が配備され

ておりますソ連極東地域の近隣に位置していると

いうような地的特性につきまして一般的に言及

をされたというふうに聞いておるわけでございま

す。

○和田静夫君 別の聞き方をこの部分でしてみま

すと、北海道共同実動訓練があつた。そこで、こ

れは私、米ソ同時多発戦というものを想定して行

つてゐる。それは常識的にはそんなんでしょう。

矢崎さんがここでどういうふうに答弁されてみた

が、アメリカの軍人、率直にそのことを言つたの

のがかなり私は重要な意味を持つと思うのは、共

同演習であるわけですから。そうすると、アメリカの司令官

がそなへたのなら、実動共同演習の片一方であ

るところの自衛隊の最高司令官も、司令官までい

ういうふうに考へてあるのじゃないですか。そこ

が同一の戦略戦術をもつて行うのが共同演習でし

ょう、そのところが外れてしまえば共同演習に

ならぬわけですから。そうすると、この陸軍司令官

の発言というのは、日本の自衛隊の側にとって

みても北海道はソ連から見て一つの大きな関心事

である、北海道は自由陣営にとって最前線基地

である、こういうことになりますね、共同演習を

組んでいける相手との関係で言えば、こういう認識

はお持ちではないわけですか。

○政府委員(矢崎新二君) 先ほど来、他の政府委員

からも繰り返し申し上げておりますように、現

下の国際情勢あるいは極東の軍事情勢とい

うのを見てみますと、近年におきます極東におきます

ソ連の軍事的な増強、質、量両面にわたる増強と

いうものがわが国にとりまして潜在的脅威である

という認識は、これは從来から変わりはないわけ

でございます。ただ、そのことと私どもの防衛力

をして一貫して軍事力の増強を行つてること、そ

れからアメリカもこれに対応して抑止力の信頼性

を維持強化するために戦力の近代化等の措置を進

めているということを述べられ、そしてまた北海

道のことに觸れられまして、これは日本列島の北

端に位置しておりまして、極東ソ連

と、「世界戦略論と日本の対応」のやつで言えば二ページに、彼の講演の速記だとすればそういうふうに言われておる。この岡崎さん、聞くところによると、戦略問題を非常に勉強されている方だそうあります。一遍お会いしていろいろ教えてもらおうと思つています。この指摘に関して言えば、私は実はこれを読んでそのとおりだなと思つたんですよ。そう思つた。

そうすると、日本に対する攻撃というのは、世界的な米ソ緊張の高まり、そういうものの中でしか想定できぬことですね。つまり、そういうような想定に基づいて北海道は自由世界の最前線基地だと、こういう認識が生まれてくるのだというふうに読むんですが、長官、どうですか。私の読み方間違っていますか。

○國務大臣(谷川和穂君) その問題にお答え下さいただく前に一つ申し上げておきたいと思いますが、我が国と米軍の場合には常に共同で対処するということになりますのだから、米軍には米軍の司令部があり、それから動員をする参謀本部といいますか、そんなのができる、我が国はわが国に司令部があり、同じようなものができる、それが共同で対処する。その対処する場合には、いかなる状態においても日本を武力で侵攻するような場合にこれを押し返さなきやならないということと共同で対処すると、こういうことでござります。したがいまして、アメリカ側の司令官の日本におきます共同演習の記者会見は、これはアメリカ側の司令官のやつたことでございまして、その席には日本側の司令官、その当時は北方監視でございますが、一緒におって、日本側のその記者会見はまた日本側で同時にやつておるといふうになかつこうにはなつております。その点だけひとつ触れていただきたいと思います。

それから、北海道の問題でございますが、先ほど來政府委員の方からも御答弁申し上げておりまします。そういうふうな防衛政策をつくっているというふうに承知をいたしております。これが一つでございま

す。  
それからもう一つ、いかなる侵略の態様によつてもそれに対し効果的に的確に対処しなければならない、これは当然のことあります。防衛の基本であるうかと思ひます。ただ、いま御指摘のように、どんなシナリオでどういう形で日本に對する侵攻が行わてくるだろうか、しかもそれがどういう相手であるかというような問題につきましては、これは千差万別でございまして、あらゆる態様に対して的確に対処はしなきやならないと言ひながらも、これは一概にこれこれこういう形ならばこうでしかないだろうというようなものには考へられない、きわめていろいろとその態様が違うであろうということだけしかいま申し上げられないということであるうかと思つております。

○和田静夫君 防衛局長、北海道は自由世界の最前線ではない、先ほど来たとえば地理的な要件だけ述べたのだと。そうすると、私はアメリカのワイアンド司令官が述べられたことの趣旨とはずいぶん違つてゐると思ひます。いまの大臣の御説明、当然そういうふうに受けとめながらのお話であります。私が、もし防衛廳としてはそういうふうに考へていないのだということであれば、アメリカに対しても、そういうふうな位置づけをつけてもらつては困る、とるべきではない、われわれはそれをやつてはいるのではなく、日米共同訓練といふことをやつてはいるのでは、こういうふうにし

つかり、はつきり物を言っておかないといかぬのじやないですか。どうですか、局長、それぐらいのことを言つたらどうですか、この機会に。

○政府委員(矢崎新二君) わが日本国が從来から専守防衛という基本的な防衛政策をとつております。そしてまたその基本的な防衛政策のもとにおきました。防衛力整備をやつてあるということが、経緯がございまして、その際にも繰り返してお答えを申し上げてきました。それはどう

が、確かにF16そのものは核装備の搭載可能なも出されたことはございません。しかしながら、日本政府といふことは、この問題については、核装備の日

本国内への持ち込みにつきましては、これは安保条約に基づく事前協議の対象になるものであつて、そいつた脅威があつた場合は必ずそれはノ

たないでやつておるということについても從来か  
ら私どもは彼らが十分に理解をしていると思って  
おるわけでございまして、この点について特段の  
意見の食い違いはあるとは私どもは考えておりま  
せん。  
○和田静夫君 少し前段で時間をかけ過ぎたよう  
に考へられないと、きわめていろいろとその態様  
が違つてあるうと、そのことだけしかいま申し上げ  
られないことであるうかと思つております。

○和田静夫君 防衛局長、北海道は自由世界の最前線ではない、先ほど来たとえば地理的な要件だけ述べたのだと。そうすると、私はアメリカのワイアンド司令官が述べられたことの趣旨とはずいぶん違つてゐると思ひます。いまの大臣の御説明、当然そういうふうに受けとめながらのお話であります。私が、もし防衛廳としてはそういうふうに考へていないのだということであれば、アメリカに対しても、そういうふうな位置づけをつけてもらつては困る、とるべきではない、われわれはそれをやつてはいるのではなく、日米共同訓練といふことをやつてはいるのでは、こういうふうにし

つかり、はつきり物を言っておかないといかぬのじやないですか。どうですか、局長、それぐらいのことを言つたらどうですか、この機会に。

○政府委員(矢崎新二君) 三沢へのF16配備の問題に関連しまして、同様の御質問が何回か国会でも出された経緯がございまして、その際にも繰り返してお答えを申し上げてきました。それはどう

が、確かにF16そのものは核装備の搭載可能なも出されたことはございません。しかしながら、日本政府といふことは、この問題については、核装備の日

本国内への持ち込みにつきましては、これは安保条約に基づく事前協議の対象になるものであつて、そいつた脅威があつた場合は必ずそれはノ

ーと言う、こういう政策を貫して堅持をしてお

と申します。

海道へのソ連の侵攻、どういう場合に想定されま

るわけでござりますから、F 16の場合であつてもその例外ではないわけでございまして、F 16が日本において日本の防衛に参加するという可能性があるとしても、それはあくまでも該装置を持たない

いで参加をするということ以外には考えられないと思っておるわけでござります。

○和田静夫君　ちよつといまの尋ねますが、私は方言でござるが方言を専門と見て、早

○政府委員(西園繁吉君) 先ほど申し上げたこと  
ういうようなものを持ち出してくる場合、いや仮定のことは答えられませんと言わなければいかぬのですけれども、そういう場合にはどういうふうに対応するというふうに考えていらっしゃるんで  
すか。

質問の点につきましてはちょっとお答えができるかねるかと思います。

ただ、一般論といたしまして、わが国は周囲を海で囲まれておる国家でございますから、わが国に対する直接の侵略があり得るとすれば経空、こ

ないと、そういうことですか。  
○政府委員(西廣整磨君) 共同演習との関係で申されましたので、ちょっとと演習想定の方との関係だけ申し上げたいと思いますが、今回の北海道で行いました米軍との実動訓練は、御案内のよう  
に、わが方は一個普通科連隊を基幹とする部隊、

周辺か、そして何か事故を起こす。それが青森県三沢の基地に緊急着陸することはない。それは全然ないということはあり得ない。あり得る。それはいま矢崎防衛局長がどう言われようとも、そのときに事前協議して、おまえ不時着しなきやならぬ状態だけれども、核を持つてゐるから困りますよ、ノーと言われる。ノーと言われるけれども、それは三沢の基地に飛んでくる、基地が用意をされておれば、こういう必然性は当然ある。

在日米空軍として配置をされるということになる  
うかと思います。

というのは私はわからず、言っているわけじゃないんですよ。ただ、共同演習をやられたわけですよ。そうすると、アメリカのワイアード発言を見

ます。

の角が崩れると、こういうことになるわけですが、ありますから、防衛局としては、在韓米軍F-16を援想定した演習というようなものに踏み切られる

○政府委員(西廣整彌君) ちよつと御質問の趣旨  
ち出されたら、それにはどう対応するかと聞いてい  
る。

られますよう。アメリカの軍隊が考えていることは別だ、もう一方の日本の自衛隊が考えていることは別なんだということには私は共同演習とい

解してみたところで、実際は違ってくるということ  
が一番危険だから、少ししつこいけれども質問を  
続けたいと思うんですよ。

○政府委員(西廣整輝君) 現在のところ、まだ航  
ことはあるわけですか。核を積んでいないことを  
前提にすればあると、こうなるんですか。

がどうもはつきりわからないのですか、先ほど事実関係についてはまだ在韓米空軍と日本の自衛隊との共同訓練をやりたいというようなことがない

う梓の中ではならぬでしよう。したがつて、ワ  
イアンド発言が明確に在日米軍に対ソ戦を意識す  
る、こういうものがある以上、いろいろなことを

「ワイヤント発言」というのはずっと読んでいたけれど、いくほど、やっぱり米軍の方というのはソ連との戦いを想定しているということだと思うんです。

空自幕間にござまして大部隊の日本への移動をと  
つたものを前提としたCPX等をやつておりますが、  
んが、私どもが仮にそういうCPX等をやるとい  
ふましても、何回スコープロン来てくれるか、

としたことはお咎え申し上げておるところでありますが、仮に在韓米空軍に現在所属しておる航空機F-16をどうしても日本で訓練をしたい、あるいは日本自衛隊と共同訓練をしたい、などのことな

参考されるを得ずせんてし。されば帝國紙の皆さんはそう考えていて、恐らく。どうも私は常に  
識的にはそうだと思うので、何を言つて、いるの  
だ、国会で方勧長へらはるなことと答弁して、ハ

よ、そこで、私はどういうお考え方をお持ちかをよと聞いておきたいんですが、ソ連が日本を侵攻する。外務省の岡崎調査企画部長も言われるとおり、現在の国際関係からして单兵侵攻はあり得

そういう前提で訓練をするということでありまして、その発進した基地がどこであるかといふことは余り問題にならないといいますか、そこまでほん

れば、「一番考えられる方法は、その在韓米空軍所属の航空機なり人員というものを在日米空軍に編成がえする」ということが一番素直な姿ではなか

けれども、そんなこと話にならぬよと思つていいですよ。思つていいことが思つていいままに済ませでいいこと、そのところを何として

必要としない。日本に大体何機来てくれるだろうか、どのくらいの部隊が来てくれるだろうかといふことが訓練のそもそもの想定の前提にならうか

うかというように申し上げているわけであります。

でも消さなければならないのがわれわれの負っておるシビリアンコントロールの一つだらうと思うのですね。

うということを思うんですね。それこそクラウゼ  
ビツクじやないけれども、戦争というのは政治目  
的がなくてはならない、これは幾ら核の時代だつ



いのかわかりませんが、もし具体的なというのがあ  
数量的に具体的なということございましたら、  
全然これはございませんでした。

○和田静夫君 そうすると、レーガン大統領の新聞発表、新聞発表ですからどこまでどうだという  
ことになりますが、「日本が自衛を行い、かつわ  
れわれの間の相互防衛努力をより多く負担するこ  
とにある。」というところですね。このより多く負  
担すべき相互防衛努力、これは具体的には何でし  
ょ。

○説明員(山下新太郎君) お答えいたします。  
プレスリマークスでレーガン大統領が相互の防  
衛努力の負担という表現を御指摘のとおり使って  
いるわけでございますが、そこでこの表現によつ  
て意味しておりますことは、日米それぞれが平和  
と安全のために払っている努力を一般的に表現し  
たものだというふうに私ども理解いたしておりま  
す。

○和田静夫君 アメリカの空母ミッドウェー艦載  
機の夜間着陸訓練基地の新規提供問題というのが  
かなりにぎわっていましたが、何らかの進展があ  
りましたか。

○政府委員(塙田章君) 五十八年度で調査費をい  
ただいて現在調査いたしておりますが、具体的な  
進展はございません。

○和田静夫君 調査していることで具体的な進展  
はないにしても、どことどことどういうふうな対  
象というのは浮かんでいますか。

○政府委員(塙田章君) 三つの項目といふこと  
で、第一には関東及びその周辺地区の既存の自衛  
隊の基地でこの代替基地として使えるところはな  
いかというが一つの項目でございまして、これ  
につきましていろいろ鋭意当たつておるわけござ  
いませんけれども、具体的な進展はないという現  
状でございます。

あと、第二の項目としまして、しかば関東及  
びその周辺地区で新設飛行場をつくって対処する  
ということはどうか、あるいは第三の項目とし  
て、海上に何らかの浮体構造物をつくって対処す  
ることにあります。

○和田静夫君 そうすると、この報告書が言うように、一九九〇年までに一千海里防衛実施を含む自衛能力の増  
強を行うというのであつたならば防衛費の一%枠  
特委でもG.N.P.対比一%の枠は守る。ということ  
は吹っ飛んでしまうのですが、いかがでしょ

ることはどちらかということは、これはいずれもま  
だ勉強といった段階でございまして、具体的に當  
たつているという段階ではございません。

○和田静夫君 ちょっと話がとつぶなようですが  
が、胡耀邦中國共産党総書記が来日されているわ  
けであります。日中間で何か軍事的提携などと  
いうような話というのは全然ありませんか。

○国務大臣(谷川和穂君) 提携というような形で  
日中間の防衛問題、お互いに話が進んだというよ  
うなことはございません。

○和田静夫君 提携という話以外の話なら何かあ  
りましたか。

○政府委員(矢崎新二君) 私どもが外務省から聞  
いておりますところでは、二十四日に行われまし  
た日中首脳会談におきまして、胡耀邦総書記の方  
から、日本が米国を初め各国との友好関係を増進  
させていることを中国は理解し支持する、ただ米  
国が日本を前面に立てて後で見ていることになる  
のは好ましくない旨の発言があつたのに対しまし  
て、中曾根総理からは、日本は軍国主義になるこ  
とはなし、米国の前面で道具になることもない  
というふうに応答されたと承知をいたしております。

○和田静夫君 協議会が可決をしました協議会報告書に、「日本  
は自衛能力の向上に最大の潜在能力を持つアメリカ  
との同盟国であり、だからこそその誓約を達成し  
し、一九九〇年までに効果的な通常兵力面で自衛  
能力を持つために必要なレベルにまで、毎年の  
防衛費を急速に増加すべきである。効果的な通常  
兵力面での自衛能力の中には一千海里防衛実施の  
能力も含まれる。」といふくだりがありますが、  
レーガン大統領が言われる多くの負担すべきとい  
う意見の背景には恐らくこういう議会筋の主張が  
いますので、この方針に従つてぎりぎりの努力を  
払つていこう、こういうことで現在対処をしてお  
るわけでございます。

○和田静夫君 そしてまた、そういった毎年の防衛力整備の実  
施に当たりましては、五十一年の閣議決定にござ  
いますように、当面G.N.P.の1%を超えないこと  
をめどとして実施を図つていくという方針がござ  
いますので、この方針に従つてぎりぎりの努力を  
払つていこう、こういうことで現在対処をしてお  
るわけでございます。

○和田静夫君 中曾根総理は、この二十二日の行  
政委員会でG.N.P.対比一%の枠は守る。ということ  
は吹っ飛んでしまうのですが、いかがでしょ

う。

○政府委員(矢崎新二君) アメリカ側といたしま  
しては、從来からわが國が自主的な防衛努力をで  
きるだけ早く進めてほしいということを言つてき  
ます。しかし、それはシーレーン防衛のため  
の力を高めてもらいたいとかいうような意見  
はアメリカの国内でもいろいろな人から言われ  
ております。そういうものを見ても、日本政府  
に對しましてできるだけ自主的な防衛努力を早め  
てもらいたいということを申してきておるわけで  
ござります。

○和田静夫君 私どもといたしましては、それに対し、同盟  
国としての米国が日本の防衛努力に対する期待を  
表明することはこれは理解ができるということで  
ござります。しかしながら、そういう期待は念  
頭に置きながらも、わが國といたしましては、わ  
が國の自主的な判断に基づいて防衛力整備を進め  
ていこうということにしておるわけでございま  
す。

現在の政府の基本方針といたしましては、防衛  
計画の大綱に定める水準をできるだけ早く達成し  
ようということを前提といたしまして、しかも毎  
年度の予算の編成の際に当たりましては、そ  
ういふたったようなものを総合的に判断いたしま  
す。そのための努力をしていくというのが基本  
方針でございます。

○和田静夫君 そして、長官、そのところなん  
ですが、どうもアメリカ議会決議を背景にしたレ  
ーガン記者会見の趣旨をずっと追つていけば、こ  
れは1%の枠ははみ出していくことにならざるを得  
ないです。このところは、1%を守るのか、守  
らないのかと二つあります。それが、こ  
のアメリカの要求をめば1%を超える。いま局  
長が言われるようく自主性云々がある。アメリカ  
の要求をノーと飛ばす。このところは、はつ  
きりノーと飛ばすということになりますか。

○国務大臣(谷川和穂君) これから後のわが國の  
経済の動向に関して私は一番関心は持つております  
が、それは別に置きまして、現在私どもが推  
進しております五六中業と俗に言われますこの  
防衛計画の大綱の水準にできるだけ早く到達をい  
たしたい。については、いま一番手短な整備の計画  
ですが、それは別に置きまして、現在私どもが推  
進しております五六中業と俗に言われますこの  
防衛計画の大綱の水準にできるだけ早く到達をい  
たしたい。については、いま一番手短な整備の計画  
として、見積もりとして手元に持つております  
いわゆる中業計画は五六中業でございますが、五  
六中業で私どもが意図しておる、計画しておる、  
企画いたしておりますものが達成できますと  
六中業で私どもが意図しておる、計画しておる、  
企画いたしておりますものが達成できますと  
企画いたしておられます。しかし、いまシーレーン防衛のお話が出まし  
たが、シーレーン防衛につきましても能力は格段  
に改善されるであろうと思っております。

○和田静夫君 その五六中業を達成するベース、それから毎年  
のそのときの財政の事情、それからわが國の經濟  
全体の特に総生産の総量、こういったものがどう  
なれば、私が先ほど読み上げたアメリカ議会決  
議は飛ばすということになるわけですね。飛  
ばすということにならなきゃならぬわけです。大  
蔵省としては、防衛関係費の対G.N.P.1%枠堅持  
の方針、これは大蔵出身の防衛局長が守ると言つ  
たのだからそのとおりなんでしょうけれども、予  
算編成に取り組まれる考え方はそういうことです  
ね。

なつてくるかによつて一%論争といふのは出でてくるのだろうと思ひますが、私は、基本的に、昭和五十一年の閣議決定でござりますが、この一%をいまここで崩していかなきやならぬというその必要は認めてはおりません。

○和田静夫君 大蔵にしろ、防衛庁にしろ、必要は認めていないと言われる答弁はわかつたのですが、しかし、先ほど来私が申し上げておりますよ

うに、アメリカ議会におけるところの決議との關係において一九九〇年に向かってこれを受け入れていくということになつていけばそのところは必然的に破れていきます。そのところを破つていかなきやならぬよう検討はしていくのです、いやアメリカの要求というのはあくまでも一%といふが國のいまお持ちになっているところの方針に基づいてノーと言つてけつていくのです、このどちらかというのははつきりならぬのですか。

○國務大臣(谷川和穂君) 私どもは、一九九〇年にこうするのだというような日限を限つてやつて、いるわけではございませんで、シーレーン防衛力も、我が國自体の、この國の四つの島を中心とした國土の防衛をあわせて防衛として考えて防衛力の整備を考えております。いま一九九〇年といふ年代が盛んに委員のお口から出ましたが、これはアメリカの議会が政府に対し、言うならば予算の審議の最中に自分らはこう考えているのだといふ議会の意図を強く示した決議の中に出でてくるものだ、こういうふうに理解をいたしております。それはそれとして置いておきまして、先ほど申し上げましたように、いま私どもの持つております近々の防衛力の整備のこの計画を実現していくことができれば、その完成の暁には相当な能力アップになつて、シーレーン防衛につきましても、國土防衛にいたしましても、現在と比べますとずいぶんわれわれとしては現在の能力よりも能力は高まる、こういうふうに判断をいたしております。

中期的な予算編成方針というの私はさっぱりわからぬわけですが、予算編成の実務的な担当者にお尋ねするわけですが、一休増税なしに来年度予算編成が可能なのか。ちまたで言われているように、個別物品税の増税、酒税の増税あるいは消費税増税抱き合わせ、予算編成はそうしなければできない、そう考えられるんですが、主計当局、これはどう考へておるんですか。防衛費をがつぱり削るわけですか。

○政府委員(的場順三君) 五十九年度の予算編成、現在事務的に作業を進めておりますが、御指摘のとおり、大変容易ならざる状況にあることはそのとおりでございます。ただ、私どもいたしましては、臨調の御答申等もござりますし、安易に増税を念頭に置くことなく、まず歳出面におきまして、行財政の守備範囲を見直す等の見地から歳出構造の合理化、適正化を行うとともに、歳入構造の見直し等も考えながら、財政改革の推進に向けて最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○和田静夫君 私は、昨年度対比におけるところの千九百八十五億ぐらいの防衛費の関係のその辺をとめてしまつて、そして予算編成などといふことをお考へになれば、増税などということの必要を最小限度に食いとめることができるだらうなと思いますから、この辺で、いや防衛費なんというのは前年並みですよ、そして予算編成やりますよと一発答えてみたらどうでしよう。

第一勧銀の今度のレポートを読んでみますと、八四年度に四兆円の要調整額、八五年度には六兆三千七百億円の要調整額が発生をする、この大きな歳入欠陥を埋めるには大型間接税の導入以外にはなかろう。これは第一勧銀レポートですから、民間のレポートだと言つてしまえばそれまでですが、私はこの数字というのは、われわれがずっと常日ごろ計算して言つてきているところと非常に似通つていまして、そして、ある意味では非常にいい試算だと思つておるんです。これは順当な前

主計局、どういうような前提を置いて、歳出削減だけで赤字国債を減らす、そういうことができたくないんですけれども、無理な答弁させたものだから、どこかで一遍心情を吐露しておいて予算編成にかかる方がいいのじやないですか。予算委員会があれば予算委員会でやりたかったんですが、機会を得ましたので、歳入をそのままにしておいて赤字国債を零にする、そんなことはできませんよね。どうですか。純粹に答えてください、純粹に。

○政府委員(的場順三君) 「一九八〇年代経済社会の展望と指針」におきましても、昭和六十五年には赤字公債から脱却するというふうな基本方針、努力目標が示されております。ただ、この方針は、目標は幅のあるものであるというふうにも考えております。いずれにしても、歳出を節減合理化するだけでそれができるかどうかという話につきましては、五十九年度予算が編成されました後に、その五十九年度予算を土台にいたしまして、この経済社会の展望と指針にのつとりまして、全体の経済社会の動向を見きわめながらある程度の先々の見通しをつけていきたいと思つておりますが、現段階ではいまだ確たることを申し上げる段階にはございません。

○和田静夫君 前段の時間は一区切りするという話ですから、肝心な話はあれなんで、ここでちょっと出たついでですが、主税当局にせつから来てもらつたのですから……。

来年度の本格減税 これは単身者、独身者を問わずどの所得階層にも減税となる、そういう減税、これは約束しているんですか。この間からテレビで行特委を聞いているけれども、その約束どこからも出てこないので、いま出ているところの構想でいけば単身者二百万、三百万の年収者は全部増税ですね。それから物品税を若干いじつていくと、減税が始まるところの夫婦子供一人で五百万単位でもって二千四百円減税になる部分が、

○政府委員(水野勝君) 先般來御議論のごといま  
す点につきましては、先般の税制調査会の中期答  
申が出ておるわけでござりますが、その中の表現  
から申し上げますと、最低税率は若干の小幅な引  
き上げが適当ではなかとされているわけでござ  
いますが、その際におきましては、課税最低限の  
引き上げと関連しつつ、低所得者層の負担にも配  
慮して小幅にすべきだ、こういうふうにされてお  
るわけでございます。

この趣旨は、課税最低限をある程度上げますと  
いうことになりますと、課税対象になります納稅  
者の担税力というのも若干その水準としては上  
がるわけでございますので、諸外国との比較等も  
考えながら最低税率を若干上げてもいいのではないか  
といふふうに、また、「低所得者層の負担にも配慮し  
て」とあることでございまして、この趣旨はあく  
まで課税最低限の引き上げの程度に対応する範囲  
で見直すということですござりますので、こうした  
課税最低限の引き上げと税率の見直し、この両者  
を合わせましても、どの部分の納稅者につきまし  
ても負担が上がるということのないように配慮し  
るという、こういう御趣旨の中期答申であろうか  
と思われます。

ただ、この点につきましては、所得税の関連につ  
きましてこういふうに中期答申があるわけでござ  
ります。税制といたしましては、そのほか酒  
税あり、物品税ありでござります。あるいは法人  
税あり、印紙税ありでございまして、それらの負  
担がどのようにそれぞれの納稅者に転嫁してまい  
るかということは、これはまた別に大きな問題が  
あるわけでございます。税体系といたしましては、  
所得その他のことを審査すると千百ぐらしの規  
税になっていく、これらのこととはあり得ない、完  
全に全部減税なんだ、こう答えますか。





乗れば見れるよと、いう連絡を受けて研修を受けたわけですが、いま申し上げたブルーリッジ

とブルークは、先生御質問のように、沖縄周辺の米側の、先ほどちょっと申し上げましたが、海軍、海兵隊及び空軍の演習に参加する船であつたようであります。

○太田淳夫君 そうすると、海幕長は、たまたま

演習と重なった。たたかいで「自衛隊員が「國」に戦うことが何をするようなことはないと、こういう発言をされてしまいますけれども、情報処理システムの研修とともに、やはり動いているものを見なきゃこれでは研修になりませんけれども、こういうやはり実際には米軍が上陸作戦の演習をしている、そういうところにこりやはり参加したこと、う事実とは変わらず

ところが、おれの考案をしてしまったのである。ないのじやないかと思ひますが、その点どうですか。

○太田淳夫君 次に、航空自衛隊の問題点でござりますよう、演習に参加をしたわけではございませんが、演習に参加をした部隊に便乗させてもらって、こちら側はどちらかというと技術者でございますけれども、当該情報処理システムあるいはその他の電子戦装置等が稼働する状況を観察してきたということでございます。

いますがけれども、一、三をお聞きしたいと思うんです  
ですが、防衛庁はドネリー在日米軍司令官兼第五空軍司令官が航空自衛隊と在韓米軍との共同訓練を実施する案の有無あるいは経過及び防衛庁が前向きの姿勢を示していくる提案してきたのにに対し前向きの姿勢を示していくる  
と、このように伝えられておりますけれども、提案  
を示す理由について、法的根拠を含めて説明をして  
いただきたい。

○政府委員(西脇整輝君) 先ほど陸上自衛隊の共同訓練のところであつて申し上げましたが、現在実問題として米側から在韓米空軍との共同訓練という具体的な申し込みを受けておるわけではございません。

ただ、共同訓練一般についてでございますが、わが方も米側も新しいといいますか、自分以外の

機種、他の機種との戦闘訓練、あるいはまた他の国、日本とアメリカとは当然戦術思想もある程度違うわけでございますが、そういったところといふれば他流試合をやるというようなことについては、それぞれの国の戦術技量を向上する上で非常に効果があるという一般論としては共通認識はござります。したがいまして、機会があれば日本側としてもやつたことのないF16というような機種とともに、訓練をしたいという希望はわが方も持っておりますし、米側としても日本の航空自衛隊の部隊とドネリー司令官隸下の部隊のものと他流試合をやらないといふ御希望はあらうかと思ひます。

なお、それをやるかやらないかということについて申し上げますと、まず一般論あるいは法的な面について申し上げますと、午前中当委員会でお答えしたと思ひますが、自衛隊といたしましては、自分の所掌事務、任務の遂行に必要な教育訓練、それに効果があるということでありますすれば、他国と共同訓練することについて法的に特に問題があるというよりは考えておりません。しかしながら、具体的にそれではどこの国とのどの部隊とやるかということになりますと、それなりのいろいろな政治的あるいはそれをめぐるもろもろのいろんな問題がございますので、そういうことも十分勘案をしてやるかやらないかを決定をしながら、いかないかと考へておきます。

○太田淳夫君 每年行われておりますチームスピリットには在日米軍が在日米軍基地から発進して自衛隊の共同訓練、これが将来実施されるようになりますと、これは米軍を軸として日米韓の安保協力が一層強固になるし、日米防衛協力の変容の一歩を踏み出すことになると思ひます。それだけに近隣諸国に与える軍事的な刺激といふのは増大させることになると思ひますが、したがってそういうことが行われないよう私たちとしても要望しておきたいと思ひますが、その点どうですか。

日本と韓国との間の軍事協力を行うようなことはないか、こういう御指摘かと思います。私どもいたしましては、わが国の防衛は基本的に日米安保条約を基礎としたとして、日米安保体制とそれが国の自主的な防衛力というものを基盤いたしまして推進をしていく考え方を持つておるわけでございまして、韓国と軍事協力を行うというような考えは持っておりません。

○太田淳夫君　日米防衛協力ということがだんだんとやはり深みを増していく、このように国民の目から見えるのが現状であろうかと思うんです。これを言いかえますと、あり得る直接侵略といふのはわが国が独力で排除できない、米国の協力を得なければ排除できないものである可能性が強い、こういうふうに政府・防衛庁は認識をしているのじやないか、このように見られるわけですけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(矢崎新二君)　わが国は、すでに何回もお答え申し上げておりますように、日米安保条約というものがわが国の防衛にとって非常に大きな柱になつておるわけでございまして、それを円滑に運用していくために防衛協力を行っていく必要があるわけでございます。しかしながら、防衛計画の大綱でも述べられておりますように、わが国の場合には限定、小規模の侵略に対しましては原則として独力でこれに対処し得るような防衛力を整備したいということを明らかにしておるわけでございまして、したがいまして、わが国の防衛政策といたしまして、基本がそういったわが国の独力によりましてそういう限定、小規模侵略に対処をするような体制をつくっていくことであることはもちろん事実でございます。

しかしながら、わが国に予想されます侵略の態様といふものは千差万別でございまして、一概に生きないというような事態に対しましては、極力粘り強い抵抗を続けることは当然でありますが、場合によりましてはアメリカの支援を得て防衛を全

うするということはこれまで当然でございまして、そのことがわが国の自主的な防衛体制を損なうような性格のものではないといふに私は考えておるわけでございます。

○太田淳夫君 それから、陸上自衛隊では五十九年度から訓練実施方法を一部改める方針を固めた、このように伝えられておりますけれども、現在の訓練は各年度の業務計画において会計年度に合わせて四月を起点として十一月に一応完了する方式をとっていますけれども、侵攻部隊が北海道に上陸する可能性が強い夏季、七月から九月に一応完了するよう改めようとするものだと言われていますが、その点は事実でしょうか。

○政府委員(西廣聰輝君) 陸上自衛隊の訓練でございますが、これは特に各全部隊一齊にあるいはざいませんで、それぞの部隊の特性によりましてそれに任しておるということでありますけれども、一般的に申し上げますと、先生申されたとおり大体四月ごろからいわゆる各個教練なり小規模の部隊の訓練から始めまして、逐次大規模の部隊の訓練、練成に移っていくということで、初冬ごろまでにそれを仕上げていくというのが大体のペターンでございます。

○太田淳夫君 この訓練方式にすることについて、防衛庁としましては相手の国を特定することは避けているようですが、ソ連を特定しているということは軍事意識ともいえ見方が防衛省にもあると言われておりますけれども、北方領土を初めとする極東でのソ連軍増強を背景にした措置だ、このようにも言われております。あるいは日米共同訓練が質、量ともに拡充していることとか、あるいは米軍のフレキシブルオペレーションズ、これが極東重視の米戦略と無縁でない、このようにも言われておるわけですが、しかしこれによって一層近隣諸国を刺激することにならないか、この訓練方式を採用するのは、有事に予想される任務を最も効果的に達成するため、こういう判断によると伝えられておりますが、しかしこれによって

そもそもそういう特定国を敵視する態度のあらわれではないか、こういうふうにも思われるのですが、その点の見解もお聞きしたいと思いますし、またこの訓練方式を実施する場合、会計年度に立ち脚した業務計画との関連はどうなるのか、その点もお聞きしておきたいと思うんです。

○政府委員(西廣整輝君) 前段の関係について私は  
の方からお答え申し上げますが、まず自衛隊が特定の國を仮想敵国としていいないということはあらゆる機會を通じて大臣を初め政府委員がお答え申し上げてこられたところであります。今回陛下自衛隊

隊が逐次夏場ごろを目指して訓練を最高潮に持つていきたといふ計画をしている、あるいはそういう気持ちを持つてゐるということは、今幕僚長に就任された方が第一線部隊の指揮官をつとめられてまゝいりまして、従来のような傾向ですると、大体一番練度が高くなるのが初冬といふまですか、冬に入つたころになるということになりま

すと、多くの部隊が配備されております北海道等におきますと、ます侵略等がありそうもない大変寒い時期に部隊の練度が一番高くなつておる、これは大變むだといいますか、もつたいないことである、それよりも、何があるとすれば、やはり可能性の高い夏場に最も練度の高い状況にできれば上げていくことが日本の置かれております自然的

な条件等考慮していいのではなくらうかといふことで、逐次そういう方向に努力をしていきたいと  
いうようになっておるものであります。  
○政府委員(矢崎新一君) 第二点のいわゆる業務  
計画との関連についてのお尋ねでございますが、

五十八年度は一種の移行期間といたしまして着手をいたしまして、五十九年度から本格的にいま西廣參事官から御説明申し上げましたような体制でございまつて、いくうことを考えておるわけでございまして、五十八年度の場合は既定予算の範囲内ですまして、既定の予算の範囲内ですべて対処ができるものと考えておるわけあります。

業務計画に組み入れることになる。このように推定されるんですねけれども、五十九年度から実施することになりますと、五十九年度の第四・四半期から始めるのなら予算上の問題ないと思いますけれども、スタートを五十八年度の第四・四半期に前倒しする場合は予算の裏づけをどのように確保

○政府委員(矢崎新二君) 訓練、演習といふような関係は、全体としての訓練演習費の中で各種のものが実行されていくわけでございまして、したがいまして、そういう訓練関係の事業は既定の予算の範囲内で工夫をして処理するのが大原則でございます。ただいま御指摘の五十八年度におきます移行期間としての準備作業につきましては、これはその既定予算の範囲内ですべて実行をしていくものでございまして、特段の支障はないとの考え方であります。

○太田淳夫君 次に、航空医学実験隊というのが

○政府委員(島田晋君) お答え申し上げます。  
航空医学実験隊の任務につきましては、航空医学及び航空心理学の調査研究を行うとともに、航空空身體検査及び航空生理訓練を行うことを任務といたしております。

○太田淳夫君 この航空医学実験隊の任務の遂行について、航空医学及び心理学上の調査研究関係では相当な研究が進められている。最近までの累計でも、研究論文あるいは学会発表、研究会等、あるいは著書も相当な数が成果として上がっている。

か。 ると聞いていますから、実際の効果はどうでしょうか。  
○政府委員(島田晋君) 御案内のように、なかなか  
かわが国ではこの辺の関係の論文が少ないとされ  
ているわけですが、たまたま一九七六年  
に行われましたモントリオール・オリンピックに  
参加する日本選手の時差による影響とその対策を  
検討するために時差対策研究班が設けられまし

手に及ぼす影響調査について」ということで報告がなされています。この辺の報告をもとにいたしまして、現在自衛隊では、ペイロット、それからまた管制官等昼夜のリズムを変えて勤務する職種がございますので、その影響と対策についてあらゆる角度から研究する必要があるということ

で、いま種々の研究を行つておるわけでございま  
す。

○政府委員(島田晋君) 日本体育協会のスポーツ科学委員会に先ほど申し上げました時差対策研究班が設けられまして、その班長いたしまして防衛医科大学校の衛生学の教授である横堀先生、この方は退職されでおられます、そのほかに班員いたしまして東京大学教授の黒田先生、そのほか、当時、航空医学実験隊に勤務しております

万木先生、あるいはまた研究協力者として防衛医  
科大学校の先生等々が参加いたしまして研究をい  
たしたわけでございます。

○本田清夫君 そうすると、いまの御答弁により  
ますと、大學との共同研究ではない、こういうこ  
とですね。間違いございませんね。

○政府委員(島田晋君) この報告書を見ますと、

○太田淳夫君　その実験隊では射出座席訓練とい  
うことでござります。

○政府委員(西廣整輝君) 航空自衛隊の教育体系の中においては、射出座席訓練というものは、医学実験隊と申しますよりも、パイロット教育のいろんな段階で行われております。まず最初に、いわゆる地上におきます準備課程といつものがパイロットの教育でございますが、その際にこの医学実験隊が支援をしておる。支援をして射出座席の訓

してペランユート降下の訓練をする。さらに、その後第二初級操縦課程これはT-1で芦屋基地でやりますが、そこでも同様の訓練をいたしますし、その後、戦術課程に参りましても射出座席の訓練はするということで、各課程の段階に応じまして射出座席の訓練をいたしております。そのう

援をしておりますのは最も初級の段階でやつてお  
るということございます。  
**○太田清夫君** 最後に、最近に事故がございまし  
た点で一点点きょううお聞きしておきますけれども、

P S 1 の事故がございましたけれども、これは五十八年四月の二十六日、海上自衛隊岩国空港基地所属の P S 1 の事故があつたわけですが、この事故機の機長を業務上過失致死傷及び航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律違反容疑で本人死亡のまま海上自衛隊岩国警務分遣隊が山口地検岩国支部に書類送検した、このように伝えられて

いますが、それは事実でしょうか。  
○政府委員(上野隆史君)　海上自衛隊岩国警務分遣隊は、P.S.1の事故に関しまして、事故機の機長であります下川一尉、亡くなられておりますが、十二月十二日、山口地方検察庁岩国支部へ業務上過失致死傷及び航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第六条の違反容疑で書類送致とござります。

○太田淳夫君 それが事実としますと、事故調査報告では、「機首の上下動に関係のある装置」が「何らかの原因でたまたま故障し、機首上げ増につながり、事故の要因となつた可能性を全く否定

することはできない」。これは防衛省が事故調査結果について報告しているわけですけれども、それから考えますと、これは行き過ぎた措置じゃないか、このように私たちには思うわけですけれども、補償への影響もあるでしょうし、あるいは保守管理の責任あるいは基地司令の責任とか、そういう事故の経験を次に生かすのじゃなくて、亡くなつた方にすべてかぶせるような方法をとるべき

七  
五

○政府委員(上野隆史君) まず、先生御高承のこと  
おり、事故調査委員会の事故調査と申しますのは、  
は、これは事故の原因を科学的に究明して再発を  
防止するためにもっぱら行われるものでございます  
して、犯罪の捜査ないしは服務規律違反というも  
のの究明に資するために行われるものではない、  
そういう目的のものではないというのが大前提に  
ございます。

それで、今回の事故でございましょうか。たるほど、その事故調査報告書には、いま先生御指摘のようないくつかの点がござります。そこで、お尋ねいたいのですが、どうぞお答えください。

「機首の上下動」云々ということも書いてござります。そういう可能性を全く否定することはできないのでござりますけれども、一方、操縦者の操縦に関しましては、何らかのミスと申しましようか、手落ちと申しましようか、そういう人為的な要因となるものを全く否定しているわけではございません。

名で 犯罪捜査機関としての警察官としたまでは、これは刑事訴訟法一百四十六条でございますが、それに基づきまして、やはり犯罪の捜査をしたときにはまず速やかに事件を検察官に送致しなければならないという規定でございます。それから百八十九条では、司法警察職員は――警務官は司法警察職員でございますが、犯罪ありと思料するときには犯人及び証拠を検査するものと、いう規定でございます。その二つの規定に基づきましてそういう措置をとったわけでございます。

○内藤功君 午前中、防衛庁長官に対しまして、日米合同訓練あるいは合同演習に韓国の軍隊が参加することについて将来とも防衛庁長官としては容認しないということをはつきり言えるか、それともその点ははつきりそういうことは明言できなく状況によるというようなお考えなのかということをお聞きいたしました。たしか最後の御答弁は、日本と韓国との間に軍事上のそういう協定、約束といふものはないということを基本に対処をしたい、この趣旨のお答えがあつたように理解をいたします。

私もやっぱり国民の各位に、防衛庁長官はこう言つて、いた、やるというのかやらないというのかと、いうことははつきり言わないと私は思ひます。そこで、一点だけですが、将来にわたつてもそのような日米合同訓練、合同演習には韓国の軍隊が参加するということは容認しないというふうに明言されるのか、あるいはそうではないのかと、う点を伺いたいんです。

○政府委員(西廣整輝君) この件につきましては、前々から、たしか細田防衛庁長官の時代に明確にお答え申し上げていると思ひますけれども、自衛隊が外國の軍隊と共に訓練をするかしないかという問題は、当該国との共同訓練を行うことが自衛隊の任務遂行に必要かどうか、またそのこととが政策的に妥当かどうかといったようなもろもろの観点から十分慎重に検討すべき問題であるというふうに考えておるものであります。

なお、いずれにいたしましても、現在のことろ韓国と共同訓練をするということは全く話題に上つております。

○内藤功君 そこで、将来はどうかと聞いていいる。この質問です。

○政府委員(西廣整輝君) 先ほどと同じことをお答え申し上げるようであります。ただいま申し上げたとおり、外国の軍隊との共同訓練と申しますのは、その共同訓練を行うことが自衛隊の任務遂行に必要かどうか、あるいは政策的に妥当なのかどうか、そういったもろもろの諸条件と、うものを十分検討して決めるべき問題であつて、具体的な事案に即して考へるということをございます。

○内藤功君 そうすると、将来やらないとは断言しないと、こういうことですね。

○国務大臣(谷川和穂君) 大変くどいようでござりますが、もう一遍ここで改めてはつきり申し上げておいた方がよろしいかと存じます。

まず第一に、日本と韓国は地理的に非常に近い

体制は、アメリカを中心にして日米、それから韓米と言つたらしいでしようか、そういうような全保障の体制を持っておりますが、しかし日米韓三国間あるいは日韓、この二つの間で軍事的意味での協力を推進するということは考えられないわけでございます。

そして、共同訓練の問題につきましては、まず原則として自衛隊が外國の軍隊と共同訓練を行ふらうかどうかというの、その国とそれから共同訓練を行おうとするわが方とがあるわけでございますが、わが方から考えた場合には、共同訓練を行ふらうかどうか、それが自衛隊の任務遂行の上に必要かどうか、そういう政策的な面から見た判断が必要だと思つております。

そこで、日本と韓国の共同訓練について現在のところ全くこれは考えておりませんが、将来にかけてどうかということは、日本と韓国との間の政策が妥当なことが判断できるかどうかといふことにかかるわけでございますが、これは将来の問題でございまして、いまここで確定的なこととする答申するに至つては、もうここでどちら

○内藤功君 これは私どもは新聞、雑誌のいろんな資料からわれわれ國民は防衛府のことを知るしか由はないんです。十一月四日付の「週刊宝石」という雑誌に、私どもいろんな雑誌を拝見しておられますけれども、これは写真入りで出ておるんです。こういう報道機関の人が熱心に取材されたものをわれわれはやっぱり真剣に勉強しなきゃなりません。これに作戦地図写真というのがついていて、これに、スペルのまま言いますと、C O N T A M、あとがちょっと自衛隊員の方の手によつて読めないんですけど。その次にエリアですね。コンタムエリアというのが判読できるわけなんです。ごらんになつたかもしませんが……。

○政府委員(西廣整輝君) 見ました。

○内藤功君 そうしますと、汚染地域というのは、汚染はたしかコンタミネーションですから、

○内藤功君 将来のことはやらないとは断言できなかつたと、こういう理解をして先へ進みます。次は、今度は日米の共同演習の問題。

われわれが演習のことをいろいろ聞くのは、練習をよく見ることによって自衛隊というものがどういま仕組みに置かれ、またどういう能力を持ち、何を企図しているかを推定する。われわれ国民としては、外部の者としてはそれしかないとおもります。

そこで、お答え願いたいのですが、十月の十一日から十五日まで行われたいわゆる北海道での日米陸上合同演習、日米陸演といいますか、ヤマト演習という名前で呼ばれていたようになりますけれども、これについて、その際に核兵器、生物兵器、化学兵器などによる汚染地域が当該演習場内、具体的には島松演習場内におきまして設定さ

りませんが、俗に核兵器による汚染区域というの  
は英語で言うとそういうものだらうと思うんで  
す。確かにそういうふうに判読できる。この地域  
は、北が島松演習場、南が千歳、恵庭演習場で、  
今度の演習は南から北へ二つの橋を渡って陸上部  
隊が進攻し、それからバートルにアメリカの T.O.  
Wミサイルなんかをつけて南から北に進攻すると  
いう想定の一つでありますからね。これが、コン  
タミネティッドエリアというものが西側の攻撃目  
標地点のさらにその西側——西側は自衛隊の部隊  
の攻撃目標でありますから、その近くにこれがあ  
つたと、この地図によればそういうことになる。  
私はこういうようなことはかねがね予想はしてお  
つたんですが、明確に写真でもって示されている  
というふうになつた場合に、明確にやはり防衛庁  
の方の御見解をここでお示しいただきたいと思いま  
す。

○政府委員(西廣整輝君) 先般の米陸軍との共同  
か、御見解を伺いたいんです。

実動演習につきまして、そのような地域は設けられておりません。

（P）新聞紙の新規業の仕事  
な資料からわれわれ国民は防衛庁のことを知るし  
か由はないんです。十一月四日付の「週刊宝石」

そういう雑誌に、私どもいろんな雑誌を拝見しておりますけれども、これは写真入りで出ておるんです。こういう報道機関の人が熱心に取材されたも

のをわれわれはやつぱり真剣に勉強しなきやならぬ。これを作戦地図写真というのがついていて、

これに、スペルのまま言いますと、C O N T A M、あとがちょっと自衛隊員の方の手によって読めないんですが。その次にエリアですね。コンタ

ムエリア”というのが判読できるわけなんですよ。”  
らんになつたかもしませんが……。

○政府委員(西脇整蠻君)見ました、  
○内藤功君 そうしますと、汚染地域というの  
は、汚染はたしかコントaminーションですから、

コンタミネーティッドエリ亞。私はよく英語わからませんが、俗に核兵器による汚染区域というのをさういふことをよく聞きます。

は、北が島松演習場、南が千歳、恵庭演習場で、  
は、北が島松演習場、南が千歳、恵庭演習場で、  
は、北が島松演習場、南が千歳、恵庭演習場で、

今度の演習は南から北へ二つの橋を渡つて陸上部隊が進攻し、それからバートルにアメリカのT.O.Vミナイン等をつけて南から北へ進攻すると

カ  
タミネーティッドエリアというものが西側の攻撃目

標地点のさらにその西側——西側は自衛隊の部隊の攻撃目標でありますから、その近くにこれがあつたと、この地図によればそういうことになる。

私はこういうようなことはかねがね予想はしておつたんですが、明確に写真でもって示されている

○政府委員(西廣整輝君) 先生お示しのその写真、私も雑誌は見ましたが、その地図がどのような地図であるかということは私も断言できませんけれども、どうもその地図で見ますと、その地域というのはいわゆる演習場の弾着地域なんです。したがいまして、今回の私どもが行いました米側との共同実動訓練におきましては、ここは弾着地域でございますので不発弾等がありますから、いざエリアということで指定をしたのだらうと思います。

○内藤功者 これはそういう英語があるんでしょうか。私は英語が余りわからないのでこれ以上論争できませんけど、コンタミネーションあるいはコントамиネーティッドというのは核もしくは化学兵器により汚染されたもの、源田先生なんかよく英語を読んでおられるが、私は読みませんが、そういう意味だと思いますよ、コントамиネーティッド。弾が落っこつてくるところ、特科部隊がカノン砲を撃つて、それでここに落ちるというところじやないですか。確かにこのコントамиネーティッドエリアの東側には砲兵が撃つて、目標があつたはずであります、私がいろいろ見てみると。この地域はもつと広いんですね。コントамиネーティッドという言葉からいつてあなたの答弁自体がおかしくはありませんか。何でも答えていいですか、余りやっぱり専門家としておかしな答弁はいかがかだと思います。もう一回聞きます。

○政府委員(西廣整輝君) 同じようなことをお答えすることになると思いますが、その地図を見る限り、それは今回の演習の強着地域という意味で私は申し上げているわけじやございませんで、從来から陸上自衛隊がその演習場を使用する際の弾着地域であつて、過去の実弾射撃等で不発弾等がありまますから、今回の実動訓練に際してはここは立ち入ると危ないからということで米側と設定をした行動不能地域であります。

○内藤功者 この英語の表示から見て私は納得できません。私の英語理解が間違っているという御

答弁であれば私は引き下がりますが、この答弁は納得できないのであります。

そこで、私がさらにお伺いしたいのは、五十九年度予算概算要求におきまして、陸上自衛隊において化学防護車が二両含まれておりますか。

○政府委員(矢崎新二君) 御指摘のように、五十九年度の概算要求の中に化学防護車二両が含まれておますが、これはすでに現有二両ございますが、それに一両増加したいという計画のものでござります。

○内藤功者 現有二両はどこにあって、どんなものですか。実戦用ですか、実験用ですか。

○政府委員(矢崎新二君) 現在、北方の第一〇一化学校防護隊といふところに二両保有をいたしております。わざでございます。

○内藤功者 それに加わった今度の一両というのはどこの師団に属していますか。

○政府委員(矢崎新二君) これは一両増強しようという計画をしておるわけでございますからまだ特定の師団に決めておるわけではございませんが、これもやはり北部方面隊の中配備をしたい

ところです。わざでございますからまだ立つておるわけでございます。

○内藤功者 いまの第一〇一化学校防護隊ですか、これは第二師団ですか。――わからない。じゃ、

私はの方から言います。通告をいたしましたがお答えがないので、私の方から言います。これは

現在二両ある、旧式装甲車を改良したもの。それから、あなたもお認めになつた七三装甲車をベースにしたもののがいま北海道の部隊に

現在二両ある、旧式装甲車を改良したもの。それはやはり先ほどのコントамиネーティッドエリア

というものを想定した問題。それから、この化学防護車といふのは、明らかに核汚染に対する調査

の機能を持つた車両であります。いま一両だから少ないよう見えてけれども、一両のときにちゃんとよくここで審査をしておかないと先へいつてやつぱり間違い起こすことになるから、一両とか一機とかいうときにこの防衛の問題は非常に僕は大事だというふうに思つてゐるんです。

そこで、もう一つ私は関連して言いたいのは、ことしの防衛白書です。いろいろ新しい特徴がありますが、ページとして、局長、八十九ページの

ところです。これはいろんな週刊誌や新聞での批判にも非常に中心になつてゐるところです。「保

有すべき防衛能力」のうち「海上交通保護能力」の

ところで、通済阻止の問題です。こういうふうに査する車両だとわれわれは常識的に理解をしておりますが、どうですか。

○政府委員(矢崎新二君) まず最初に、御指摘になりました機能的な面でございますが、現在持つておりますもの二両ございますが、これも古い型の装甲車をベースにしてつくられているものでござります。今回計画をしておるもののは確かに七三式ではございますが、これは七三式の装甲車をベースにしてつくらうというわけでございまして、そもそも装甲車自体が性能が新しいものに変わつてきておるわけでござりますから、この化学防護車を整備するに当たりまして、新しいものをベースにこれを計画することは当然ではないかとうふうに考えております。

それから、その機能といたしましては、化学兵器による汚染地域がもし生じた場合に、そういうふたつの偵察行動を効率的に行うためにやはりこういった機能も必要であると、こういう判断に立つておるわけでございます。

○内藤功者 そういうものがいま北海道の部隊にござつたふうに考えておるものでござります。

○政府委員(矢崎新二君) いまの第一〇一化学校防護隊ですか、これは第二師団ですか。――わからない。じゃ、

私はの方から言います。通告をいたしましたがお答えがないので、私の方から言います。これは

現在二両ある、旧式装甲車を改良したもの。それはやはり先ほどのコントамиネーティッドエリア

といふふうに見えるけれども、一両のときにちゃんとよくここで審査をしておかないと先へいつてやつぱり間違い起こすことになるから、一両とか一機とかいうときにこの防衛の問題は非常に僕は大事だというふうに思つてゐるんです。

そこで、もう一つ私は関連して言いたいのは、ことしの防衛白書です。いろいろ新しい特徴がありますが、ページとして、局長、八十九ページの

ところです。これはいろんな週刊誌や新聞での批判にも非常に中心になつてゐるところです。「保

有すべき防衛能力」のうち「海上交通保護能力」の

ところです。これはいまのうちに卷き込まれる、この可

能性が大きいだろう。私はかような見解を持ってゐるわけです。その意味で、いま私の言いました

ような問題について、長官なり防衛局長、どうい  
うお答えでも結構です、側の答へを出していただ  
きたい。それは非常に簡単な、それは先生御心配  
のし過ぎですよというならそれでよろしい。お考  
えを聞きたいです。

○政府委員(矢崎新二君) ただいま先生が御指摘  
になりました防衛白書の八十九ページの部分でござ  
いますが、これは八十七ページから始まります  
「海上交通保護能力」という中に出てくる一節でござ  
ります。

先ほどもちょっと申し上げましたが、これはわ  
が国が有事におきまして保有すべき防衛力の類型  
を幾つかに分けまして説明をしたものでありまし  
て、その一つに「海上交通保護能力」というのがあ  
るわけでございます。これはわが国が四面環海、  
しかも資源の多くを海外に依存しているというこ  
とから、海上交通保護というものが有事におきま  
してわが国民の生存を維持する等のためにきわ  
めに重要な役割を果すものであることは申し上げるまでもな  
いと思います。

したがつて、海上交通保護の作戦を実施していく場合におきまして、これは各種の作戦を実施しまして、たとえば哨戒でありますとか、あるいは船舶の護衛あるいは港湾、海峡の防備等の諸作戦の累積効果によって海上交通の安全を確保するとい  
う目的を達しようとしているわけでございま  
す。

そういった作戦の一環といたしまして、海峡につきまして必要があると判断した場合には、これは海峡におきます敵艦船の通航の阻止といふことも考  
える必要があるわけでございます。そういう場合に、その作戦の一環として基本的には艦船なり航空機なり潜水艦等を使用いたしまして通航  
阻止の作戦を実施するわけでございますが、場合によりまして、必要がある場合には機雷を敷設するといふことも考  
えるべきでございます。そういう場合に、ここに書いてござりますように、今度は相手側からいいます  
と、通航の自由を確保するためにこの海峡周辺地

域に対する攻撃を企図するおそれもあるというよう  
なが決してあり得ないわけではないわけでござ  
ります。

しかしながら、これはあくまでも最初に申し上  
げましたように、日本有事の場合ということであ  
りまして、わが國が武力攻撃を受けているという  
ときに、わが國が自衛権を発動いたしましてこう  
いった行動を自衛のための必要最小限の措置とし  
てとった場合の話でございまして、それに対する  
相手国のさらに反撃としてこういった事態があり  
得ないわけではない。そういう場合には、わが方  
もこれに対処し得るために各自衛隊が十全の体制  
をとつて連係をする必要があるということを指摘  
していることでございまして、これはわが國の自  
衛権の行使といたしまして当然のことではないか  
というふうに考えておられるわけでございます。

それで、そういった場合に、先ほどの核兵器の  
使用の問題を若干お触れになりましたけれども、  
私どもといたしましては、基本的に核兵器とい  
うものは使われない状態にあるべきことが基本で  
あるうということを考えておるわけでございまし  
て、そういうふうにはアメリカの核抑止  
力といふものに期待をしているわけでございまし  
て、こういったことが直ちに核攻撃を受けるとい  
うことにつながるというふうには考えていないわ  
けでございます。そもそも、こういったような方  
全の体制をとること自体がわが國に対する侵略を  
抑制する力を形成していくわけでございまして、  
そういう意味で御理解をいただきたいと思うわけ  
でござります。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 一〇一です。

○政府委員(矢崎新二君) 一〇一でございます。  
それから、ただいま御質問のございました中央  
指揮所でございますが、これの運用はことし、五  
十八年度の第四・四半期に部分的な運用の開始を

したいというふうに考えておるわけでございま  
す。

○政府委員(西廣義輝君) 長官統裁の統合演習に  
ついてお答え申し上げます。

現在、統合演習あるいは統合訓練につきまして  
は、五十六年から毎年やつてきたわけでございま  
す。

とはいえた核兵器の汚染区域を設定するというよう  
なあざけたまねをすればやっぱりこれは許さぬと  
いうことが非常に大事なわけです。したがつて、もう  
この重要な問題として指摘をしたわけでありま  
す。

最後に、法案について直接触れる問題ですが、  
中央指揮所の問題です。これは、まず要点を二つ  
にしほつてお伺いしたいです。

一つは、言われるところの、よいよ発足を  
算もいただきたい、こういう御提示であるけれども、  
も、中央指揮所の運用開始の時期はいつになるの  
かということ。

それからもう一点。まとめて聞きますが、その  
次には、防衛庁長官直接統裁のもとに三自衛隊の  
統合演習をこの指揮所でもって始めようとする時  
期はいつなのか。この二点です。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまの御質問にお  
答えする前に、先ほど御答弁申し上げました中で  
一部御訂正申し上げたいと思います。

それは一〇一化学防護隊の所属でござります  
が、先ほど北方と申し上げましたが、それは誤り  
でございまして、現在大宮にこの部隊は所在をい  
たしておりますので、それは御訂正申し上げたい  
と思います。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 一〇一です。

○政府委員(矢崎新二君) 一〇一でございます。  
それから、ただいま御質問のございました中央  
指揮所でございますが、これの運用はことし、五  
十八年度の第四・四半期に部分的な運用の開始を

したいというふうに考えておるわけでございま  
す。

○政府委員(西廣義輝君) 長官統裁の統合演習に  
ついてお答え申し上げます。

現在、統合演習あるいは統合訓練につきまして  
は、五十六年から毎年やつてきたわけでございま  
す。

が、まだ始めばかりで、やはりやつてみます  
といろんな問題が起きる。そういう隘路を解決  
したり研究する時間がかかるということで、もう  
少し現在やつておる統合演習そのものも隔年ぐら  
いにして研究の期間を置いた方がいいのじゃない  
かというような反省が生まれておりますので、そ  
ういった研究をした結果、統合演習をさらに数回  
にわたってお伺いしたいです。

一つは、言われるところの、よいよ発足を  
算もいただきたい、こういう御提示であるけれども、  
も、中央指揮所の運用開始の時期はいつになるの  
かということ。

それからもう一点。まとめて聞きますが、その  
次には、防衛庁長官直接統裁のもとに三自衛隊の  
統合演習をこの指揮所でもって始めようとする時  
期はいつなのか。この二点です。

○政府委員(矢崎新二君) ただいまの御質問にお  
答えする前に、先ほど御答弁申し上げました中で  
一部御訂正申し上げたいと思います。

それは一〇一化学防護隊の所属でござります  
が、先ほど北方と申し上げましたが、それは誤り  
でございまして、現在大宮にこの部隊は所在をい  
たしておりますので、それは御訂正申し上げたい  
と思います。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 最後に、やはり自衛隊のいまのいろ  
んな演習の動き、特にきょうは時間の関係でまだ  
そこまで入っておりませんけれども、日本の合同  
演習で今まで見られなかったのは、アメリカの  
兵隊、兵器を日本の自衛隊のヘリコプターが運  
ぶ、それから日本の丸を立てたジープにアメ  
リカ軍が乗っている、これはこの演習を目撃した  
多くの住民から私聞いております。一般国民は、  
日本の自衛隊なのかアメリカと一緒に軍隊なの  
か、こういう素朴な疑問をいま持つて私に聞いて  
くることがあります。私に聞いたってわから  
らないので、これは防衛庁にやつぱり聞かなければ  
ならない。

○内藤功君 一〇一です。

○政府委員(矢崎新二君) 一〇一でございます。  
それから、ただいま御質問のございました中央  
指揮所でございますが、これの運用はことし、五  
十八年度の第四・四半期に部分的な運用の開始を



ましたが、まだ回答に接していない、ということです。本年度再び催促をいたしたところでござります。そんなわけで、まだ国会あるいは国会を通じて、国民の皆様に第二次中間報告をやる段階にまで達しておらないのは非常に残念に思つております。

○柄谷道一君 私は、いま挙げました問題について御答弁をお伺いしておりますと、第一分類の問題についてもいろいろまだ問題が残っておる、第二分類については回答が三〇%しか集まつていない、第三分類においては全く手つかずであり、その方法すら確立されていない、これが中間報告書が

が生起したとき、いわゆる有事でございます。有事については、有事法制の研究そのものが有事において自衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行するまでの法的上の問題点を整理することを目的としておる。

申し上げる必要ないと思いますが、これは国民の皆様方に問題点として明らかにさしていただきたいというテーマをその年その年取り上げる形にてあります。

○病谷道一君　さらば、第三分類につきまして  
も、これは項目を取り上げてみますと、有事に際  
しての住民の保護、避難または誘導の措置を適切  
に行うための法令、人道に関する国際条約、いわ

なされてから今日に至る経過なんです。

と御答弁さしていただきましたようなことでござりますが、第一分類につきましてはすでに国会に對して中間御報告いたしております。

で防衛出動を命ずることができると規定されておるなどありまして、奇襲に対処するための基本法制はできておる、これが基本的に私どもの理解でござります。したがつて、われわれとしては法制

ゆるジネーブ四条約の国内法能、有事に際しての船舶、航空機の安全を確保するための関連法案、さらに総合防災、医療体制にかかるもの、食糧等生活必需品の安定供給に関するもの、さらには経済的損失を受けたことの救済に関する法令など、取り上げていて約八項目ぐらいの検討項目があるうと思うんです。ところが、二年半を経過して、全然どの機関でどこが担当するのかといふことすら調整されていない。しかも、これは防衛省単独で取り扱い得ないということは、これは防衛省でございます。

なされてから今日に至る経過なんです。私は、防衛庁の一部に、これは眞偽はわかりませんけれども、有事法制の研究は行うけれども、実際にそれを法制化することは困難なんだから、有事になった場合は非常立法ないしは戦時立法、さらには超法規的な措置をもつて対処せざるを得ないという考え方があるというふうにも聞くのですが、これは法治国家として、またシビリアンコントロールの立場からいたしましてもるべき方法ではないわけです。とするならば、当然この研究というものを早く促進して政府一體となってその方向を国会に中間報告をし、国会の審議を求め、そして法体系を整備するということですということになりかねない。私は、シビリアンコントロールに、う見立つ見る犬の乍良の筆者大

と御答弁さしていただきましたようなことでござりますが、第一分類につきましてはすでに国会に對して中間御報告いたしております。

第二分類につきましては、実はこの夏、特に長官名をもしまして審議官を各省に回らせまして、その促進方を依頼してまいらしたわけでございます。それで、こういう研究をとにかく急いでやらしていただき、整理がされた時点の扱いにつきましては別途これをまた検討しなきゃならぬ。というのは、各方面の意見も聞きながら、あるいはまた関係省庁の協力も得ながら結論を出していかなきやならぬという面がございまして、まず一番最初にやらなきやならぬことは研究の促進、完成ということであると、こう考えて目下鋭意努力中でございます。

で防衛出動を命ずることができると規定されるなどありまして、奇襲に対処するための基本法制はできておる、これが基本的に私どもの理解でございます。したがつて、われわれとしては法制上の問題よりも実際に奇襲を受けないようにすることがまず第一義でございますが、同時に、それに対する対処については、抗戦性あるいは情報通信、こういったものの強化、こういうことをやりながら、法制上の整備ということではなくて、実体上の整備というものが奇襲対処だと、こう考えながら今日努力をいたしておるところでございます。

そこで、防衛省長官（これはやむをえ難易が中心になつて、政府全体として取り組むという以外に方法はないと思うのでござります。私は、防衛省長官が率直に総理に進言して、この作業の促進について要求する責任がある、こう思うのでござひ

なされてから今日に至る経過なんです。  
私は、防衛庁の一部に、これは真偽はわかりませんけれども、有事法制の研究は行うけれども、実際にそれを法制化することは困難なんだから、有事になった場合は非常立法ないしは戦時立法、さらには超法規的な措置をもつて対処せざるを得ないという考え方があるというふうにも聞くでございますが、これは法治国家として、またシビリアンコントロールの立場からいたしましてもとるべき方法ではないわけです。とするならば、当然この研究というものを早く促進して政府一体となつてその方向を国会に中間報告をし、国会の審議を求め、そして法体系を整備するということですねれば、私はこれは大変大きな問題を将来に残すということになります。私は、シビリアンコントロールという観点から現状の作業の進展状況に対しても遺憾の意を表さざるを得ないわけでございます。

さらにお伺いいたしますけれども、長官、どういう手順で——私いまの質問で、防衛庁長官だすということになりかねない。私は、シビリアン

と御答弁さしていただきましたよなことでござりますが、第一分類につきましてはすでに国会に對して中間御報告いたしております。

第二分類につきましては、実はこの夏、特に長官名をもしまして審議官を各省に回らせまして、その促進方を依頼してまいらしたわけでございます。それで、こういう研究をとにかく急いでやらせていただいて、整理がされた時点の扱いにつきましては別途これをまた検討しなきやならぬ。というのは、各方面の意見も聞きながら、あるいはまた関係省庁の協力も得ながら結論を出していかなければならぬという面がございまして、まず一番最初にやらなきやならぬことは研究の促進、完成ということであると、こう考えて目下鋭意努力中でございます。

○柄谷道一君 最後に、いわゆる奇襲対処の問題でございます。

これは毎年の防衛白書を通読いたしておりますと、五十六年防衛白書の中では資料三十一として、長官が五十三年九月二十一日に検討を指示し

で防衛出動を命ずることができると規定されるなどありまして、奇襲に対処するための基本法制はできており、これが基本的に私どもの理解でござります。したがって、われわれとしては法制上の問題よりも実際に奇襲を受けないようにすることがまず第一義でございますが、同時に、それに対する対処については、抗戻性あるいは情報通信、こういったものの強化、こういうことをやりながら、法制上の整備ということではなくて、実体上の整備というものが奇襲対処だと、こう考えながら今日努力をいたしておるところでございます。

○國務大臣（谷川和穂君）　御指摘のよう、第三分類に属する事項につきましては、防衛庁の所掌事務の範囲を超える事項が含まれております。したがつて、より広い立場からの研究が必要である、私も基本的にそう考えております。しかしながら、防衛庁といたしましては、この第三分類に属する事項につきまして、まず防衛庁、私どもの方で問題点を整理して、それから内閣全体で取り組む必要があるだろう、いまそういう気持ちで銳意内部の整理にかかるところでございますが、長官の御決意のほどをお伺いいたしました。

なされてから今日に至る経過なんです。私は、防衛庁の一部に、これは真偽はわかりませんけれども、有事法制の研究は行うけれども、実際にそれを法制化することは困難なんだから、有事になった場合は非常立法ないしは戦時立法、さらには超法規的な措置をもつて対処せざるを得ないという考え方があるというふうにも聞くのですが、これが法治国家として、またシビリアンコントロールの立場からいたしましてもとるべき方法ではないわけです。とするならば、当然この研究というものを早く促進して政府一体となつてその方向を国会に中間報告をし、国会の審議を求め、そして法体系を整備するということになれば、私はこれは大変大きな問題を将来に残すということになりかねない。私は、シビリアンコントロールという観点から現状の作業の進展状況に対し率直に遺憾の意を表さざるを得ないわけでございます。

さらにお伺いいたしますけれども、長官、どういう手順で——私はいまの質問で、防衛庁長官だけがやきもきしたつて何ともならないので、むしろ総理というものの強力なリーダーシップの発揮というものがなければならない問題だと。正面装備の近代化、充実にばかり力を向けてこれらの面がないがしろにするということは、私は片翼飛行という安全保障対策であると指摘されてもやむを得ないのでないかとすら思うわけでございました。この点に対する長官の再度のお考えをお伺いいたしたい。

〔委員長退席、理事坂野重信君着席〕

○國務大臣(谷川和纏君) 私どもは、日本に対する侵略をまず未然に防止するということが第一義だと思って努力いたしておりますが、さらに侵略いたしました。

と御答弁さしていただきましたようなことでござりますが、第一分類につきましてはすでに国会に對して中間御報告いたしております。

第二分類につきましては、実はこの夏、特に長官名をもちまして審議官を各省に回らせまして、その促進方を依頼してまいらしたわけでござります。それで、こういう研究をとにかく急いでやらしていただき、整理がされた時点の扱いにつきましては別途これをまた検討しなきゃならぬ。というのは、各方面の意見も聞きながら、あるいはまた関係省庁の協力も得ながら結論を出していかなきゃならぬという面がございまして、まず一番最初にやらなきゃならぬことは研究の促進、完成ということであると、こう考えて目下鋭意努力中でございます。

○柄谷道一君 最後に、いわゆる奇襲対処の問題でござります。

これは毎年の防衛白書を通読いたしておりますと、五十六年防衛白書の中では資料三十一として、長官が五十三年九月二十一日に検討を指示したということで、その検討指示の内容が記載されております。ところが、五十七年防衛白書からは資料としてもこの点が削除されているわけでござります。

○國務大臣(谷川和穂君) 決してそういうことでございません。むしろ五六年当時の防衛白書に明記をいたしましたのは、それをもって世論を喚起させていただきたい、こういう意図もございました。白書につきましてはここでちようぢよう

で防衛出動を命ずることができると規定されるなどありまして、奇襲に對処するための基本法制はできておる、これが基本的に私どもの理解でございます。したがつて、われわれとしては法制上の問題よりも実際に奇襲を受けないようにすることがまず第一義でございますが、同時に、それに対する対処については、抗境性あるいは情報通信、こういったものの強化、こういうことをやりながら、法制上の整備ということではなくて、実体上の整備というものが奇襲対処だと、こう考えながら今日努力をいたしておるところでございます。

○柄谷道一君 最後に私申し上げますが、わが党といたしましては、国民の生命と財産を守る、そのための平和と安全保障対策というものは政治の重要な課題である。また、われわれといたしましては、憲法による自衛権の存在を肯定し、かつ専守防衛に立つわが国の防衛力の整備についてこれを肯定する立場をとっております。

しかし、ただいままでの質問に対する御答弁を聞いておりますと、どうも防衛庁の安全保障対策は整合性が保たれていない。正面装備の問題、兵員、要員の充実の問題、その点に力点を置いて、それらを運用すべき根幹となるべき法制の検討についても、そんなことを言っては失礼かとも思いますがけれども、ただ日をじんぜんと過ごしていくいまして、整合性のある、しかも一つの方針のもとに国民が深く討議を深めて、国民合意を得るための努力と、いふものはこれは欠かすことができない。この面についての長官としての御所見をお伺

いいたしまして、私の質問を終ります。

○國務大臣(谷川和徳君) 国の独立を確保し安全

を維持していくということは、きわめてこれは崇

高な大仕事であると考えております。そして、こ

れだけの仕事をやり切るためににはどうしても国民

合意、国民の御支持、御理解がなんらかできない

仕事でございまして、その意味では年々だんだん

と国民の防衛問題あるいは安全保障に関する御理

解の度が高まつていき、かつまたその仕事を直接

担当いたしております自衛隊に対する支持、あ

るいは自衛官に対する御理解が高まつてきてお

ことはまことにわれわれとしてはありがたいこと

でございますが、何せ、いま御指摘のように、突

つ込んで中へ入つていろいろと考えれば考えるほ

どまだまだせねばならない問題が山積いたしてお

ります。さらに一層国民の御支持を心からお願

いいたしたい、こう考えておる次第でございま

す。

午後五時十六分休憩

○委員長(高平公友君) ただいま御指摘のように、突つ込んで中へ入つていろいろと考えれば考えるほどまだまだせねばならない問題が山積いたしてお

ります。さらに一層国民の御支持を心からお願

いいたしたい、こう考えておる次第でございま

す。

午後七時開会

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会

を開いたいと存じますので、暫時休憩いたしま

す。

午後七時十六分休憩

○委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会

を開いたいと存じますので、暫時休憩いたしま

す。

○委員長(高平公友君) 休憩前に引き続き、防衛

省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、

防衛省職給与法の一部を改正する法律案の両案

を括して議題といたします。

両案について質疑を終局することに御異議ございませんか。

【異議なし】「異議あり」「反対」と呼ぶ者

あり

○内藤功君 委員長。

○内藤功君 内藤君。

○内藤功君 質疑を繼續してくださいよ。まだい

つぱい質問あるんだからね。われわれはこれだけ

用意してありますから、質疑繼續をしていただく

よう動議を出します。

○委員長(高平公友君) ただいま内藤君から両案

の質疑を繼續することの動議が提出されました。

まず、これについてお諮りいたします。

内藤君の動議に賛成の方は挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高平公友君) 少数と認めます。よつ

て、内藤君の動議は否決されました。

それでは、両案について質疑を終局することに

賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつ

て、質疑は終局いたしました。

これより討論に入ります。

○委員長(高平公友君) 論議のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○委員長(高平公友君) 計論を行つ前に一言申し上げておきますが、この重要法案が質疑打ち切りの強行によって運営されることに対し、強く反対の意を表明いたしてお

ります。

○小野明君 私は、日本社会党を代表して、防衛

庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に

対し、反対の討論を行うものであります。

○委員長(高平公友君) 論議ある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○小野明君 私は、日本社会党を代表して、防衛

庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に

対し、反対の討論を行うものであります。

○委員長(高平公友君) 本日、山本富雄君が委員を辞任され、その補欠として村上正邦君が選任されました。

○委員長(高平公友君) 休憩前に引き続き、防衛

省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、

防衛省職給与法の一部を改正する法律案の両案

を括して議題といたします。

両案について質疑を終局することに御異議ございませんか。

【異議なし】「異議あり」「反対」と呼ぶ者

武器技術が世界に流れ出し、世界の若者の血をすることがあります。

第二に、非核三原則が二・五原則に成り下がつてゐることであります。

最近においても政府は、米国の核戦力の一端を

担う最新鋭原子力空母カール・ビンソンの佐世保寄港を認め、さらには巡航ミサイル・トマホーク搭載の戦艦ニュージャージーの寄港にさえ同意しようとおります。加えて、すぐれた核攻撃能力

を持つF 16 戦闘機の三沢基地配備をも承諾してお

るのであります。米軍による核持ち込みの疑惑は消えないであります。

第三に、専守防衛という原理ですら放逐されようとしていることがあります。

政府は、国民生活を守るという美名のもとに、シーレーン防衛、海峡防衛を声称に叫び、高価な対潜機や大型護衛艦を大量に整備し、日本から遠く離れた公海上での戦闘を可能にしようといたし

ております。それはまた米艦護衛能力を向上させ、集団的自衛権行使をも可能にし、米国との世界

戦略の一環を担おうとするものでもあります。一方、航空機についても、政府は世界最強と言われ

ある歴史家の計算によれば、過去三千五百年の間、この地球上に戦争がなかつた期間はほんの三

百年にすぎず、残る三千余年は戦争に明け暮れていたこととあります。いつの時代にも人類

は武器を持っていたのであります。したがつて、武器によって戦争を防止するということが誤りであります。その好例は、米ソの核戦力であります。そこ

で、軍事が安全を保障するということは、特に核

兵器を持っていないことは、戦争のみという結論に

達するのであります。

軍備が安全を保障するということは、特に核

兵器を持っていないことは、戦争のみという結論に

達するのであります。

そこで、軍事は政治の手段であるといふ命題は光

っています。つまり、逆に政治が軍事に奉仕するといふ様相

ます。その好例は、米ソの核戦力であります。そ

こで、軍事は政治の手段であるといふ命題は光

防衛費のみが聖域化されて突出し、自衛官のみが増員されようとしている現実を国民がよしとするわけがありません。本法律案の成立を容認するわけにはまいらないのです。

以上で、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する反対討論を終わります。

○太田淳夫君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行うものであります。

わが国の自衛能力は、あくまでもわが国の平和的存立を維持するため行使されるべきものであり、まして他国に不必要的脅威を与えるべきものであつてはなりません。急進不正の侵略に対し、わが國への着上陸を領海や領空の外縁で阻止する範囲のものでなければなりません。すなわち、領土、領海、領空の領域保全に任務を限定した領域保全能力であるべきだと考えております。

端的に申し上げれば、一つには平和国家にふさわしく、早期警戒情報収集能力、そして万一、急迫不正の侵略があればそれを未然に排除する能力、こうした二つの能力をあわせ持つものであるべきだと考えております。

このようないわが党が合意とする自衛隊構想を踏まえて現在の自衛隊を見ると、政府・自民党的言葉で守護能力、そして万能、急迫不正の侵略があつてはならないとの疑問を強く感ぜずにはおられないであります。

特に、ここで指摘しなければならないのは、シーレーンの防衛について、政府はどの程度の効果が見込めるのかという点ばかりか、何の脅威から何を、いかなる手段で守るのかという、きわどいあります。

実態が單なる通商路の確保にあるのではなく、米国が強く要請している北西太平洋での極東米軍の

補完にあるのではないかとの疑問を禁じ得ないのあります。そうであるなら、シーレーン防衛の強化はわが国が米軍の極東核戦略の一翼を積極的に担うことであり、はなはだ遺憾であると言わざるを得ないのです。

次に、防衛費の問題であります。

最近の防衛予算の突出ぶりはきわめて異常な事態であると言わなければなりません。五十八年度の一般会計歳出の対前年度伸び率が一・四%であるにもかかわらず、防衛予算は六・五%というきわめて高い伸び率を示し、また五十九年度概算要求においても、一般会計三・八%の伸び率に対し、防衛予算は六・八%という顕著な伸び率となつています。国民生活に密接に関係する福祉、文教予算が削減されている厳しい財政事情のもとで、内閣の聖域化はますます進んでいます。

防衛予算の聖域化はますます進んでいます。このまま防衛予算がふえ続けば、昭和五十年に閣議決定された防衛費はGDPの一角以上にするだけであります。

以上申し述べた基本的な見地に立って、わが党は防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に反対するものであります。

なお、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきましては賛成を表明して、私の討論を終ります。

○内藤功君 私は、日本共産党を代表して、防衛

険な道に引き込もうとするものです。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部改正案は、こうした状況のもとで自衛隊員を千九百七十八名、予備自衛官を二千名増員しようとする軍拡法案であります。自衛隊増員の中身は、ミサイル護衛艦や潜水艦、対潜哨戒機P-3C、制空戦闘機F-15、早期警戒機E-2Cなどの就役に伴うもの、日米防衛協力指針(ガイドライン)の研究スタッフの増員、さらには陸、海、空三自衛隊の実動態勢を強化する中央指揮所の開設を負などであります。

これらがいずれもレーガン米政権の対日軍事分担要求に沿つたものであり、中でもその対ソ戦略上のシーレーン防衛、海峡封鎖という対潜、対空能力強化に積極的に協力、加担した増員であることは言うまでもありません。中曾根総理は、日本が直接武力攻撃を受けていない状況下でも米軍による単独の海峡封鎖を認めていますが、これはP-3Cによる対潜情報の米側への提供や、防衛白書が海峡封鎖を排除するために日本に進攻するおそれがあることを認めていることなどとあわせて、日本の安全に直接関係のないアメリカ有事の場合にも日本がいやおうなく戦争に巻き込まれる危険があることをはつきりと物語るものであります。

しかも、私の本日の当委員会の質問でも、極東有事の際ににおける日本自衛隊の役割については、米軍への配慮という口実で国会にも一切その内容を明らかにしないといきわめて危険なものであり、改めて今回の自衛隊増員は日本の眞の平和と安全にとって見逃すことのできない重大問題と指摘しなければなりません。

加えて、憲法に違反し、客観的には米戦略に組み込まれた軍隊である自衛隊の増強が、アメリカの核戦略を一層補完、強化することは明らかです。中曾根総理の日米連合共同体発言が示すように、アメリカ有事の際、運命とともに共同作戦の展開を避けがたいものと考え、アメリカの核のサミットでの西側の一員としての日本を強調する政府が、日米安保条約とNATOの一体化を進め、アメリカが戦争を行った際、日本の核戦場

トさせていることでも明らかであります。

さらに、自衛隊増強による防衛費が国民生活予算を切り捨て、四年連続で突出していることも重大な問題であります。これは日米軍事同盟下の対日軍事圧力が国民生活をも圧迫しているものであります。

現在、わが国に求められていることは、こうした自衛隊増強、軍拡競争による軍事大国への道をきっぱりと断ち切つて、日米軍事同盟をやめて、非核、非同盟、中立の道を歩むことであります。

以上の理由により、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきましては、自衛官の待遇を改善する内容であるとはいえ、憲法違反の自衛隊に係る法律案であります。まず、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を表明し、討論を終ります。

○委員長(高平公友君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高平公友君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。



さいますようお願い申し上げます。

○委員長(高平公友君) 以上で説明聽取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず、総務長官に伺いますが、いま

説明がありました今回の給与法の改正案、二%の改定率というのはどこに根拠があるのか、これを

説明していただきたいと思います。

○國務大臣(丹羽兵助君) 今回の給与改定を平均

二%にしたその理由は何か、こういう先生のお尋

ねでございますが、それについて政府の考え方申

し上げさせていただきたいと思います。

本年度の人事院勧告の取り扱いにつきましては、政府は勧告を尊重するという従来どつまつりました基本姿勢に立って、数次にわたり給与関係閣僚会議を開きまして、勧告の実施に向けて誠実にでき得る限りの努力をしてきたのでござります。

本年度においては、昨年度給与改定を見送ったことにより生じた官民の較差を少しでも縮小する裁定職員との関係にも配慮する必要があること等の事情があり、一方、例年予想される義務的経費等やむを得ない追加財源需要だけでもこれを堵う財源のめどがつけがたいといったまことに異例な厳しい財政事情、現下の経済事情、社会事情等、国民的課題である今日も御審議いただきまして行政改革等が推進されている中における国民世論の動向等も踏まえる必要もございまして、これらを総合的に勘案してでき得る限りの努力を払つた上で、まことにやむを得ないことでございます。○野田哲君 勧告は六・四七%行われたわけでしょう。これを二%にしたことと、総務長官として本年四月一日から平均二%の給与改定を行うことにして御審議をお願いするに至つたのでございます。

○野田哲君 勧告は六・四七%行われたわけでしょう。これを二%にしたことと、総務長官としては人事院勧告を尊重したと考えておられるんです

か。

○國務大臣(丹羽兵助君) お答えをさせていただきますれば、人事院勧告と今回お願いする政府の案とはまことに問題にならぬ開きがございますので、総務長官として、給与を担当させていただ

いておる私としましては、人事院勧告を何とか実

施していただきたいというので誠心誠意努めたところでございまして、関係閣僚会議でも何回となく、ここにおいでになりますけれども、

官房長官を中心として開いた会議で、くどいようございましたが、何度も何度もお願いいたしましたけれども、国の財政事情からい、また世間のいろいろの関係からいってこれより認められな

いということになつたのでござりますから、先生からそうおっしゃっていたときも、自分自身は自分が足らなかつたとは、私自身はそう

いう言葉を自分自身が使うというところでは思つておりませんけれども、とにかく私としてはでき

るだけやつた、自分自身が、自分はやつたなあ、自分はお願いしたなあ、自分は一生懸命頑んだけ

れども、国の財政事情等においてこれはどうして

も承知しなければならないということになつたか

れども、自分自身は努力したつもりでございま

す。先生から今晩おしゃりを受けることは十分承

知の上で来ておりますけれども、努力したことだ

けは、自分自身が自分の努力に対する満足と申し

ますか、先生からおっしゃったように、私が勧告をいたしておるわけあります。

そういう面から申しまして、たとえかかる事

情がございましても、最近ここ一三年にわた

って凍結あるいは一部実施というふうに考

えておるわけあります。

そういう面から申しまして、たとえかかる事

情がございましても、最近ここ一三年にわた

って凍結あるいは一部実施というふうに考

えておるわけあります。

政府としての人勧に対する態度というものにつ

いては、私も政府機関の一員でござりますので、

それなりの大変御苦心があることは存じており

ますけれども、しかし人事院の立場としては、こ

れはとうてい尊重されておるということにはなら

ない。特に、この二%というとの値切りと申し

ては人勧制度が尊重されておるということにはな

らない。私は、政府の部内の閣議決定に至る

までの総務長官と官房長官のやり取りやあなたの

経過を聞いているのではないんですよ。政府とし

ては人勧制度が尊重されておるというふうにはこ

れは私は考えておりません。

○野田哲君 人事院総裁としては尊重していると

は考えているんですか、どうなんですか、尊重して

聞いているんです。

○國務大臣(丹羽兵助君) 尊重しておるつもりでございます。

○野田哲君 人事院の総裁に伺いますが、あなたは八月に六・四七%引き上げの勧告をされた。それに対して政府がいま二%の法案を出されているわけですが、人事院の総裁としては、これはあなたが出したられた人事院の勧告を尊重した態度をお考

えになつておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 繰り返し申し上げてお

りますように、人事院の給与に関する勧告というものは労働基本権制約に対する代償措置として認められておるものでございまして、しかもこの制度

は過去辛いにして、先生方の御尽力もございまし

て、四十五年以来完全実施ということで制度とし

て定着をしている、完熟しておるというふうに考

えておるわけあります。

そういう面から申しまして、たとえかかる事

情がございましても、最近ここ一三年にわた

って凍結あるいは一部実施というふうに考

えておるわけあります。

政府としての人事院総裁としてはどうあるか

といふことのお尋ねがありましたので、私はいま

をいたしまして、その際に率直に意見の表明をい

たしました。そのときに、その俸給表の作成とい

うものについて人事院総裁としてはどうあるか

といふことの承知ねがありましたので、私はいま

は勧告を尊重しているとは考えられないという俸

給表が給与法の改正案として出た。もし、その二%の、人事院勧告を尊重しているとは考えられない俸給表をつくる作業に人事院の事務局が手伝つ

ているとすると、これは一休勧告する立場と、勧

告を尊重しないでこういう形で無視した形の俸給

表を出すことを手伝う立場とは大変な私は矛盾だ

と思いますし、これは人事院に対する不信が公務員の中に大きく蔓延していくことになると思うん

ですが、総裁はこれが事実であるのかどうなの

か、事実であるとするならばそのことに対しても

どのような見解をお持ちなのか、伺いたいと思いま

す。

○政府委員(藤井貞夫君) 本年の勧告に対する内

閣の方針が決定をせられました際に私は記者会見

をいたしまして、その際に率直に意見の表明をい

たしました。そのときに、その俸給表の作成とい

うものについて人事院総裁としてはどうあるか

といふことの承知ねがありましたので、私はいま

をいたしまして、その際に率直に意見の表明をい

たしました。そのときに、その俸給表の作成とい

うものについて人事院総裁としてはどうあるか



に当たってこのような事情について配慮する必要があつた。

そういうことを考えまして、いま先生がおつしやいましたように、率を変えずに上げるだけ上げて支給の時期をおくらかした方がいいじゃないかという考え方と、いま私の申し上げましたように、努力して努力してこんなことだけども、これでしんぼういただいて、二%で四月一日から、去年も据え置きにしてあることだから早くお支払いたい方がいいという考え方で四月一日をとらしていただいた、こういうことでございます。

○野田哲君 これは委員長、私はこういう総務長官の改定の法案を出してこれで尊重していると言えます。この部分だけこういう形で実施をする。去年の凍結の場合のと少しに持ち越し率が残つてくるわけでしょう。そして重なっていく。今度また四・四%残れば、またこれは来年に持ち越しになりますよ。毎年毎年こんなことをやつていたら、毎年持ち越しで、この議論は果てしなく続りますよ。それを政府が尊重だなどという言葉を使つて、政務長官が使う尊重という言葉はいかにもこれは空疎なものになりますよ。一休こういう悪循環をどこまで続ける気なんですか。けじめをつける必要はないんですか。これはどう考えていらっしゃるんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) いまさら申し上げるまでもなく、労働三権の代償措置でございますから、人事院勧告を尊重しなければならぬということはこれは当然のことでござります。しかしながら、やはり、やはり諸般の、国政全般との絡みの中で最大

限の努力をしながら、なおかつ完全実施ができるということになつた場合にどうするかということがあつた。

そういうことになると、そこで政府として方になったわけでございますが、さてそうなると、いまは、従来は御案内のように月数でやつてしまつた。しかし、こととはそういうことでなしに二・三%ということにやがるを得ないというやり方になったわけでございますが、さてそうなると、いま御質問の一體いつまでこれは続くのだろうか、こういう問題に逢着をいたします。

○三%ということにやがるを得ないというやり方にはほど総務長官がお答えしたような事情を勘案した

そこで、ことの二・三%を決める際にも、先ほど総務長官がお答えしたような事情を勘案した

わけですが、その際の一つの考え方の中には、一・八九といふものにつまり少しでも、ともかく五十七年度完全に見送りてしまつていますから、そ

れが根っこにありますから、それを少しでもやつ

り食い込んで改善措置をやらなきゃならぬじやないかといったようなことで二・三%ということを決めたわけですが、これから先行きどうするかと

いうことになると、これも先ほど総務長官おつしやつたように、私はやはり毎年これは最大限の努力をして、いつの日にか早い時期にやがり完全

実施の線に持つていかなきやならぬ、私はさよう

に考へていてござります。もちろんそのや

り方の中に、財政事情あるいは臨調の答申である

とか、あるいはその年の物価情勢、こういうよう

なことともよく考へながら、許されるならば完全実施、その次は月数でやるといったようなことがベターであろう、こう考へております。

しかし、さていまそれでは来年度どうするの

ということになると、これはまた御案内のよう

に、今度の予算編成大変厳しい状況になつておりますから、ここで完全に勧告を一遍に、過去のがたまっていますから、それを全部解消するといふことのお答えは、残念ながらお許しを願わぬとし

ようがないな、しかし少なくとも差を縮めていく

○野田哲君 最後に一言。

当面、五十九年度についてどう考えておられるのか。これは官房長官から答えていただきたいと思うんです。

○国務大臣(後藤田正晴君)

いまお答えしました

よう、理想は完全実施でございましょう。しかし、それが許されないということになれば、その方法としては過去あつたような月数、これが

私はその次の方法である。それが許されないといふことになると、やはり率そのもので削減せざるを得ない。しかしその場合にも、いまここでどうすることになると、その場合にでも私どもは何と

うことになります。

○国務大臣(後藤田正晴君)

いまお答えしました

ようですが、率に食い込んだ年、二十四年

はこれは勧告されましたけれども実施しております。それから二十五年、二十六年、二十七年、

これは政府が勧告いたしましたよりも低い率で、

時期もおくれて実施されております。

○国務大臣(後藤田正晴君)

いま官房長官聞いていただいたよ

うに、これは戦後間もない昭和二十五、二十六、

二十七年のことでつせ。それから、これは完全実

施されましてからも十何年たつていてるわけです

ね。しかも昨年の凍結、そういうことを考へます

と、本当にこれはこれでいいのかなといふ問題が

残るわけです。そういう点から考へますと、よほ

どやつぱりこの問題については深刻に受けとめて

いただかないといけないと思いますし、総務長

官、給与担当大臣として、これは本当にまことに

申しわけない、私の努力が足りなかつたというだ

けでは済まない問題だと私は思ふんですよ。です

から、この問題について総務長官並びに官房長官

並びに人事院給裁のお考へをお伺いしておきたい

と思ひます。

○国務大臣(丹羽兵助君)

先生おつしやついた

がますいからこうああだといふので、いわゆる

率に食い込んで、いまの総務長官の答弁と官房長

官の答弁を聞いておりますと、ことの二・三%

が食い込んじやつたから、これを来年は拾つて

きるだけまた食い込むようにしよう、そういうよ

うな考へでいきますと人事院要りまへんで、これ

は本当に。ですから、私はそういうよがる意味で

は、官房長官、人事院制度を尊重すると口では言

うながら、結局はこの制度を否定し、破壊してき

ている、そういうふうに思ふんです。

そういうよがる意味で、現実の問題として、昭

和二十三年の十二月に第一回の勧告がありま

から、これは毎年勧告が一回ずつあるわけござ

りますが、いわゆる率にまで食い込んで完全実

施されなかつたといふ事例、これはわかつていま

まぬことだと、私はことのとつてはそ



です。来年は、これはぜひ完全実施できるようですが、政府としても努力をいたたきたいと思いますが、その点だけ御答弁いただいて終わりたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先ほどお答えいたしましたように、昨年度、本年度の処置というものは、政府としても苦惱の結果の選択であつたといふことは御理解をしていただきたい。そして、同時にまた、政府としては人事院制度というものは尊重して、できる限りの公務員のこの給与の改善については努力をしなければならぬと、かように考えておるわけでございます。

○委員長(高平公友君) 審査の中途ですが、明日の開会についてお知らせいたします。明日午前零時五分に開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長(高平公友君) それでは、質疑を続けます。

○内藤功君 この給与法の内容が明らかになります。してから、いろんなところで私は職員とその家族の方のお話を聞きますし、それからこうしてはがきが毎日のようにたくさん来ます。これをうつと聞いてみると、やっぱり一番大きな声は何といつても……〔待つて、待つて、内藤君。おかしいよ〕「延会は委員長の宣言だけでできるわけないですよ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(高平公友君) いま調べますから……。宣言だけでいいそうです。それでは、続いて質疑をお願いします。

○内藤功君 委員長、発言をする以上は静粛にさせてください。

それから、今まで、これは私何言つたか忘れてしまいましたから、もう一回初めからやりました。

この給与法が二・〇二%だということが決まりました。それで、私はいろんな職員、それから家族の話を聞くと、一番多いのは、やっぱり生活設計が狂うことです。毎年少なくとも四%、五%でいるだらうというので、みんなたとえば教育の費用、それから子供のいろんな学費、住宅費、ローンというようなものをちゃんと計算してそれでやつていく、この生活が狂うというのが一番多いですね。

それから、やはり町の中小企業の人は、いままで公務員の給料が上がるのが本当にうらやましくて、そして公務員は余り激しい仕事でなくて、それで月給も高い、ボーナスもらつていいと思つていたけれども、最近では、町の不景気を考えるときには公務員の給料は上げて、そして人事院勧告どおり実施してやつてもらつて景気がよくなつた方がいい、こう言う人々もあえてきています。

私のところにいろいろはがきが毎日来ますが、これはある御婦人のようですが、こう書いてあります。「昨年の人勧結、そして今年のわづか二%四月実施により、私は非常に苦しい生活を続けていかなければなりません。今年八月には子どもが生まれ、ますます出費は重み、我家の台所は火の車です。どうぞこの現状をよくくみとつて下さって、ぜひ人勧完全実施にむけて努力して下さい。」きょう私のところに来た手紙ですが、こう打撃というのは非常に大きなものがある。

中には、こういうことを言う人がいます。若い二十代の方ですが、内藤議員、われわれが二・〇二%の賃上げでもって幾ら上がるのか、千円札が二枚だけだ、これだったら、私は、失礼だけれども、今までこれだけの賃上げで一年がまんしろと言つたから、上げてもらわなくてもいいです。こう言う人がいます。これは一人だけじゃないですね。たくさんいます。きょうもすいぶん言わされましたよ。

ですから、これはもつと時間をかけて、今国会これが国会の責務だし、政府の責任ですよ。そういういまの国民のいろんな声、中小企業の人にも及んでいます。この間、この内閣委員会で人事院勧告の問題を討議したときに人事院総裁は、最近は中小企業の人からも人事院勧告は高いというのじゃなくて、人事院勧告実施しないという声が出てきている。こういうことを言われたが、私も同じことをやつぱり聞きますね。このようなやはり暮らしというものから見て、本当に国民の中にはこの二%はひどいという声が上がつております。いまでは、数年前は公務員はよ過ぎるといふのが率直に言つてありましたよ。しかし、今日はやっぱり大きくなつて変わってきているということが私の実感であります。

時間、十分でやれといふんです、この質問を。十分でやれ、私はけしからぬじゃないかと言つたんです。委員長のやり方もけしからぬですよ。しかし、私はまずこういう国民の声について、官房長官や総務長官、皆さん方は周りが高級公務員ばかりだから余り聞かないかもしませんけれども、物すごいやつぱり怒りですよ。それがわかりますか。高級公務員だって大変だと思つうだけれども、第一線の人たち、本当に骨身惜しまず働いている人の気持ちになつてみたことがありますか。これをちょっと一言、どちらからでもお願いしたいですね。

○國務大臣(後藤田正晴君) おっしゃるようですね。けれども、前の総理大臣鈴木善幸さんは、「昨年の十一月にこう言つてゐるんです。『毎年毎年こゝのような異例の措置が繰り返されるようであれば、これはまさに人事院制度の根幹に触れるような結果に相なると思います』」。これは一昨年の一月二十六日の参議院の行特委の答弁です。ところが、毎年毎年だけじゃない、もう一つ毎年が加わる。また加わるかもしれない、これまでいくと。私は、政府が根本的に公務員に対する本当に誠意ある姿勢というものをとらない限りは、毎年が本当に四回も五回も繰り返されて、人事院制度の根幹にやつぱり触れてくると思う。たとえば、私は言葉を返すようですが、後藤田官房長官、後藤田先生がいま自分の家にも雇い主として公務員の生活を守らなければならぬという基本的な考え方は、これはいささかも変わっておりません。ただ、去年、ことしは御案内の後藤田官房長官、後藤田先生がいま自分の家にもはがきが二種類来る、両方同じような立場で見るといふ姿勢がやつぱり問われるのじやないでしょ。それは両方来るでしょう。しかし自分は、そういう声もあるけれども、内閣の大番頭さんとして、一生懸命働いている公務員の士気と生活の

ためにやる。こういうことが——その言葉を省略したのかかもしれませんよ。だけれども、やっぱりその姿勢がなければいかぬと私は思ひんですね。それで、次に私がお伺いしたいのは、人事院総裁、あなた大変御苦労なさったと思うんですねけれども、またあなたのいろんなお立場というものも私は理解するにやぶさかでないんですが、あなたはことしの八月十八日の衆議院内閣委員会におきまして、人事院勧告について、機能的に作用しないといふ現実があれば何らかの憲法上の問題に発展するだろうという趣旨の御答弁をされたことは御記憶だと思いますが、今日の事態はまさに機能的に作用しない事態が三年間も続いているわけですね。総裁の御見解によれば、憲法上の問題に発展するだろうということまで言っておられる。このところを簡単で結構ですから、おれはこういふふうに思っているのだ、憲法ということをおっしゃる以上、この国会でこういう意味でだと、一言で結構ですからおっしゃってください。

○委員長(高平公友君) 審査の中途ですが、今まで議論もありまして、さらに調査いたしました。時間も迫っておりますので、明二十七日午前零時五分から開会いたしたいと存じますが、賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高平公友君) 多数と認めます。よつて、さよう決定いたしました。

○政府委員(藤井貞夫君) これは繰り返し申し上げておりますように、給与に関する人事院勧告制度といふものは、公務員についてその特殊性から労働基本権が制約をされておるということに対す

る代償機能として法律上画然と認められておる制度でございます。したがいまして、いかなる事情がありましても、この制度が現存をいたしま

する限りは勧告というものは尊重していただきたいと存じます。それが機能的に作用しない、機能が果たされないということが、先刻申し上げましたように、どの程度、何年それが継続すればこうなるということは私の口から申し上げる事柄ではございませんが、しかしそれが余りにもないので、実質的に機能しないということが長年月にわたって、あるいは相当期間にわたって継続をするということがありますれば、やはりいろいろな点でもって本質的に、また人事院制度自体の根幹に触れる問題に展開するおそれは十分あるという意味で申し上げておる次第であります。

○委員長(高平公友君) 内藤君、限られた時間ですから、十二時ちょっと前ですから、簡単にお願ひします。

○内藤功君 もう一言。

○委員長(高平公友君) 内藤君、限られた時間です。八三年三月に、条約勧告適用専門家委員会、ILOの機関がILO九十八号条約について出したこの報告によると、多くを引用しませんが、一番最後のところに、「委員会は、立法機関に対する予算上の権限の留保が、強制仲裁機関が行つた裁判の条件の履行を阻害する効果を持つべきではないことを想起する。」これは非常に重要な指摘であつて、予算上のいろんな制約があつてもやはり強制仲裁機関というものが行つた条件といふのは履行すべきものだと、こういうことを強く言つておるわけです。日本政府は、しばしば自分の方はこういう勧告があれば実行すると言つておきながら、今まで二年続いて人事院勧告の完全実施を行わないということについてどういうふうに申し開きをするかということであります。国際条約は遵守しなきゃならぬ、これは内閣の責任であります。この点をどういうふうに考えられるか。私は大きな問題だと思うんです。時間がありませんが、これは官房長官ですか、総務長官ですか、ILOとの関係でどういうふうに申し開きするのか。また誠実にやっています、一生懸命やつてい

ます、それじゃもう済まないと思ふんですね。

○委員長(高平公友君) ちょっと待ってください。

答弁は、この後、二十七日午前零時五分にお願いすることにして、本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後十一時五十七分散会

昭和五十八年十一月十五日印刷

昭和五十八年十一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C